

令和 7 年度第 7 回一関市総合計画審議会

日 時：令和 8 年 1 月 15 日（木）

14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：議員全員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- （１）次期総合計画前期基本計画冊子レイアウト等について
- （２）次期総合計画実施計画の概要について
- （３）新市建設計画の変更（案）について
- （４）一関市過疎地域持続的発展計画（案）について

4 その他

5 閉 会

令和7年度第7回一関市総合計画審議会

令和8年1月15日開催

市出席者

No.	職		氏 名	備 考
1	市長公室	市長公室長	今野 薫	
2		次長 兼 政策企画課長	飯村 昌弘	
3		政策企画課 課長補佐 兼 政策推進係長	小山 隆之	
4		政策企画課 主任主査	佐々木 さやか	
5		政策企画課 主任主事	渡辺 苑子	
6	総務部	次長 兼 財政課長	吉田 健	
7		財政課 課長補佐 兼 財政企画係長	千葉 健一	
8		財政課 主任主事	千葉 諒太	

株式会社 邑計画事務所

No.	職	氏 名	備 考
1	取締役 技術士	及川 一輝	

次期総合計画前期基本計画冊子レイアウト等について

1 冊子レイアウト【資料No.2】

(1) 共通事項

次期計画は市民、企業・事業者、行政など一関で暮らす私たちすべてが目指す計画と位置付け



様々な人に計画書を読んでもらえるよう、見やすい、読みやすい計画書としたい

- ・ 全体的に柔らかい印象となるような色合い、字体を選択
- ・ 基本は見開き1ページで構成
- ・ ①常用漢字外 ②中学生以降に習う漢字 ③難読と思われる固有名詞 にはふりがなを振った。(各ページ最初の1回のみ)
- ・ 分かりにくい用語は「用語解説」として各ページに記載

(2) 表紙等デザイン

- ・ 市内在住のデザイナー有華さんにデザインを依頼中
- ・ 将来像「ひとりひとりが輝く 挑戦し続けるまち いちのせき」をイメージしたデザインを依頼している
- ・ 表紙のほかに、①目次への挿絵 ②取組の個別ページにおける基本目標ごとの扉ページ のデザインも依頼している

(3) 答申後に追加したページ

【資料No.2】 ページ	項目	内容
P 1	市長インタビュー	これまでの計画書では「はじめに」として市長あいさつ文を掲載。今回は読みやすいようインタビューの形式とした。
P 3	はじめに	計画の「策定の趣旨」「策定体制」「推進体制」を掲載
P 14～15	私の10年後のありたい姿	計画書を手に取った人が、将来像「ひとりひとりが輝く 挑戦し続けるまち いちのせき」を自分事としてイメージできるよう、市民6人に対して「あなたの10年後の目指す姿は?」「あなたにとっての挑戦とは?」の2項目のインタビューを行い、掲載

2 主な周知方法

- (1) 市広報3月号(R8.2.25発行)への掲載
概要版(【資料No.3】)をベースに広報の特集ページとして記事作成
- (2) 市ホームページへの掲載
全体版、概要版、資料編を市ホームページへ掲載
- (3) 計画書の配架
各図書館、市民センター等への計画書の配架
- (4) 各種会議等での説明

3 今後のスケジュール

時期	内容
R8.2月下旬まで	内容の最終確認 → 印刷会社へデータ入稿
R8.2.25	市広報3月号で概要版の周知
R8.3月下旬	計画書納品 → 審議会委員、各施設等へ配布

一関市総合計画前期基本計画

概要版

表紙に合わせたイラストを入れる

総合計画は、市民、企業・事業者、行政など一関市で暮らす私たちすべてが目指す、まちづくりの方向性を定める計画です。一関市のこれまでの取組や課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「一関市総合計画前期基本計画」を策定しました。

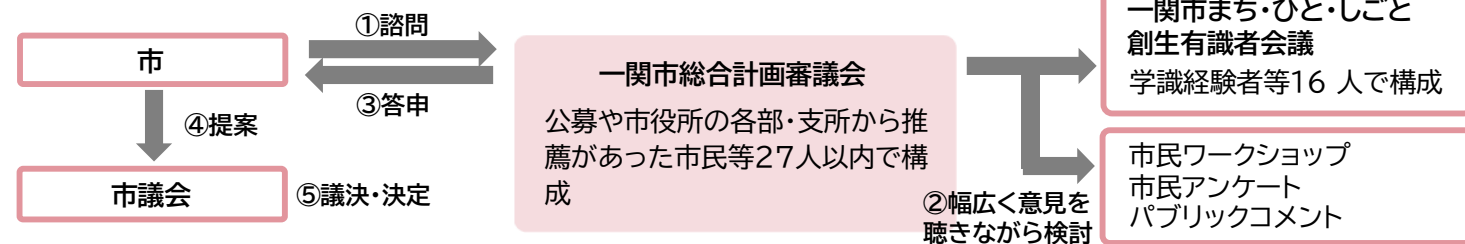
総合計画の構成

総合計画は、まちの将来像や将来像を実現するための基本目標を示した「基本構想」、基本構想に基づいた中長期的な施策の展開を示す「基本計画」、具体的な事業計画を示す「実施計画」で構成されます。

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
実施計画	3年間分について毎年度見直し									

策定の体制

総合計画はの策定にあたっては、市民等で構成される「一関市総合計画審議会」を中心に検討を行い、「一関市まち・ひと・しごと創生有識者会議」と連携を図りながら、市民ワークショップの開催やパブリックコメントの実施など幅広く意見を聴き策定しました。



PICKUP

将来展望人口

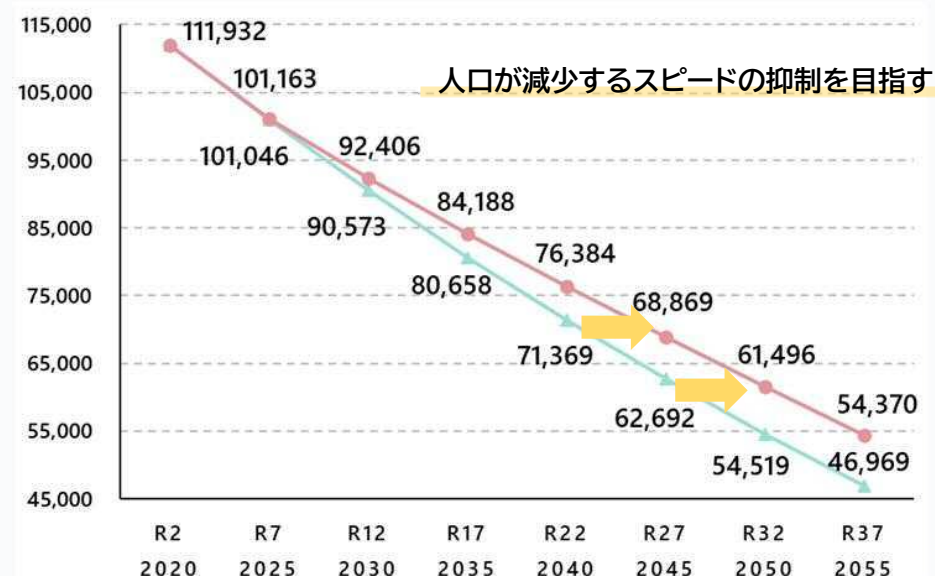
総合計画に掲げる取組を推進することで、人口減少の抑制と人口が減少しても活力のあるまち、地域づくりを目指します。

将来展望人口

- ①出生率が令和5年の水準で維持
- ②これまでの転出超過からの減少が継続した場合に見込まれる将来の人口

独自推計

- ①全国的な出生率の低下と同じ傾向
- ②これまでの転出超過と同じ傾向が継続した場合に見込まれる将来の人口



一関市の将来像

【資料No. 3】
令和7年度第7回総合計画審議会
令和8年1月15日(木)

ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき

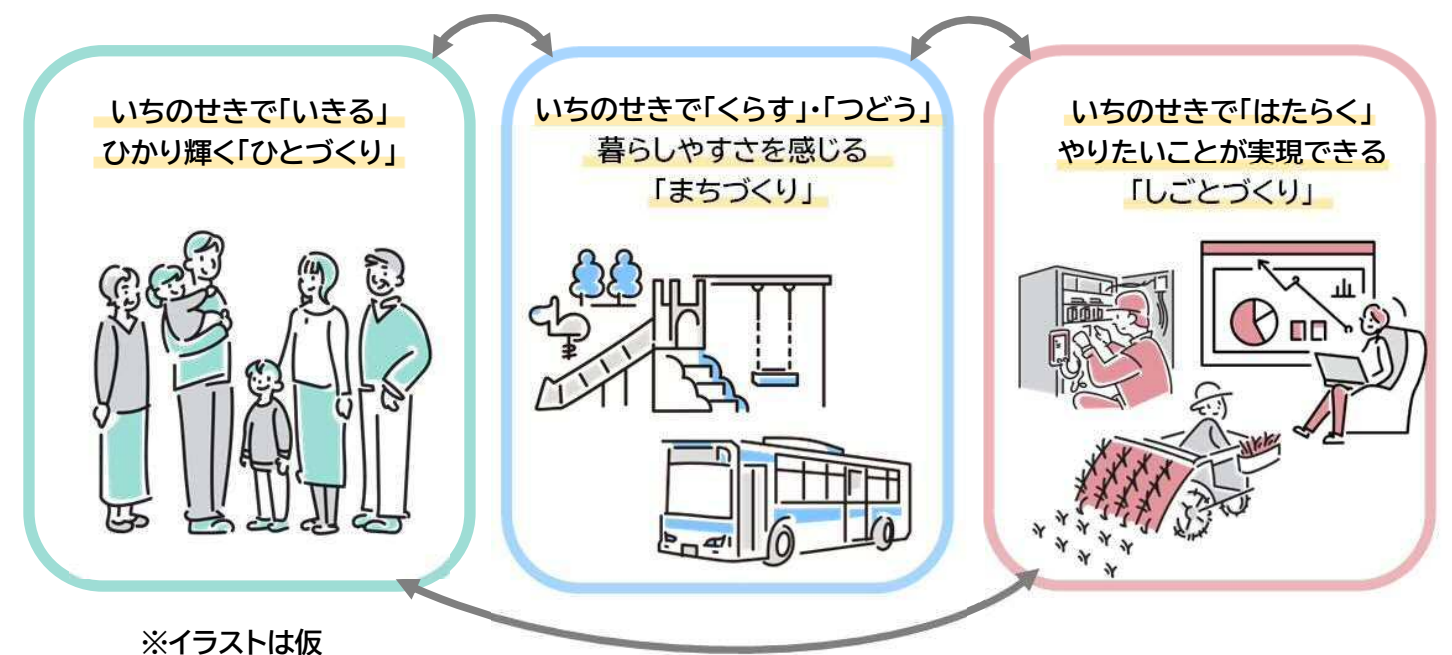
一関市には、豊かで広大な自然、人と自然の中で培われ伝えられてきた歴史や文化、豊かなコミュニティがあり、これまで私たちは、これらを一関市の魅力として見つけ、育て、輝かせてきました。これらの魅力に加え、今後の人口減少社会においては一人ひとりに今まで以上にスポットライトが当たり、私たち一人ひとりの存在も一関市の魅力となっていきます。このさまざまな魅力を持つ一関市を次の世代につなげていくため、私たちには未来に向かって挑戦し続けることが求められます。

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦するひとがいるまちでは、輝く笑顔と幸せが広がります。

私たち一人ひとりのさまざまな挑戦を認め合い、暮らしやすさを実感できるまちとするため、「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」を私たちのまちの将来像に掲げます。

将来像を実現するための基本目標

将来像を実現するために、私たちの暮らしの視点から「ひと」「まち」「しごと」に整理した3つの基本目標掲げます。「ひとづくり」「まちづくり」「しごとづくり」が相互に作用し合い循環することで、将来像の実現を目指します。



将来像を実現するためのまちづくりの考え方と役割

将来像を実現するため、次の4つの考え方でまちづくりを進めます。

01

協働のまちづくり

協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を目指します

02

健全かつ効率的な行財政運営

多様化する市民ニーズに対応する利便性の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、健全な行財政運営を行うことを目指します

03

連携の推進

多様な主体と手を取り合い、それぞれの強みを生かして、地域活性化の推進力の向上を目指します

04

魅力の発信

一関の認知度の向上を目指します

将来像を実現するための基本目標

基本目標を達成するための大目標

大目標を達成するための中目標

いちのせきで「いきる」
ひかり輝く「ひとづくり」



※イラストは仮

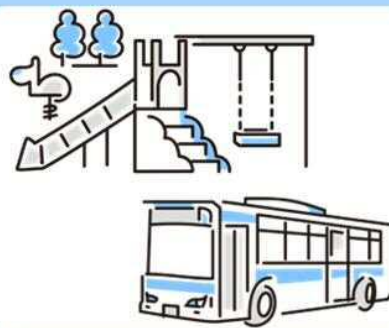
自分らしさを見つけ互いに認めあえるまち

大切なひととの未来を育むまち

学びで可能性を広げるまち

いきいきと自分らしく暮らせるまち

いちのせきで「くらす」・「つどう」
暮らしやすさを感じる
「まちづくり」



暮らしやすい・住みやすい環境が整うまち

安全・安心を感じられるまち

ひとが集まり活力があふれるまち

環境と共生するまち

いちのせきで「はたらく」
やりたいことが実現できる
「しごとづくり」



地域産業が元気なまち

しごとの可能性が広がるまち

多様な働き方が実現するまち

- | | | |
|----|------------------|---|
| 01 | こどもの健やかな成長 | ▶こどもの健やかな育成 ▶支援が必要なこどもへの対応 ▶キャリア教育の推進 |
| 02 | 人権の尊重と支え合いの地域づくり | ▶人権教育と人権啓発の推進 ▶相互理解と支え合いの推進 ▶一人ひとりが活躍できる社会の推進 |
| 03 | 結婚と出産の選択の尊重、支援 | ▶結婚、こどもを持つことへの選択の尊重 ▶結婚を希望する人への支援 ▶妊娠・出産への支援 |
| 04 | 子育てしやすい環境づくり | ▶地域全体で子育てを支える意識醸成と体制づくり ▶子育てに関する支援 ▶子育てに対する不安の解消 |
| 05 | こどもの学びの環境づくり | ▶こどもを育む教育の推進 ▶高校や高等教育機関における教育環境の整備 ▶地域との連携の推進 |
| 06 | 生涯学べる環境づくり | ▶地域の拠点としての社会教育施設の整備 ▶生涯学習の推進 |
| 07 | 健康寿命の延伸 | ▶効果的な健康づくりの推進 ▶フレイル予防といきがいづくりの推進 |
| 08 | 多様な社会参加の推進 | ▶社会参加を支える体制の整備 ▶ライフステージや状況に応じた生活の支援 |
| 09 | つながる機能の整備 | ▶道路ネットワークの整備 ▶公共交通ネットワークの維持・確保 ▶情報通信ネットワークの利活用 ▶ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 |
| 10 | 暮らす機能の整備 | ▶住環境の整備 ▶上下水道の整備 ▶公共施設の適切な管理 |
| 11 | まちの医療、福祉体制の確保 | ▶医療の体制の維持・確保 ▶福祉の体制の維持・確保 |
| 12 | 安全なまちの整備 | ▶日常における安全の確保 ▶災害・非常時における安全の確保 |
| 13 | まちにつながるひとの拡大 | ▶戦略的な移住人口、関係人口の創出 ▶若い世代に向けた移住、定住の取組の強化 ▶移住者、定住者の受入れに関する意識の醸成 |
| 14 | 地域づくり活動の充実 | ▶自主的な活動の推進と支援 ▶地域づくり活動の基盤強化 |
| 15 | まちの景観の保全 | ▶農地や森林による景観の維持・保全 ▶まちの景観の維持・保全 ▶文化的な景観の維持・保全 |
| 16 | 持続可能な脱炭素社会の実現 | ▶新エネルギー、再生可能エネルギーの導入 ▶省エネルギーの推進 |
| 17 | 自然と資源の保全 | ▶環境汚染の未然防止 ▶廃棄物の発生抑制と再利用の促進 |
| 18 | 農林業の振興 | ▶農業の生産性と収益性の向上 ▶持続可能な森林経営の確立 ▶農林業の担い手の確保と育成 |
| 19 | 商業、観光業の振興 | ▶商業、サービス業の振興 ▶観光業の振興 |
| 20 | 工業の振興 | ▶工業の振興 |
| 21 | 多様な働く場づくり | ▶企業の誘致による働く場の創出 ▶仕事の組合せによる働く場の創出 |
| 22 | 起業と事業承継によるしごとづくり | ▶起業の推進 ▶事業承継の推進 |
| 23 | 働くことにつながる環境づくり | ▶地元就職・職場定着の促進 ▶専門的人材の確保 |
| 24 | 働き続けられる環境づくり | ▶働きやすい職場づくり ▶キャリア育成に向けた環境づくり |

重点プロジェクト

人口減少のスピードの抑制につながると期待される、重点的に考慮する進め方の方針

- ①若者・女性・外国人が輝けるまちづくり
- ②ILCの実現を見据えたまちづくり
- ③駅東口工場跡地の利活用などによる一ノ関駅周辺のまちづくり
- ④DX推進による快適で持続可能なまちづくり

総合戦略

人口減少に立ち向かうため戦略的に取り組む、重点プロジェクトと中目標に掲げる事項のうち人口減少のスピードの抑制につながる取組

第3期一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略
～人口減少に立ち向かう

私たちの未来への挑戦～

～最後に～

このまちを将来にわたり暮らし続けたいまちとするためには、人口減少による影響をできるだけ少なくし、私たちの幸せを育む一関市というまちを守っていけるよう挑戦し続け、地域の活力を高めていくことが重要です。

今を生きる私たち、そしてこれから産まれてくる子どもたちが、幸せを実感しながら暮らすことができるよう、一人ひとりが手を携えてまちづくりに取り組みます。

一関市総合計画実施計画について

○ 位置づけについて

一関市総合計画については、以下の3階層による構成としている。

(1) 基本構想

目指すべきまちの将来の姿を明らかにするとともに、その将来像実現のためのまちづくりの基本理念と基本目標を定める。

【令和8年度～令和17年度
(2026年度～2035年度)】

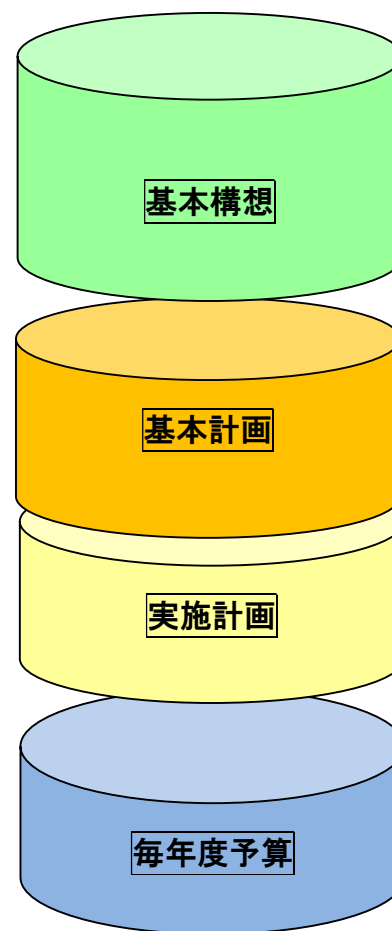
(2) 基本計画

基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すものとし、社会経済情勢の変化に対応するため、前期、後期の計画としている。

- ・前期【令和8年度～令和12年度
(2026年度～2030年度)】
- ・後期【令和13年度～令和17年度
(2031年度～2035年度)】

(3) 実施計画

基本計画に基づき、毎年度、向こう3か年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながらローリングにより見直し、市の予算編成の指針とするもの。



基本構想 令和8年度～令和17年度 (2026年度～2035年度)

- 一関市の将来像
「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」
- 将来像を実現するための基本目標
- 将来像を実現するためのまちづくりの考え方と役割

(前期)基本計画

令和8年度～令和12年度
(2026年度～2030年度)

(後期)基本計画

令和13年度～令和17年度
(2031年度～2035年度)

実施計画

【向こう3か年度分】
(毎年度策定、ローリングにより見直し)

○ 実施計画策定の考え方

- ・ 平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とした一関市総合計画において「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を将来像に掲げてその着実な実施に向けて各施策を体系的かつ効果的に展開してきたところである。令和 8 年度からは「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」を新たな将来像に掲げ、実現に向けて、「ひと」「まち」「しごと」に整理した 3 つの基本目標掲げ、まちづくりを進めることとしている。
- ・ まちづくりを推進するに当たっては、本市の現時点における様々な状況を把握し、将来の社会情勢の変化等を的確に想定しつつ、市のまちづくりのための課題は何か、その課題解決のために何を実施しなければならないかを明らかにするなど、実効性があり、かつ、適時適切な計画を策定し進めていくことが必要であるため、実施計画では、基本計画に基づき、向こう 3 か年度分の事業計画を定めることとしている
- ・ 今回の実施計画策定に当たっては、本市の最大で最優先の課題である人口減少による影響への対処のほか、物価高騰への対策を行いながら、多様化する市民ニーズに対応することができるよう、事業を検討したところである。

また、厳しさを増す財政見通しの中にあって、後年度の経費負担の状況などを勘案し、限られた財源を有効に活用しながら財政の健全性の確保に努め、基本計画で示した大目標・中目標ごとの施策をどのように推進していくかを検討し、具体的な事業計画を定めたところであり、併せて予算編成の指針として、その実効性を確保するという考え方で作成したところである。
- ・ なお、実施計画は、前期基本計画に掲載された課題解決のために行う事業や一関市公共施設等総合管理計画を推進するために行う事業を掲載していることから、市が実施する全ての事業は掲載しておらず、事務的経費のみで構成される事業や毎年度固定的に経費が支出される事業は、予算には計上しているが、実施計画には含まれていないものがある。

○ 総合戦略について

一関市総合計画基本計画において、人口減少や少子高齢化などの社会構造や社会経済情勢が変化する中においても、人口が減少するスピードを抑制し、いつまでも暮らしつづけることのできる活力のあるまちとするため、人口減少のスピードの抑制につながる取組を、「総合戦略」として戦略的に取り組むこととしている。総合戦略における具体的な事業については、総合計画実施計画で定めることとしていることから、当該事業を「総合戦略」として区分する。

○ 一関市公共施設等総合管理計画短期計画事業について

平成 17 年及び平成 23 年の 2 度の市町村合併により誕生した本市は、昭和 40 年代からの高度経済成長期以降に整備された多くの公共施設を所有している。こうした中、今後見込まれる施設の老朽化に伴う修繕費の増加や人口減少等による公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方として、平成 29 年 3 月に計画期間を 30 年間とする一関市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって適正な施設配置や施設の長寿命化など、将来を見据えた公共施設のあり方を検討するとともに、財政負担の平準化を図りながらコストと便益の最適化の取組を進めることとしている。

平成 30 年 6 月に策定した一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画（平成 30 年度から令和 8 年度まで）における具体的事業については、実施計画表中の公共施設短期計画の欄に「○」印のあるものであり、一関市総合計画実施計画と合わせ、向こう 3 か年度において実施する事業を毎年度ローリングにより見直しながら実施していくこととしている。

次期中期計画期間である令和 9 年度以降についても、引続き計画的な施設保全に取り組んでいく必要があることから、一体で事業を計画している。

【参考】事業掲載ページのイメージ（一関市総合計画実施計画【令和6年度策定分】より抜粋）

一関市総合計画実施計画（令和7・8・9年度）

単位：千円

まちづくりの 目標	施策項目	施策の展開	公共 施設 短期 計画	No.	事業名称	事業の概要	3か年計 事業費	令和7年度 事業費	令和8年度 事業費 【参考】	令和9年度 事業費 【参考】
1. 地域資源 をみがき生か せる魅力ある まち	1-1 農林水 産業	(1) 魅力ある 農業と担い 手づくり		1	担い手育成対策事業費	認定農業者・認定新規就農者等の担い手の経営改善計画・青年等就農計画の取組を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。	5,592	1,864	1,864	1,864
				2	担い手経営サポート事業費	担い手の経営能力向上のため、パソコン農業簿記講習会や認定農業者の会現地視察研修会を行う。また、いわてアグリフロンティアスクール(岩手大学)参加費の助成を行う。	1,506	502	502	502
				3	ふるさとワーキングホリデー推進事業費	ふるさとワーキングホリデー制度を活用し、農業などを志向する都市部の若者が働きながら地域住民と交流したり、学ぶ機会を提供する。	17,670	8,835	8,835	
				4	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	農業経営基盤強化資金の融資を円滑にするため、資金に係る利子に対し補助する。	1,569	686	518	365
				5	農業近代化資金利子補給補助金	農業近代化資金の融資を円滑にするため、資金に係る利子に対し補助する。	6,651	1,984	2,218	2,449
				6	新規卒卒者等就農促進支援事業費	雇用による栽培研修や座学研修等により、農業従事経験を通して就農意向を確立することで、新規就農者を育成する。	41,622	13,874	13,874	13,874
				7	意欲ある農業担い手支援事業費	新たな担い手の機械の導入等に係る経費を補助し、農業者等の支援を行う。	12,120	4,040	4,040	4,040
				8	いちのせき農業法人雇用促進事業費補助金	農業法人の雇用拡大を支援するため、農業生産基盤の拡大や就労環境の整備などに要する経費に対し補助する。	3,500	3,500		
				9	いちのせき子育て農業者応援事業補助金	出産・育児により農業に従事できない期間、アルバイトを雇用する経費に対し補助する。	3,750	1,250	1,250	1,250
				10	新規就農者経営開始支援事業費補助金	農業人材の呼び込みと定着を図るため、経営開始直後の新規就農者に対し、経営開始資金を補助するとともに、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等に要する経費に対し補助する。	149,625	40,125	47,625	61,875

新市建設計画の変更について

1 概要

- (1) 平成17年2月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村により設置された「一関地方合併協議会」が策定したもので、この1市4町2村を対象地域として、合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針を定めたもの。(現計画期間：平成18年度～令和7年度)
- (2) 平成17年9月の合併により誕生した一関市は、「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」が適用され、新市建設計画に登載する事業に対し、旧合併特例法の規定により合併特例債(※)を発行することが可能となっている。

※ 合併特例債 … 市町村合併後の新しいまちづくりを行うための事業費として、自治体が「新市建設計画」に基づき借り入れできる有利な地方債

- (3) 平成24年6月「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成30年法律第19号)」の改正により、合併後「10年度」とされていた合併特例債の発行可能期間が10年延長され「20年度」となったことから、平成28年3月に一関市の新市建設計画の計画期間を令和7年度まで延長した。
- (4) 旧合併特例法は平成18年3月までの合併に適用されることから、平成23年の藤沢町との合併には適用されないため、藤沢地域に限定する事業については合併特例債を発行することができない。なお、新市建設計画に登載し全市域を対象として実施する事業については、藤沢地域における事業についても合併特例債を活用しており、また、藤沢地域に限定する事業については、過疎対策事業債などを活用しながら事業を実施している。

2 計画変更の目的

平成30年4月に「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成30年法律第19号)」の改正により、合併特例債の発行可能期間が5年延長された。

被災市町村である当市においても、令和12年度まで合併特例債を活用できることから、今後も継続して市の一体性を確立し、市全体の均衡ある発展を図るとともに、さらには将来の財政運営の柔軟性を確保するため、計画期間を延長するもの。

3 計画変更の内容

- (1) 計画期間の変更 平成18年度から令和7年度までの20か年から、令和12年度までの25か年に変更
- (2) 文言の修正 社会情勢の変化、法令・制度改正等の状況を踏まえた文言を修正
- (3) 数値の修正 主要指標の数値データを直近の数値に入れ替え、計画期間終期の令和12年度まで延長
- (4) 新市の主要施策に係る主な事業の追加

令和12年度までに想定される事業を追加

追加した主な事業 一ノ関駅東西自由通路整備、一ノ関駅東口工場跡地の利活用整備、一般廃棄物処理施設等整備、火葬場改修

- (5) 新市における県事業の追加
- (6) 財政計画の見直し 計画期間の延長に合わせて、財政計画を変更

4 今後のスケジュール

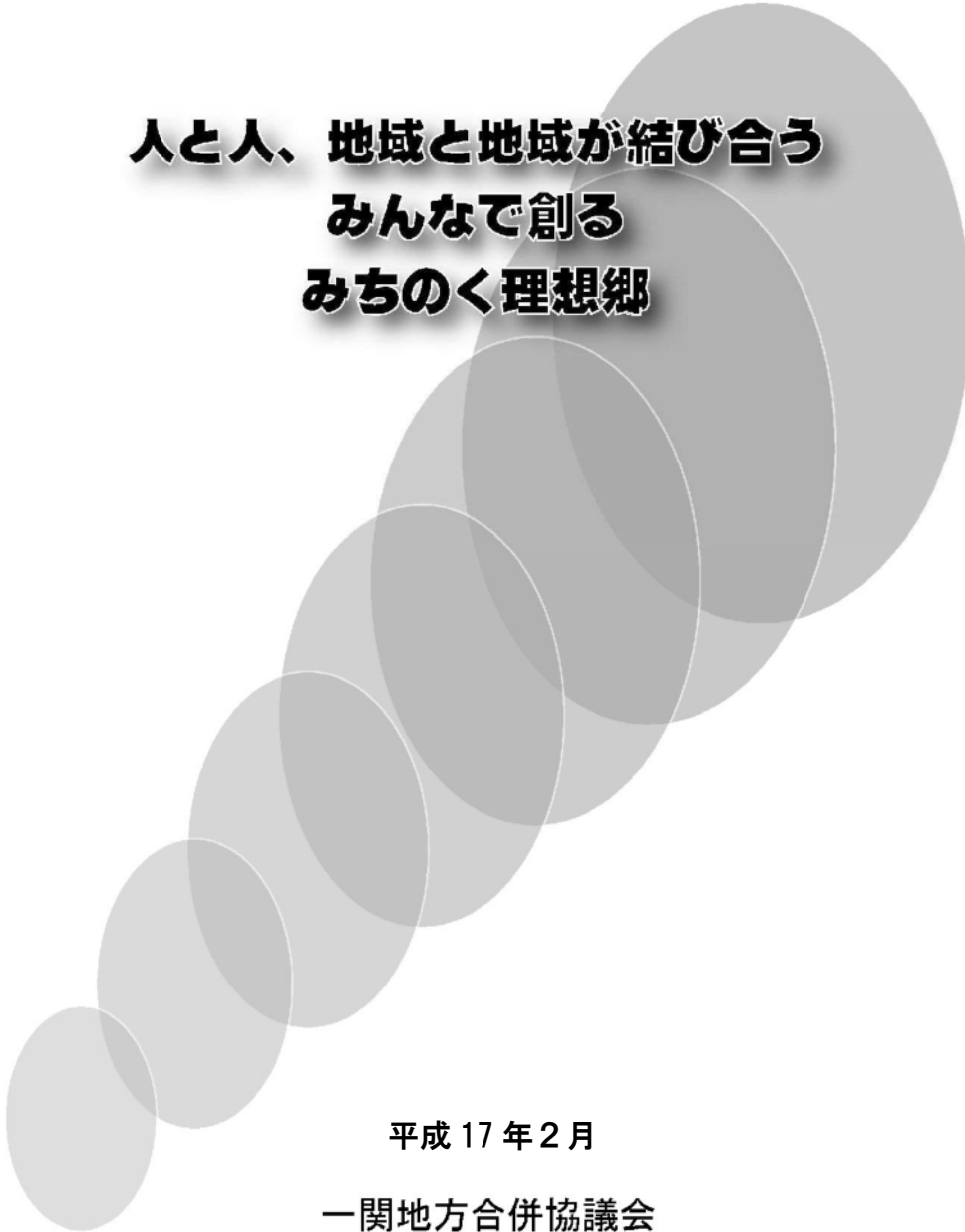
時 期	内 容
令和8年1月15日	一関市総合計画審議会での意見聴取
2月	県への正式協議
2月	議員全員協議会（変更計画案説明）
2月	議会へ提案
3月	議会議決（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第2項第2号）
3月	知事・関係大臣への報告 計画公表

計画案についてご意見などございましたら、お手数ですが財政課財政企画係まで電話又は電子メールにてお寄せください。

【1/19（月）期限】

（ 電話 21-8233、電子メール zaisei@city.ichinoseki.iwate.jp ）

新市建設計画



**人と人、地域と地域が結び合う
みんなで創る
みちのく理想郷**

平成17年2月

一関地方合併協議会

平成28年3月 変更

令和8年3月 変更

一 関 市

目 次

はじめに	1
第1章 序 論	3
1 合併の必要性	3
2 計画作成の方針	8
第2章 新市の概況	9
1 位置・地勢	9
2 沿 革	10
3 面積・土地利用	11
4 人口・世帯	12
5 産 業	14
6 主要指標の見通し	17
第3章 新市建設の基本方針	19
1 将来像	19
2 基本目標	20
3 まちづくりの方向性	21
第4章 新市の主要施策	23
1 『ふれあいと交流で広がりを感じるまち』をめざして	24
2 『自然と共生し地域の良さを感じるまち』をめざして	27
3 『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして	29
4 『心豊かな人生と文化の香りを感じるまち』をめざして	32
5 『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして	35
第5章 計画の推進	40
第6章 まちづくりの重点施策	42
第7章 新市における県事業	43
1 県の役割	43
2 新市における県事業	43
第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針	46
第9章 財政計画	47
1 財政計画作成にあたって	47
2 歳 入	47
3 歳 出	48
4 財政計画	50
用語解説	54

【新市建設計画について】

新市建設計画は、平成 17 年 2 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村により設置された「一関地方合併協議会」が策定したもので、この 1 市 4 町 2 村を対象地域として、合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針を定めたものです。

平成 17 年 9 月の合併により誕生した一関市は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が適用され、新市建設計画に登載する事業に対し、旧合併特例法の規定により合併特例債を発行することが可能となっています。

旧合併特例法は平成 18 年 3 月までの合併に適用されることから、町との合併には適用されないため、藤沢地域に限定する事業については合併特例債を発行することができません。

なお、新市建設計画に登載し全市域を対象として実施する事業については、藤沢地域における事業についても合併特例債を活用しており、また、藤沢地域に限定する事業については、過疎対策事業債などを活用しながら事業を実施しております。

【今回の計画変更について】

合併特例債の発行期限は、合併年度から 10 年とされておりましたが、東日本大震災の発生を受け 10 年間延長され、また、平成 28 年の熊本地震など相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、令和 12 年度まで発行が可能となったことから、引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更し、今後 5 年間に想定される事業を追加するものです。

【これからのまちづくり】

市では、総合計画を市の計画の最上位に位置づけて事業を推進しております。

総合計画は、10 年間にわたるまちづくりの基本理念や基本目標を定める「基本構想」、分野ごとの施策の推進方法を定める前期・後期の 5 年間ごとの「基本計画」、向こう 3 力年度の具体的な事業計画を定める「実施計画」の 3 段階で構成しており、基本構想で掲げるまちづくりの将来像の実現に向け、事業を推進してまいります。

はじめに

私たちが暮らしている一関地方は、西に栗駒国定公園の秀峰栗駒山、東に県立自然公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと流れています。

また、冷涼な気候の岩手県内にあっては比較的温暖な地域であり、このような水と緑の豊かな自然に恵まれた美しいゆとりのある環境の中で人々の暮らしが営まれています。

一関地方の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡がみられ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。歴代の先人たちは文化の興隆に力を注ぎ、当地方から多くの優れた人材が輩出されました。この教育と文化を尊ぶ伝統は現在にも受け継がれています。

以来、それぞれの変遷を経て、今の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村に至りましたが、今日までの歩みは決して平坦なものではなく幾多の困難にも直面しました。それらを克服し今日に至ったのは、住民一人ひとりの地域発展に対する強い意欲とたゆまぬ努力の積み重ねによるものでした。

一関市の歩みは水害復興から始まり、今では岩手県南・宮城県北の地域経済、医療、教育などの中核都市としての役割を担うまでになりました。

花泉町は、農業を立町の基本に据えながら、農・商・工の調和のとれた振興、さらには教育、文化、福祉の充実に取り組み、着実に歩んできました。

大東町は、第一次産業を基幹とし、豊かな自然と調和した室蓬譲水の里として活力と魅力に満ちたまちづくりを進めてきました。

千厩町は、古くから農業を基幹に商工業も盛んに行われ、東磐井における経済や暮らしの中心的な役割を担いながら発展してきました。

東山町は、町制施行年の大型工場の立地を契機に、それまでの基幹産業であった農業とあわ

せて、工業の町としても発展を続けてきました。

室根村は、農業や工業、室根山の資源を活かした観光の振興、環境と調和した地域づくりなどに取り組み、着実な成果をあげてきました。

川崎村は、川を活かしたまちづくりの推進と、昨今の治水事業等の進捗もあって、内陸部と沿岸部を結ぶ要衝として発展してきました。

このように様々な面で交流と連携を深め、築き上げてきた1市4町2村は、今を生きる私たちの生活をより一層向上させるため、これまで生活圏・経済圏・文化圏を共にしてきた両磐広域圏が一体として栄えることを希求し、次代を担う子供たちが誇りを持てる「まち」を創造していくことをめざして、今また、新たな歩みを始めようとしています。

第1章 序 論

1 合併の必要性

(1) 暮らしやすい地域をつくるために

① 広域化する人々の暮らしや経済活動を支える

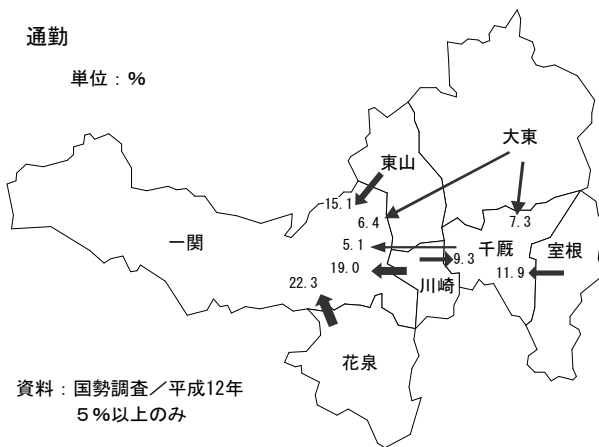
昭和の大合併から約 50 年が経過し、この間、交通機関や道路網の発達、車社会の進展などに伴って、人々の日常生活や経済活動の範囲は広域化してきました。

本地域においては、就労の場、病院、商業施設などが集積している一関市を中心とした生活圏が形成されており、通勤、通学、通院、買物などは、既にこれまでの行政区域を越えて大きく広がっています。

こうした人々の暮らしや経済活動がよりスムーズに行われるようにするためには、生活圏に見合った市町村の再編により、広域的な活動を支える一体的な行政サービスの提供が必要です。

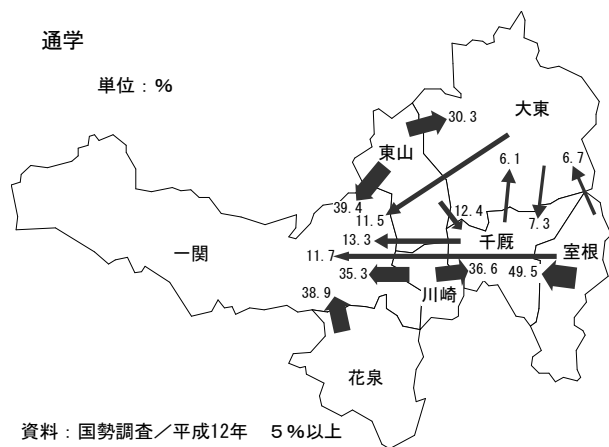
通勤

単位：％



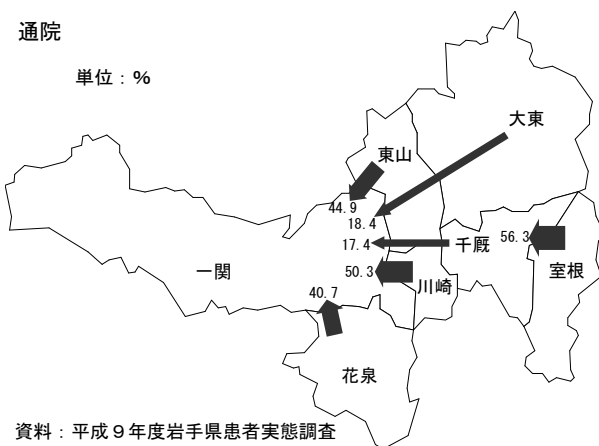
通学

単位：％



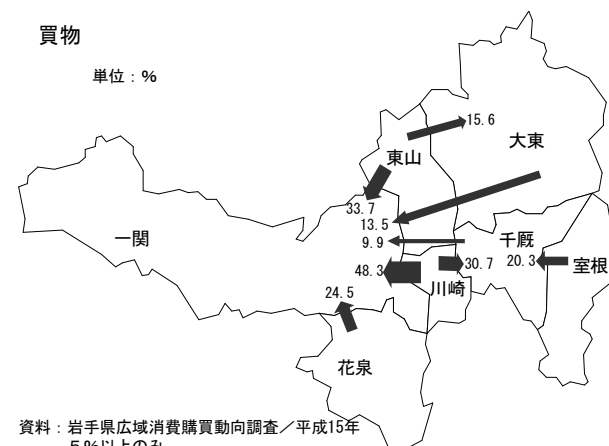
通院

単位：％



買物

単位：％



②安全で快適な生活環境を確保する

本地域は、北上川とその流域が洪水の常襲地となっていて、治水対策が地域固有の重要な課題であり、現在行われている治水事業の促進をはじめとした、より安全なまちづくりが強く求められています。また、地域の一体感を高め、人や物の移動・交流をスムーズにする道路交通網の整備、快適な暮らしを支える上下水道や公園の整備、さらには情報通信分野の整備などが求められています。

広大な面積を有し、県境に位置している本地域において、安全で快適な生活環境を整えていくためには、国や県の支援制度等の効果的な導入を図りつつ、広域的な視点による計画的かつ重点的なまちづくりを進めていく必要があります。

市町村道の整備状況(平成14年度) 単位: %

区 分	改良率	舗装率
新 市	45.7	43.5
岩手県内平均	53.8	51.8

資料: 岩手県市町村概要資料集/平成16年6月発行

上下水道の整備状況(平成14年度) 単位: %

区 分	水道普及率	汚水衛生処理率
新 市	77.9	35.2
岩手県内平均	90.1	56.1

資料: 岩手県市町村概要資料集/平成16年6月発行

(2) 自主・自立の地域をつくるために

①地域活力の向上を図る

地域の産業経済は現在、多くの分野において厳しい状況におかれています。

農業は自然環境の保全や食の安全性などが重要視され、その果たす役割が再認識されてきていますが、耕地面積、農家数とも減少傾向が進み、近年さらにその減少幅が大きくなっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、厳しい国際競争のなかで事業所の減少傾向が続いています。

商業は商圈の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しています。

観光も主力となる観光地を中心に観光客が減少しています。

また、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このように苦境に立たされている地域産業・地域経済を活性化させるためには、若者の定着と交流人口の増加を図ることが重要であり、誰もが魅力を感じ安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、7市町村の地域資源を結集・共有し、都市としての総合力を高めるととも

に、県内で人口規模や拡大する経済規模を活かし、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう岩手県南・宮城県北の中核都市としての存在感を高めていくことが必要です。

総人口、農業産出額、製造品出荷額、商業年間販売額、観光客入込数

区 分	人口		農業産出額		製造品出荷額等		商業年間販売額		観光客入込数	
	実数 (人)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内順 位	実数 (万人回)	県内順 位
新 市	130,373	2	275	1	2,643	2	2,074 1,814	4 6	200	5
一 関 市	63,510	4	62	19	1,340	5	1,476	9	127	10
花 泉 町	16,127	27	56	22	131	27	146	28	11	51
大 東 町	17,789	20	85	13	104	34	115	29	9	54
千 厩 町	13,504	31	23	38	832	6	203	21	10	53
東 山 町	8,493	39	8	52	129	28	79	35	25	39
室 根 村	6,316	45	27	34	86	37	29	52	16	46
川 崎 村	4,634	52	15	48	21	50	26	54	1	57
資料	国勢調査／平成12年		岩手県生産農業所得統計／平成14年		工業統計／平成14年(従業者4人以上)		商業統計／平成14年 経済センサス／令和3年		岩手県観光統計概要／平成14年	

②地方分権時代に即応し自治能力を強化する

平成 12 年 4 月のいわゆる地方分権一括法の施行により、これまでの中央集権から地方分権への移行に向けた抜本的な改革が始められ、地方においては、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力と、その責任を自らが果たす自己責任能力を備えることが求められてきます。

また、岩手県を含む北東北 3 県では、県境を越えた連携活動が活発に行われており、近い将来の道州制の可能性も議論されているところです。

こうした地方分権の進展とこれに伴う権限や財源の移譲により、地域の実情に即したまちづくりが可能となることから、本地域においても、独創的な政策を立案できる行政基盤とそれを主体的に遂行できる安定した財政基盤を備えた強固な体制を築いていくことが必要です。

③効率的・効果的な行財政の基盤を確保する

戦後、順調に成長を続けてきた我が国の経済は深刻な不況に陥り、そのうえ国・地方ともに多額の債務を抱えている状況にあります。消費需要は冷え込んだまま景気回復の兆しは容易に見えてこない状況にあり、これからの低成長時代には、経済が大きく好転して人々の所得が大幅に増加することは期待できず、地方交付税や自主財源となる市町村税などの減収が見込まれます。

このような中で行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

主な財政指標（平成 15 年度）

項 目	単位	一関市	花泉町	大東町	千厩町	東山町	室根村	川崎村	合計
歳入決算総額	億円	241.1	76.1	120.2	61.7	60.8	43.6	40.1	643.7
うち市町村税の占める割合	%	29.6	13.0	7.4	16.3	10.1	6.7	7.0	17.4
うち地方交付税の占める割合	%	24.9	38.9	34.0	34.9	30.9	45.7	46.4	32.5
歳出決算総額	億円	237.0	75.4	114.0	60.6	58.8	42.0	38.4	626.2
住民 1 人当たり決算額	万円	38.4	46.9	65.1	45.1	69.9	66.3	82.8	48.9
財政力指数		0.54	0.27	0.22	0.34	0.27	0.16	0.16	0.41
経常収支比率	%	85.2	91.7	89.5	93.6	84.0	82.0	80.9	87.0
職員数(H16. 4. 1)	人	526	164	219	167	121	109	85	1,391
人口千人当たり	人	8.5	10.2	12.5	12.4	14.4	17.2	18.3	10.9

資料：各市町村決算カード/平成 15 年度、(職員数は各市町村担当課調べ)。

財政力指数の合計については、平成 16 年度普通交付税の一本算定による試算値。

(3) 社会の変化に対応していくために

①多様化・高度化する住民ニーズに応える

人々の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく様変わりしてきています。情報化や国際化の進展、環境への意識の高まり、女性の社会進出などが進み、人々の意識は、経済的な価値を重視する考え方から、健康や心のゆとりを大切にし、自己を実現して質的に豊かな生き方を求めようとする考え方へと変わりつつあり、同時に社会への参加や貢献を重視する意識も芽生えてきました。

こうした大きな時代の転換期にあって、行政が対応する社会問題や求められる行政サービスも自ずと変化してきており、今後ますます多様化・高度化していくと予想される住民ニーズを的確に捉えながら、将来にわたって柔軟に対応できる体制を整えていく必要があります。

②少子高齢・人口減少社会に対応する

我が国は世界にも例を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。少子高齢化は、経済成長の低迷や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。ひとり暮らし老人の世帯や介護を必要とするお年寄りが増え、医療や福祉などの公的サービスの需要が増大し、高齢者を支えるために若年層への負担は年々重くなってきます。

高齢化率

区 分	高齢化率(%)
新 市	24.9
岩 手 県	21.5
全 国	17.3

資料：国勢調査／平成12年

本地域は、その度合いが県内でも顕著で、今後ますます少子高齢化と人口減少が進むことは確実であり、このような社会構造の中で、高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、サービス提供にかかるコストを可能な限り低減させていく必要があります。

(1) 計画作成の趣旨

新市建設計画は、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、その効果的な推進により、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために作成するものです。

(2) 計画の構成

計画は、新市建設の基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の統合整備の方針及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

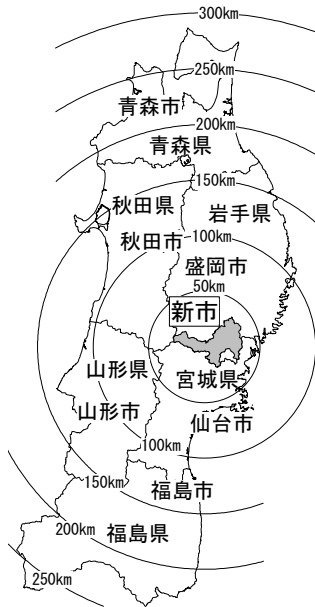
計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね **25 年間（平成 18 年度から令和 12 年度）** とします。

(4) 計画の実施にあたって

主要施策については、今後の社会経済情勢等の変化によっては、事業手法の変更、新たな事業の展開や改廃などが必要となることから、これを硬直的なものとし、合併後、新市の総合計画に基づき毎年度定められる実施計画（向こう 3 カ年の事業計画）の策定作業や予算編成において、その時点で最良と考えられる方策を選択し、そのときどきの課題に柔軟に対処していきます。

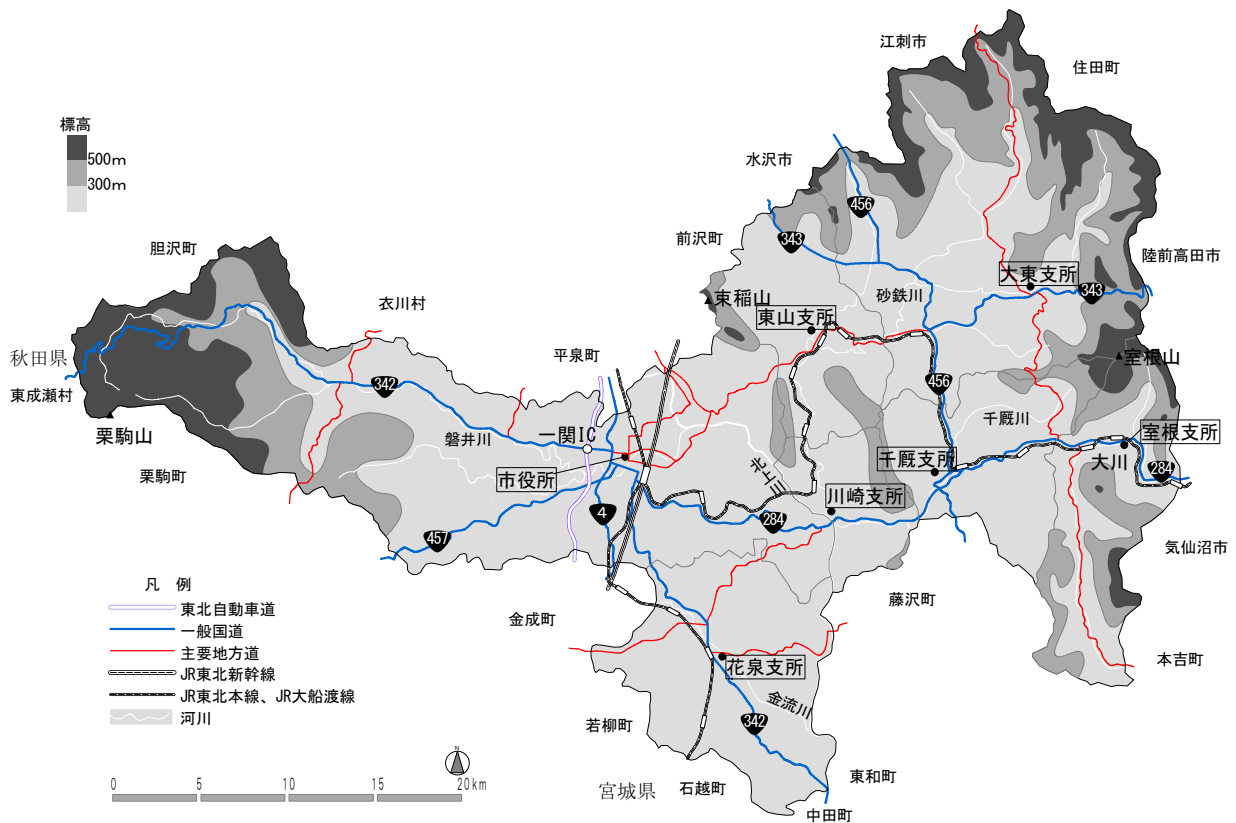
第2章 新市の概況

1 位置・地勢



新市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から 450 km の距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山の周囲に深い森がひろがり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関の狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭窄部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。



2 沿 革

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、下の図に示すように32の町村に分かれていました。

昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、現在の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となりました。

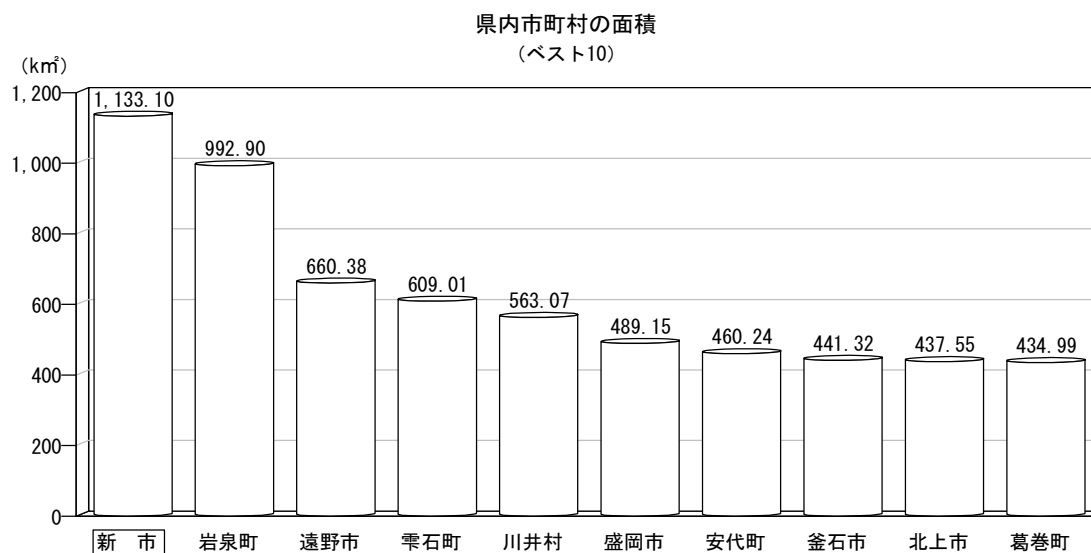
このように市町村の区域はその時代の移り変わりに対応して、変遷をたどってきました。



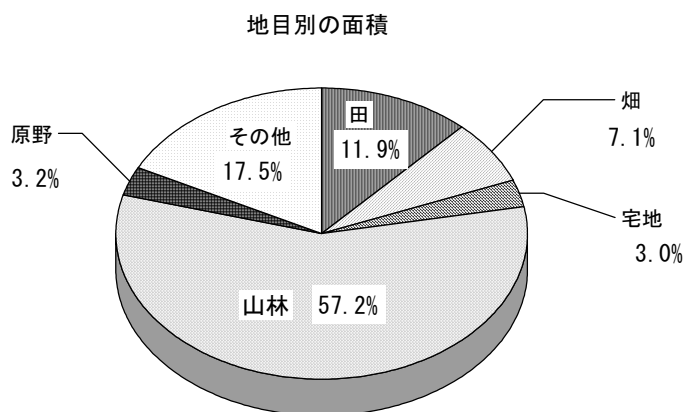
3 面積・土地利用

新市の総面積は1,133.10 km²で県内一の規模となり、東西は約63 km、南北は約46 kmの広がりがあります。

土地利用の状況は、総面積のうち57.2%が山林で占められ、次いで田が11.9%、畑が7.1%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。



資料：県市町村課・市町村資料／平成14年1月1日現在

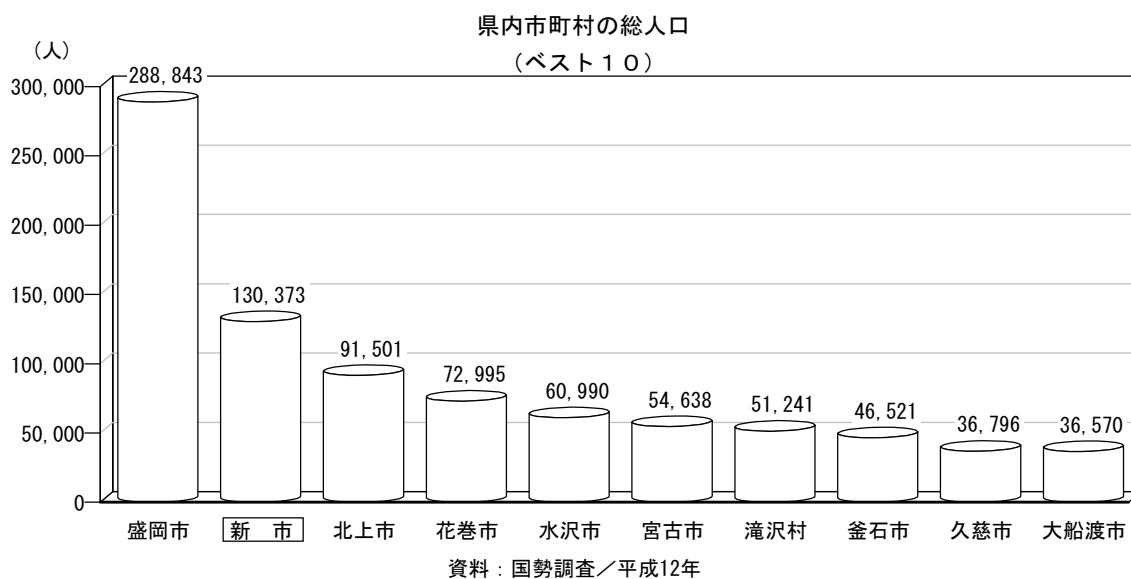
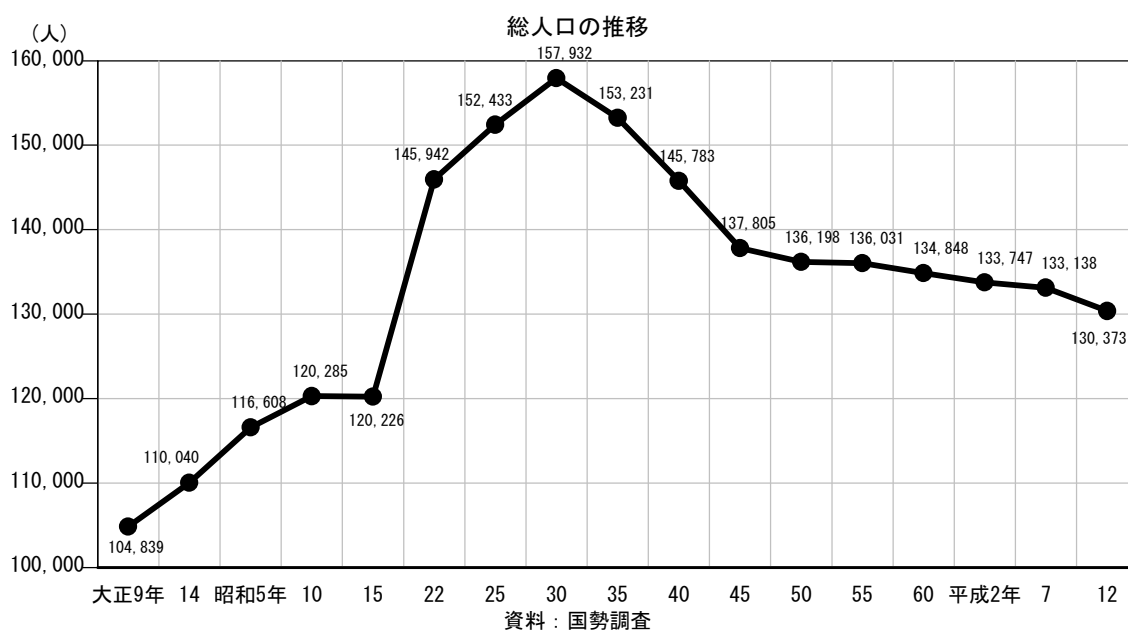


資料：県市町村課・市町村資料／平成14年1月1日

(1) 総人口

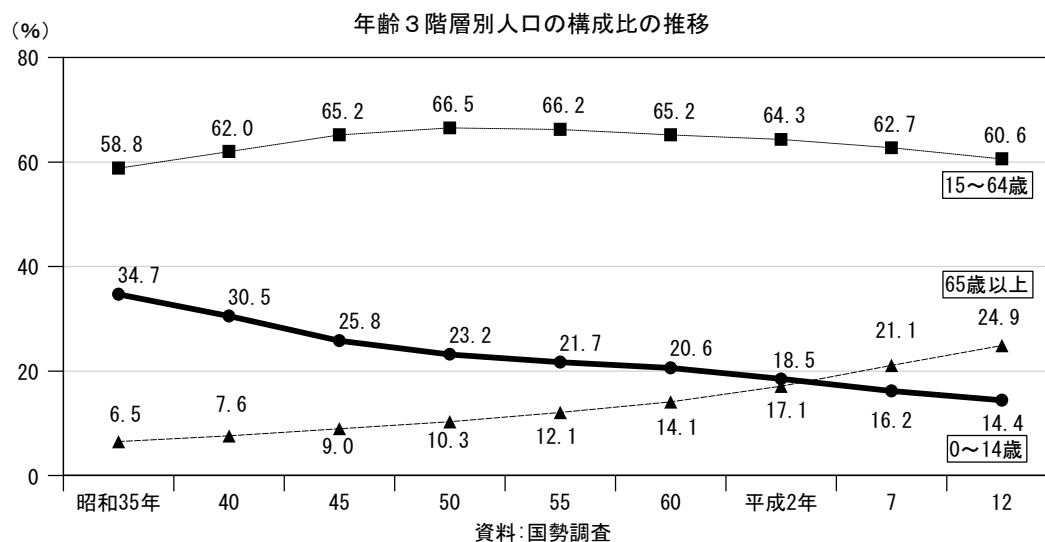
平成12年の国勢調査による新市の人口は130,373人で、岩手県全体の9.2%を占め、県内では盛岡市に次いで第2位の人口規模となります。

過去の人口の推移をみると、戦後大きく増加した人口は昭和30年代から40年代にかけて転出超過により大幅な人口減となりました。昭和50年からは緩やかな減少傾向が続いており、平成7年から12年の5年間では約2,800人の減少となりました。



(2) 年齢3階層別人口

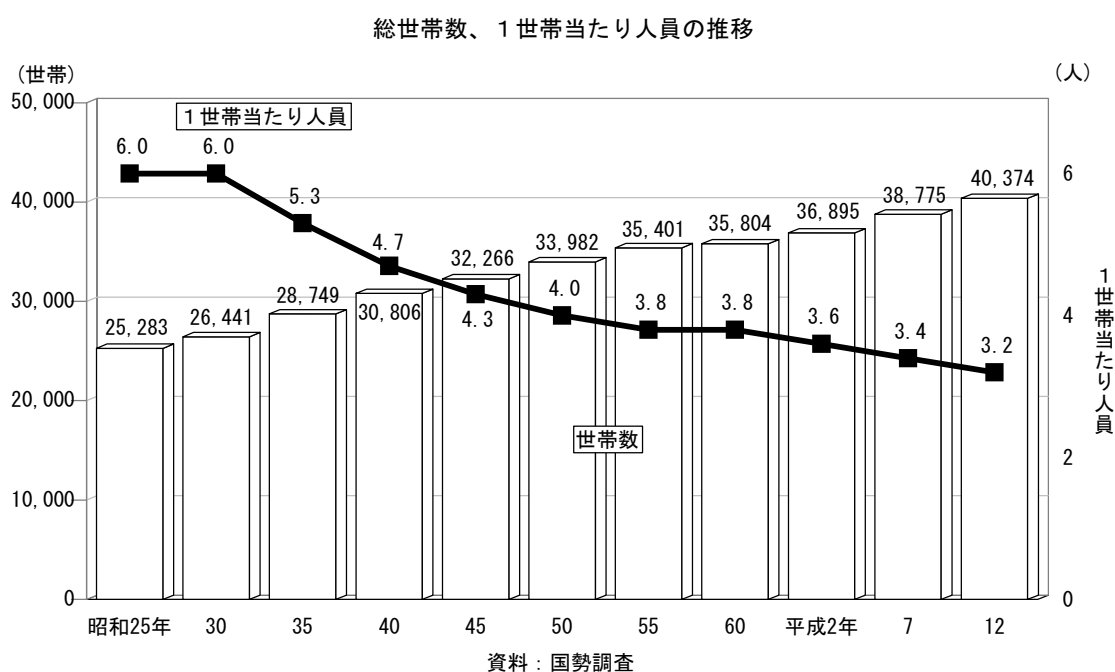
新市の年齢3階層別の人口をみると、年々人口の高齢化が進んでいます。平成12年では65歳以上の人口が全体の24.9%を占めており、全国平均の17.3%、岩手県平均の21.5%をも上回っています。



(3) 世帯数

新市の総世帯数は、人口が減少傾向で推移しているのに対して増加を続けており、40,374世帯となっています。

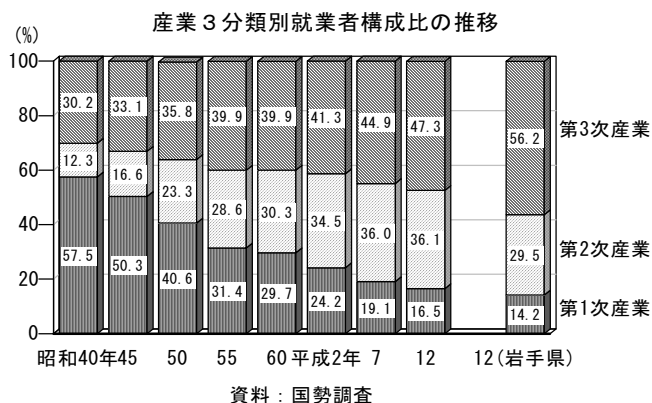
1世帯当たり人員は、核家族化を反映して、昭和30年以降急速に低下してきました。その後、昭和60年頃にいったん落ち着きかけましたが、近年はまた核家族化の傾向が強く表れてきています。



5 産 業

(1) 産業構造

産業3分類別にみた新市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業主体へと移ってきており、今後もこの傾向は続くと予測されます。県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウェイトがやや高くなっています。



産業3分類別就業者数の推移

単位：人

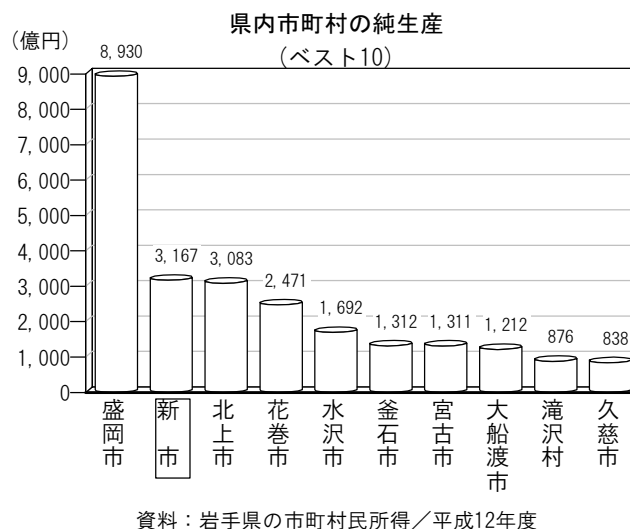
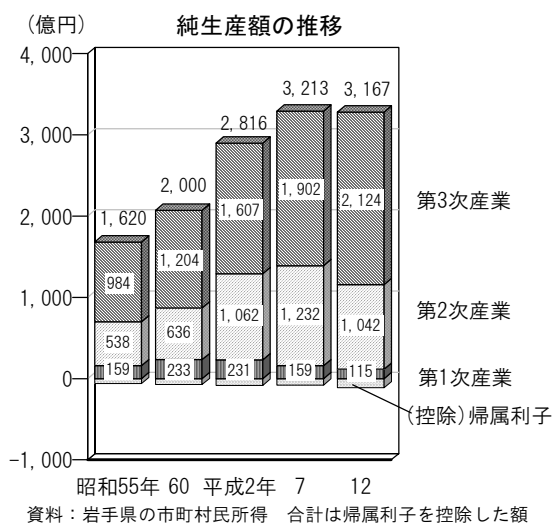
産業分類	昭和40年	45	50	55	60	平成2年	7	12
第1次産業	41,081	36,752	29,473	22,770	21,589	17,645	13,704	11,431
第2次産業	8,815	12,134	16,957	20,781	22,019	25,151	25,854	25,044
第3次産業	21,575	24,184	26,032	28,982	29,008	30,070	32,268	32,848
総 数	71,496	73,075	72,623	72,587	72,629	72,881	71,849	69,383

資料：国勢調査 総数には分類不能の産業を含む

(2) 経 済

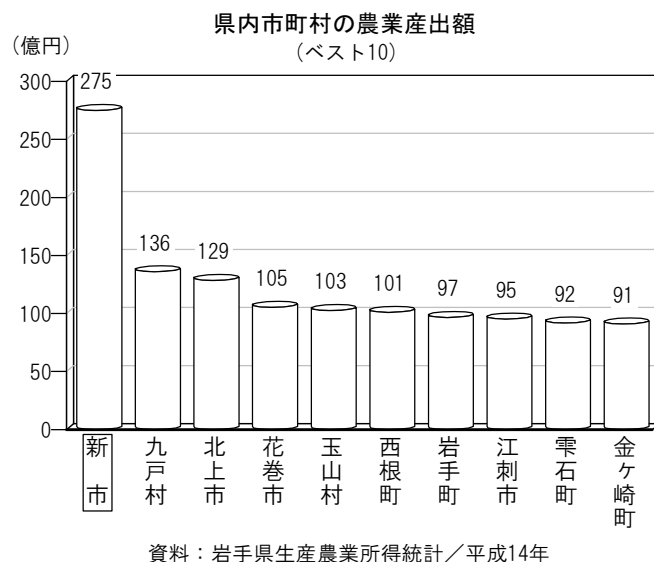
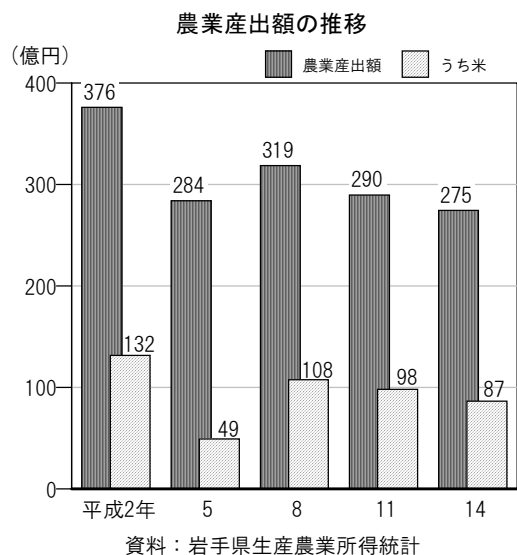
平成12年度の新市の純生産は3,167億円で、ここ10年ほどは多少の変動はあるものの、微増の状態が続いています。産業別では、第3次産業が比較的順調に伸びてきていますが、1次産業は減少が続き、2次産業も増加からやや減少に転じています。

県内では盛岡市に次いで第2位の規模となります。



(3) 農 業

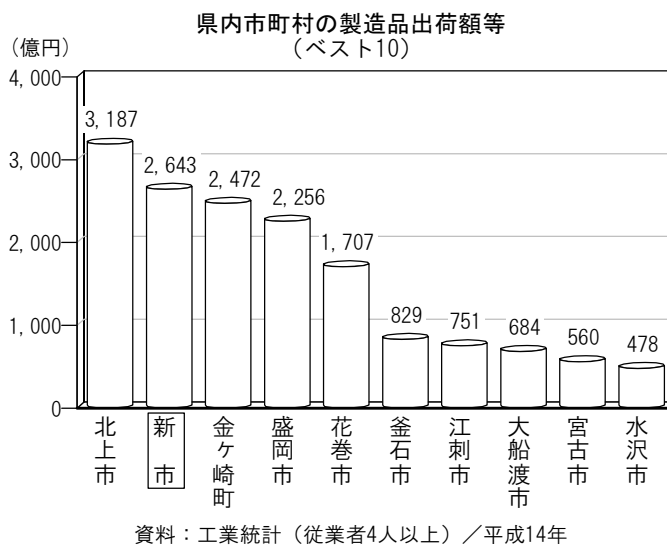
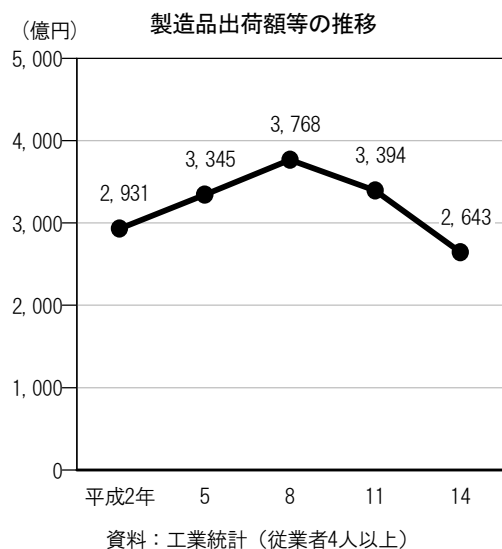
平成 12 年の新市の経営耕地面積は 14, 129ha、農家数は 13, 031 戸、農業就業人口は 16, 475 人となっています。経営耕地面積、農家数、農業就業人口とも減少傾向が続き、近年さらにその減少幅が大きくなっています。平成 14 年度の農業産出額は 275 億円で、岩手県全体の 10. 1% を占め、県内では第 1 位の規模となります。



(4) 工 業

平成 14 年の新市の工業は、329 事業所、従業者数 13, 578 人、製造品出荷額等 2, 643 億円となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向が続いています。製造品出荷額等は岩手県全体の 12. 8% を占め、県内では第 2 位の規模となります。

製造業の業種別では電気機械が大きなウェイトを占めていますが、国際競争の波を強く受ける分野であり、その動向が地域経済に大きく影響しています。

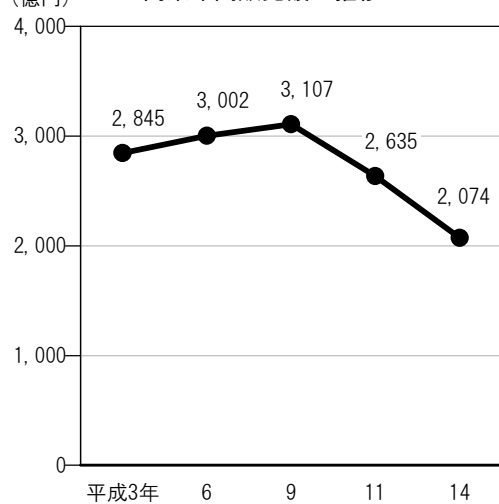


(5) 商 業

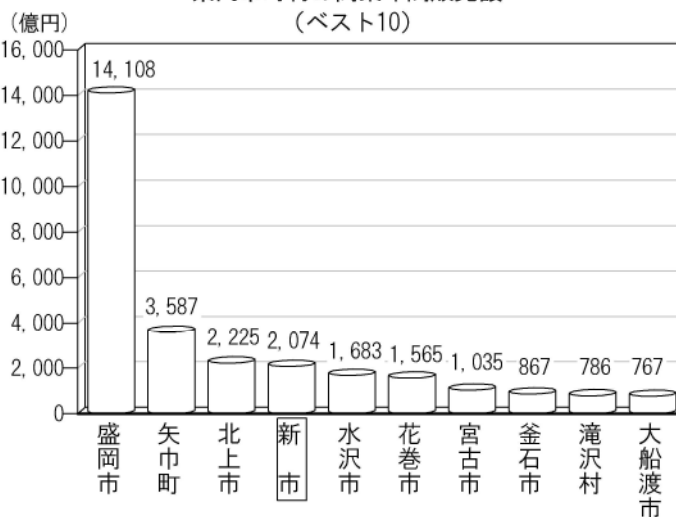
平成 14 年の新市の商業は、商店数 1,816 店、従業者数 9,629 人、年間販売額 2,074 億円となっています。消費の低迷が続いていることなどが影響し、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

年間販売額は岩手県全体の 5.9% を占め、県内では第 4 位の規模となります。

(億円) 商業年間販売額の推移



県内市町村の商業年間販売額

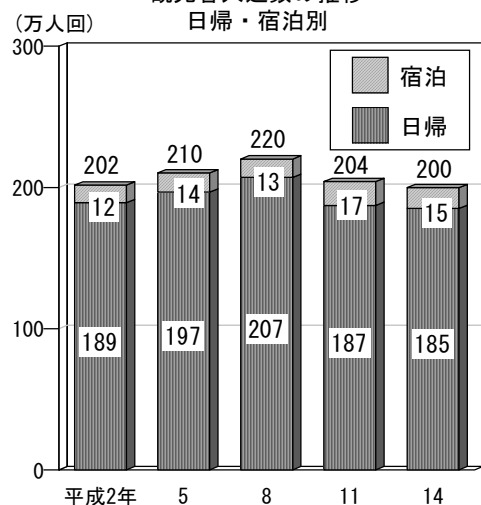


(6) 観 光

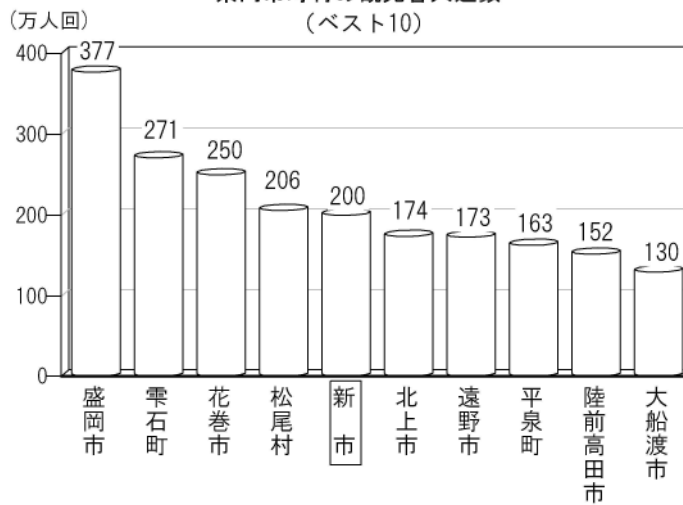
平成 14 年の新市の観光客入込数は約 200 万人で、岩手県全体の 5.2% を占め、県内では第 5 位の規模となります。

新市は観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れますが、以前は年間 220 万人以上であったのに対し、ここ数年は 200 万人前後となっています。日帰・宿泊別では日帰客が多く、宿泊客の割合は 7% 程度となっています。

観光客入込数の推移
日帰・宿泊別



県内市町村の観光客入込数
(ベスト10)



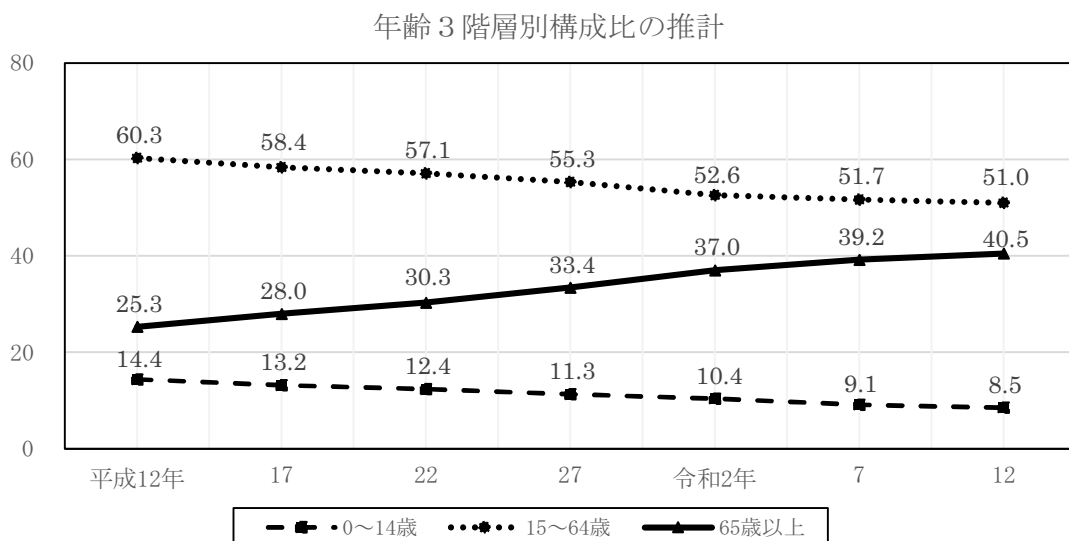
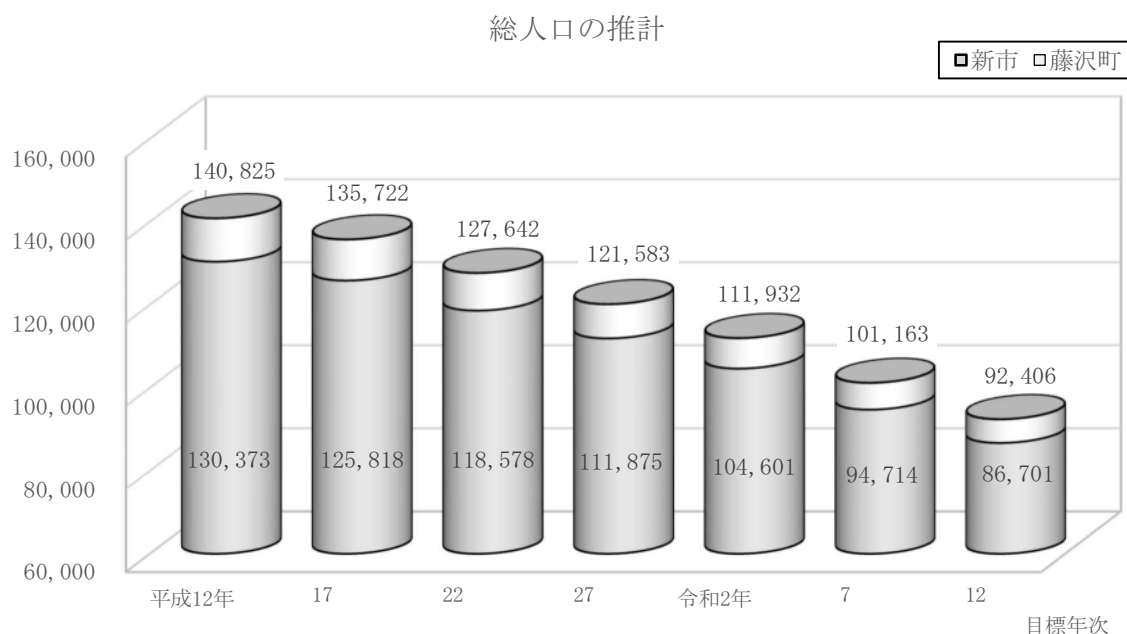
6 主要指標の見通し

(1) 人口

本市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、令和12年には92,406人になると見通されます。

なお、平成17年合併の新市と藤沢町の人口は下図のとおりです。

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は、令和12年には40.5%程度にまで達すると見通されます。



資料：平成12年から令和2年は国勢調査 令和7年以降は一関市人口ビジョン（令和7年10月改訂）による
（上記のグラフ及び表は、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む）

(2) 就業人口

新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、令和12年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.6%、第3次産業が65.5%程度になると見通されます。

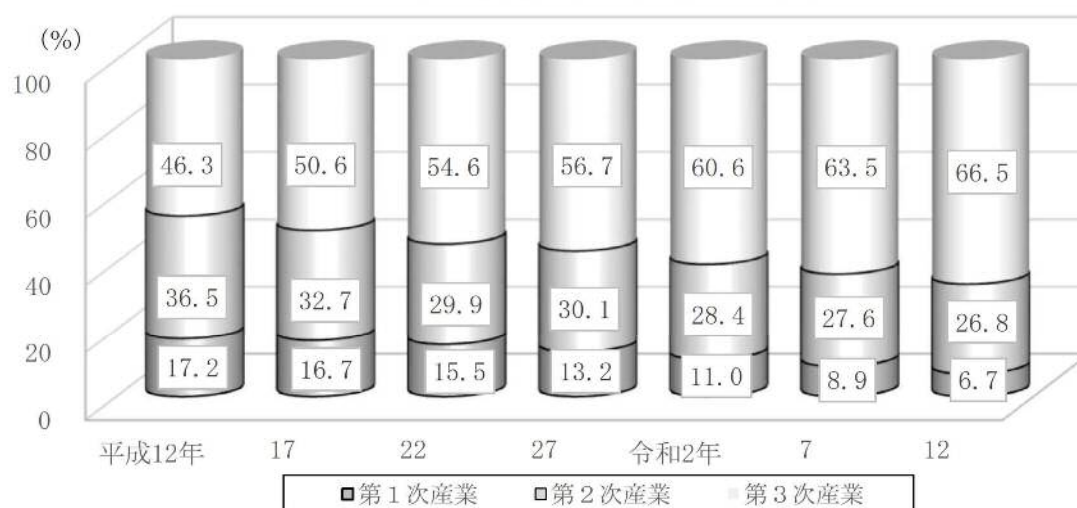
産業3分類別就業者数の推計

単位：人

産業分類	平成12年	17	22	27	令和2年	7年	12年
第1次産業	12,913	11,456	9,329	7,633	6,785	4,881	3,417
第2次産業	27,324	22,453	18,030	17,084	16,571	15,199	13,663
第3次産業	34,701	34,677	32,864	34,411	32,999	34,925	33,858
総数	74,998	68,701	60,223	59,128	56,355	55,005	50,938

(総数には分類不能の産業を含む)

産業3分類別就業者構成比の推計



資料：平成12年から令和2年は国勢調査 令和7年以降は一関市人口ビジョン（令和7年10月改訂）による
(上記の表及びグラフは、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む)

第3章 新市建設の基本方針

1 将来像

人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷

…北東北の玄関口^{いぶ}に息吹き、
多様な核(確・角・画・格)により躍動する都市^{まち}の始動…

社会が大きく変わり、地方自治の枠組みが変貌しつつある今、地域や時代を超えた新たな視点からのまちづくりが求められています。

新市には、豊かな自然と古くから培われてきた歴史や文化があり、それぞれの地域に心温かで意欲に満ちた人々によって育まれてきた豊かなコミュニティがあります。

これら新市が持つ本当の豊かさのなかで、互いの結びつきや支え合いのもとに、市民みんなが笑顔の絶えない幸せな暮らしをおくることができる理想的な地域社会を、市民一丸となって形成していきたい。そんな願いを込めて『人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷』を新市の将来像に掲げます。

合併により新たに生まれる市は『各地域に特色ある「核」をもち、「確」かな安全と生活の基盤のもと、多「角」的な交流・連携と、市民主体の積極的な参「画」によって、岩手県南・宮城県北の中核都市としてまた北東北の玄関口としてふさわしい風「格」をもつまち』の創造に向けて動き始めます。

2 基本目標

「人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷」の実現をめざし、基本目標として次の5つを掲げます。

ふれあいと交流で 広がりを感じるまち

地域内の連携と広域的な交流を推進し、地域内外の人々が活発に行き交うことができるまちをめざします。

自然と共生し 地域の良さを感じるまち

豊かな水と緑を大切にし、自然と調和した快適な生活環境を将来へ受け継ぐまちをめざします。

安心ネットワークで 優しさを感じるまち

人と人との支え合い、健やかに安心して暮らすことができるまちをめざします。

心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち

歴史・風土に培われた地域文化の中で生涯にわたって学び育み合えるまちをめざします。

地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち

地域特性を活かしながら産業を振興し、将来にわたって持続的に発展する豊かなまちをめざします。

(1) 各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築

- ①広域拠点 一関地域には、新市の「顔」となる一ノ関駅を中心に、高速交通や広域道路網の結節点という優位性を活かして都市機能の充実を図り、新市全域、さらには岩手県南から宮城県北にかけての周辺地域をけん引する広域拠点の形成を進めます。
- ②地域拠点 花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎の各地域には、日常生活に関わりの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュニティの核となる地域拠点の形成を進めます。
- ③ネットワーク 日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、新市の一体性の確立と地域内外の交流・連携を促進するため、交通や情報通信の基盤整備など、拠点間相互と周辺地域との結びつきを深めるネットワークの構築を進めます。

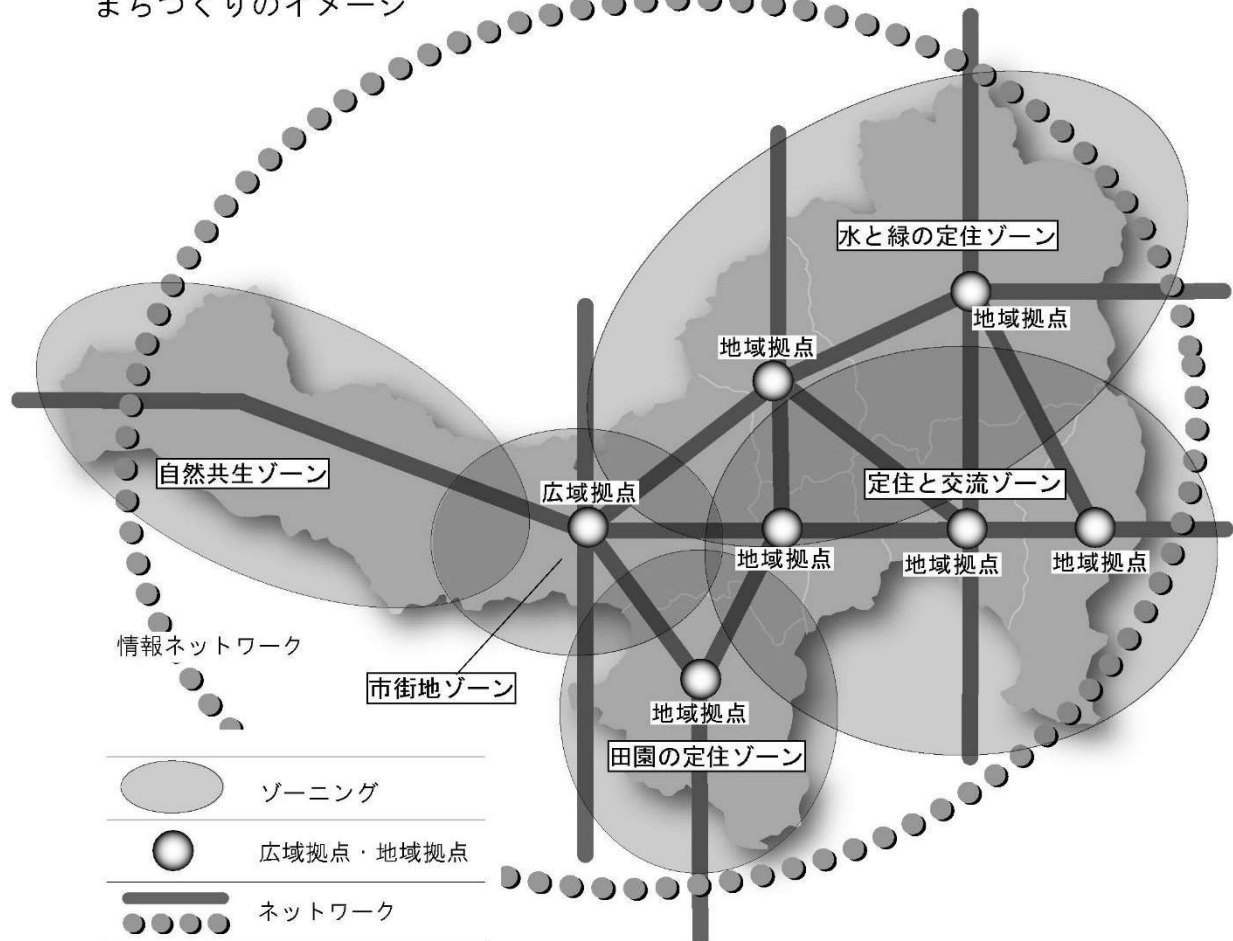
(2) ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージ

- ①市街地ゾーン 新市の中心部に位置し、商工業施設、広域医療や高等教育機関などの都市機能が集積している地域については、豊かさと快適さを兼ね備えた賑わいと活力を創出する市街地エリアとして、市街化の課題に的確に対処しながら、秩序ある計画的な市街地整備を進めます。
- ②水と緑の定住ゾーン 北上川の東側、砂鉄川の流域に広がる地域については、水と緑に囲まれ、活気と安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、恵まれた水辺や森林の環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体となった産業振興により快適な生活環境の整備を進めます。
- ③定住と交流ゾーン 国道 284 号に沿って広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備による住み心地の良い定住の場を形成します。
- ④田園の定住ゾーン 金流川の流域に広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、田園の景観に囲まれながら、便利さと安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業を振興し、豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備を進めます。

⑤自然共生ゾーン

栗駒山とその裾野に広がる地域については、人と自然とが共生するエリアとして、貴重な自然環境の保全と快適な生活環境を確保するとともに、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした人々の憩いの場、健康づくりや癒しの場として活用を図ります。

まちづくりのイメージ



(3) 土地利用の基本的な考え方

土地は、人々の暮らしや様々な生産活動を支える基盤となるものであり、限りのある貴重な資源です。よって、土地の利用にあたっては、将来へ良好な状態で受け継ぐこと、市民の健康で文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な振興・発展を図ることを念頭に、総合的かつ計画的な利用を行っていきます。

このため、市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する量的な調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境と調和した、また、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。さらに、各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、広域的な視点に立った土地利用に努めます。

第4章 新市の主要施策

施策の体系

将来像	基本目標	施策の大綱
地域、人 と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷	ふれあいと交流で 広がりを感じるまち	・交通網の整備 ・情報通信網の整備 ・交流と連携の推進
	自然と共生し 地域の良さを感じるまち	・自然と共生する環境保全 ・居住環境の整備
	安心ネットワークで 優しさを感じるまち	・保健、医療、福祉の連携と充実 ・安全で秩序ある環境の確保
	心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち	・生涯学習の充実 ・文化の振興 ・スポーツ・レクリエーションの振興
	地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち	・一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 ・農林水産業の振興 ・商工業の振興 ・観光の振興 ・雇用対策と職業能力開発の充実

《計画の推進》

※第5章

- ・市民主体の地域づくり活動の促進
- ・市民参画機会の確保と住民自治の確立
- ・行政体制の充実
- ・効果的な財政投資と健全な財政運営

施策の大綱

(1) 交通網の整備

広域的な交流と連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能もあわせもつ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。また、新市全体の発展、一体感の醸成、通勤・通学・通院・買物など日常生活の利便性向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進します。

鉄道や民間バスなど公共交通については、市民に身近な交通手段の確保に努めるとともに、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等については、利用者実態を踏まえ、運行内容、運行形態を見直し、効率化を図ります。また、ＪＲ一ノ関駅については、東西自由通路の整備検討を行うとともに、新市の玄関口としてふさわしい周辺整備を進めます。

(2) 情報通信網の整備

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網等の整備を促進します。また、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不感地域の解消を図ります。

本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備を進め、窓口サービスの充実を図ります。また、公共施設のネットワーク化を進め、各地域にある施設の有効活用を図ります。

(3) 交流と連携の推進

東北の中心に位置する立地条件を最大限に活かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北の交流拠点となるよう広域的な交流と連携を推進します。

また、新市を構成する各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって新市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、速やかな一体感の醸成を図ります。

さらには、政府が早期に国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけていきます。

一ノ関駅東口工場跡地は、雇用を創り出す場としての活用を主とし、活力あるエリアとなるよう整備を進めます。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	(仮称)磐井環状線の整備促進	産業活動支援、市民生活の利便性向上、地域内外の交流促進等に資するため、主要箇所を結ぶ環状道路網の整備を働きかけていく 【主な整備要望路線】 ・国道４号：４車線化継続整備※ 交通事故対策事業の区間拡大※	国・県等

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	(仮称)磐井環状線の整備促進	・国道284号：室根バイパス・清田・砂子田・真滝・弥栄※・石法華地区の改良整備 ・国道342号：花泉バイパスの整備 路線変更及び改良整備※ 白崖地区の改良整備 ・国道343号：大原市街地の整備 大原渋民線の昇格（付帯）と整備※ 新笹ノ田トンネルの整備※ ・国道456号：摺沢・猿沢市街地の整備※ 国道 284 号との接続道路の整備※ 千厩市街地の整備 宮城県境付近のトンネル整備※ ・国道457号：都市計画道路決定幅での拡幅整備※ ・主要地方道：花泉藤沢線の整備※ 弥栄金成線の整備※ 一関北上線の整備※ 一関大東線の整備 江刺室根線の整備 本吉室根線の整備 ・一般県道：猿沢東山線の整備※ 相川平泉線の整備※ 藤沢津谷川線の整備※ 折壁大原線の整備※ 東山薄衣線の整備 長坂東稲前沢線の整備※ ・松川駅館下線の県道昇格と整備※ ※印は現時点で具体的な整備計画のない地区及び路線で、引き続き整備を働きかけるもの	国・県等
	市道整備事業	幹線市道、その他の市道の改良・舗装整備	新市
	公共交通体制確保事業	交通手段の確保とコミュニティバス等の運行形態の検討	新市等
	都市計画道路整備事業	道路拡幅及び歩道整備	新市
情報通信網の整備	テレビ難視聴地域解消事業	テレビ共同受信施設設置に対する支援	施設設置組合等
	移動通信用鉄塔整備事業	携帯電話の利用可能区域拡大に対する支援	新市
	地域情報化推進事業	地域情報化に向けた調査研究及び整備	新市
	情報ネットワーク整備事業	本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交流と連携の推進	交流施設等整備事業	道の駅等、地域間の交流・連携を促進するための施設整備	新市
	新市交流イベント開催事業	各地域住民間の融和を図るための音楽祭や民俗芸能祭等交流イベントの開催	新市
	国際交流支援事業	市民による国際交流・多文化共生活動の促進・支援、人材の育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市
	4市町合同婚活事業費	一関市、平泉町、栗原市、登米市による4市町合同での婚活イベントの実施	一関市 ほか2市 1町
	国際リニアコライダー調査事業	国際リニアコライダー（ILC）に係る普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態勢の調査研究	新市

施策の大綱

(1) 自然と共生する環境保全

行政・市民・企業等が一体となって大気・水質の保全、騒音の防止などに取り組みます。

また、自然環境や森林環境の保全に努め、森林や水辺などの身近な自然に親しむ環境づくりや幼児期からの環境教育を推進します。

太陽・風力・水力・バイオマスなど身近でクリーンな自然エネルギーの導入を促進するなど、エネルギーの有効活用に努めます。

家庭から排出されるごみについては、減量化と分別による再資源化を図るとともに、企業におけるゼロ・エミッションへの取り組みや産業廃棄物の適正処理を促進するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

(2) 居住環境の整備

水道については、水道施設の適正な維持管理を図り、良質な水の安定供給に努めます。

下水道については、衛生的で快適な暮らしの実現と河川等公共用水域の水質保全を図るため、着実に整備を推進します。また、合併処理浄化槽の設置を促進します。

美化活動の促進など美しいまちなみの景観形成を図るとともに、市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。

また、これからの住宅需要を見通しながら、快適な居住環境を備えた住宅や住宅地の整備を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
自然と共生する環境保全	環境基本計画策定事業	長期的な環境政策の指針となる基本計画の策定	新市
	森林交流公園整備事業	森林や身近な自然と親しむ森林交流公園の整備及び遊具等の整備	新市
	河川公園整備事業	河川堤防敷への散策路・広場等の整備	新市
	水辺環境整備事業	生態系と景観に配慮した水辺環境の整備	新市
	資源・エネルギー循環型まちづくり推進事業	バイオマスエネルギーの活用と資源・エネルギー循環型まちづくりの推進	新市
	一般廃棄物処理施設等整備事業	一般廃棄物の処理施設及び最終処分場の整備・更新	一関地区 広域行政 組合

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
居住環境の整備	上水道整備事業	上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
	簡易水道整備事業	簡易水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
	漏水防止・防災対策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊急遮断弁の設置、耐震管の布設、施設管理システムの整備等	新市
	下水道・農業集落排水整備事業	汚水管整備、処理施設等の整備及び整備に対する負担金	新市、県
	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に対する補助	新市、一般家庭等
	歴史の小道整備事業	歴史的建造物と調和させたまちなみの整備	新市
	公営住宅等整備事業	既存公営住宅の改修・老朽化に伴う建替え、公園・駐車場等の整備	新市
	生活用水確保施設整備事業	上水道未普及地域での水源確保工事や浄水施設等の整備	一般家庭
	火葬場改修事業	火葬場の改修	一関地区 広域行政 組合

施策の大綱

(1) 保健、医療、福祉の連携と充実

保健、医療、福祉の相互連携を強化し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

健康づくりについては、子どもから高齢者までみんなが健やかに暮らせるよう、健康相談など指導体制や各種検診の充実を図ります。また、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援するとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。

医療については、圏域の基幹的な医療機関である県立磐井病院を核として市内の医療機関が連携を深め、質の高い医療が安心して受けられる地域医療体制の充実を図ります。

地域福祉については、支え合いをもとにした地域福祉を充実させるため、各地域における福祉団体、ボランティア団体、NPO等の育成と相互連携を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努め、市民参加型の福祉活動を促進します。

高齢者福祉については、高齢者が生きがいを感じながら住み慣れたところで自立した生活を送ることができるよう、豊かな知識や経験を発揮して活躍できる場の確保を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。また、在宅での生活を支援する各種サービスの充実を図るとともに多様な介護需要に適切に対応します。

子育て環境については、育児の不安や負担の軽減を図るため、保育ニーズを的確にとらえた保育サービスや子育てのネットワークづくりなど子育て支援機能の充実を図ります。

障害者福祉については、障害者の自立と社会参加を支援していくため、保健・医療・福祉のほか教育・就労等のサービスを総合的に提供する障害者ケアマネジメントの普及・定着を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

(2) 安全で秩序ある環境の確保

一関遊水地事業、砂鉄川治水事業など北上川とその支流域における治水事業の早期完成を促進します。また、山地災害の危険箇所を的確に把握しながら治山事業を促進します。

防災体制については、災害予防対策を推進するとともに自然災害をはじめ火災、事故などに迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、災害時の情報伝達、避難誘導、救助等災害応急対策と住民生活安定のための復旧対策を円滑に行える体制を整備します。また、自主防災組織の育成を行い地域防災力の向上を図ります。

防犯については、市民生活の安全を確保するため、関係機関との連携を図りながら各地域における巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、情報通信技術のめざましい進展の一方で、プライバシーの侵害やネットワークを介した犯罪も増加していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保し個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

交通安全については、交通事故から市民の生命を守り、誰もが安心して道路を利用できるよう、関係機関との連携により交通安全意識とマナーの向上を図るとともに、歩道やガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。また、冬期間の除雪体制の充実を図り、通行の

安全を確保します。

主要施策			
施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
保健、医療、福祉の連携と充実	健康づくり推進・支援事業	各種検診や予防事業の実施と健康相談や健康教育の充実	新市
	保健・福祉施設整備事業	健康・福祉センターの整備及び老朽施設の改修	新市
	休日・夜間医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の医療の確保	新市
	高齢者福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム等の増改築	法人等
	高齢者等住宅改良助成事業	要介護高齢者や身体障害者を有する世帯が行う住宅のバリアフリー化等に対する補助	一般家庭等
	高齢者社会参加促進事業	シルバー人材センターの運営等、高齢者の生きがいと就労の支援	新市
	児童福祉施設等整備事業	保育所・認定こども園・児童館及び児童クラブの整備等	新市
	子育て支援体制整備事業	子育てグループの育成及び子育て支援ネットワークの確立	新市
	障害者作業所拠点整備事業	在宅障害者の社会参加等を支援する施設の整備	新市
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策事業に対する負担金	県
	河川等改修事業	河川改修及び浸水地区の解消等	新市
	消防施設整備事業	消防車両等の更新、防火水槽・消火栓・耐震性貯水槽の設置等	新市
	消防防災拠点施設整備事業	消防屯所等の新設及び改築	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
安全で秩序ある環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うための情報通信施設等の整備	新市
	自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の結成支援	新市
	自主防災組織リーダー育成事業	消防・防災セミナー指導者養成講座及び一関市防災指導員（AID）養成講習の開催	新市
	防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催、一関市防災マップによる危険箇所等の周知、地域防災の参考となるテキストの作成・配布	新市
	総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の設置、歩道段差切り下げ等	新市
	歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市
	道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市

施策の大綱

(1) 生涯学習の充実

就学前教育については、**こども園及び幼稚園**と保育所の連携と家庭における教育力の充実を促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。

学校教育については、子どもたちが持っている潜在的な力を引き出し可能性を伸ばしていくため、学力の向上を図るとともに、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる総合的な学習を推進します。学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。

高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等の充実とあわせて四年制大学の実現を働きかけます。

生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。

男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、働く場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めるとともに、施設の整備を推進します。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに**資産の価値向上及び将来的な世界遺産拡張登録を目指し、調査研究を継続します。**

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを**促進します。**また、各種スポーツ大会の**招致を支援**するなど競技スポーツの充実を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体、校歌保存等	新市
	小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校施設の耐震診断の実施	新市
	幼稚園および小中学校整備事業	校舎・体育館・グラウンド・プール等の改修、防犯対策等	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
	生涯学習支援事業	学習情報の提供、各種講座の開催等	新市
	図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
	図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館のシステム統合	新市
	図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の購入等	新市
	男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域における女性活動の支援等	新市
	ことばの力を育てる教育推進事業	幼保・こども園、小学校における「ことばの時間」の設置によることばの力の向上	新市
文化の振興	校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN環境の整備等	新市
	文化活動施設整備事業	芸術・文化活動を促進する施設の整備	新市
	ふるさと発見・学習塾開催事業	地域資源を相互認識し、これからの地域づくりのあり方を共に考えるための探索会・講座等の開催	新市
	合併記念特別展等開催事業	合併を記念した企画展及び特別展等の開催	新市
	地元学活動支援事業	地域文化の振興や地域再発見等に関する自主活動組織の支援及びリーダーの育成	団体等

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の将来的な拡張登録の実現	県等
	郷土歴史資料館整備事業	郷土の歴史や偉人を後世に継承する記念館・資料館の整備	新市
	史跡公園整備事業	文化財の保存と活用を目的とした史跡公園等の整備	新市
	遺跡発掘調査等事業	埋蔵文化財の調査等	新市
	古文書等資料調査事業	古文書等の文化財の所在及び保存状況の確認調査、目録作成	新市
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設の整備及び改修、多目的グラウンドの整備等	新市
	スポーツ団体等の育成事業	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの支援及び指導者の育成等	団体等

施策の大綱

(1) 一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を見据え、本市の特徴を生かした活力あるまちを創造することを目的に、平成 27 年 10 月に策定された「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、それぞれの分野で施策を推進します。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業については、地域特産物など各種農林水産物のブランド化、高収益化、加工品の開発や販路の拡大を支援するなど、生産する喜びと魅力を感じる産業として育て、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。また、地域の食生活を支え、特色ある食文化を育む産業であるとの視点から、地産地消を促進するとともに、生産者と消費者との結びつきを強め、消費者ニーズに対応した安全で計画的な農林水産物の供給を図ります。あわせて、森林の持つ水源涵養などの多面的な機能にも配慮しながら林産物の生産振興を図ります。

(3) 商工業の振興

工業については、交通や情報通信基盤の充実など工場立地の条件整備を進めるとともに、研究開発工業団地や拠点産業用地の整備を促進し、優良な企業の立地と技術力の集積を図ります。また、企業同士や産学官金の連携を深め、起業や独自の技術開発、新分野への進出などに対し支援を行います。

商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、店主や関係団体との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。

(4) 観光の振興

新市の優れた観光資源を有機的・効果的に結びつけながら、回遊型・通年型の新たな観光ルートを確立するなど、魅力ある観光地の形成を図ります。また、関係団体との連携を深め、観光ニーズに対応したグリーン・ツーリズムなど体験型・滞在型観光の企画と受け皿づくり、新たな観光資源の発掘、効果的な宣伝活動を展開し、高速交通の立地条件も活かして誘客を図ります。

(5) 雇用対策と職業能力開発の充実

起業支援や新産業の創出に努め、年齢や性別を問わず意欲のある人が就業できる雇用の受け皿づくりを促進します。また、技術革新や情報化など雇用環境の変化に対応するため、職業訓練や職業能力開発の充実を図ります。

これからの新市を支える若者が「住み続けたい、住んでみたい」と感じられるまちを創造

するため、雇用や生活環境の充実など定着のための環境整備を進めるとともに、他地域に向け積極的に情報を発信します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	移住定住促進事業	空き家バンクの運営や移住者への住宅取得の支援	新市
	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身者への支援	新市
	新規学卒者等就農促進支援事業	市内での就農を希望する新規学卒者等の育成及び雇用機会の創出	新市
農林水産業の振興	農業担い手支援事業	水稻・野菜・家畜・園芸等における施設整備、機械導入等に対する補助	農業団体等
	農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験農場、栽培ほ場等の整備	新市
	農業経営指導マネージャー支援事業	担い手農業者の経営を支援する指導者の養成	新市
	農業・農村整備事業（土地改良事業）	経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等に対する負担金等	県、土地改良区
	広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふろさと農道緊急整備事業等に対する負担金	県
	農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する支援	農業団体等
	畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、除間伐等	新市、林業者等
	森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済の活性化促進のための施設整備	新市、林業者等
	森林病虫害等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市
	林道整備事業	林道の開設	新市
	緑のふるさと協力隊地域支援事業	地域活性化モデル地域への「緑のふるさと協力隊」隊員の派遣	新市
	地産外商促進事業	市の農畜産物と優れた観光資源とのトップセールスの実施	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
農林水産業の振興	農村地域定住・就農促進対策事業	市内農村部への移住・就農に係る窓口の開設、移住の促進	新市
	農林業 6 次産業化促進支援事業	6 次産業化に取り組む団体等に対する 6 次産業化促進に向けた支援	新市
商工業の振興	産業用地整備事業	用地取得及び公園・配水管整備等の団地造成関連事業	新市
	新製品・新技術開発事業	研究機関等と共同又は委託により実施する新製品や新技術開発事業に対する補助	企業
	企業立地促進資金利子補給補助金事業	工場等の立地に対する利子補給	企業
	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商店街の活性化支援	新市・商工団体等
	空き店舗利活用事業	中心市街地空き店舗の利活用の検討及び再生事業の推進	新市
	中小小売商業者等強化支援資金利子補給事業	中小小売商業者等強化支援資金の貸付を受けた商業者等に対する利子補給	商業者等
	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原資預託、保証料・利子補給等	企業
	新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、貸し工場を整備する企業への支援	新市
観光の振興	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市
	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの開催支援	実行委員会等
	体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市
	グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導員の育成	新市
	一関の物産と観光展開催事業	首都圏等での「一関の物産と観光展」開催による特産品販売や観光客誘客の促進	実行委員会
	インバウンド推進事業	外国人観光客に向けた各種プロモーションの実施	新市
	広域連携事業	関係団体等との連携による誘客事業の展開	新市
雇用対策と職業能力開発の充実	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離職者に対する利子補給	市民
	人材育成事業	各種研修会等の実施による企業の人材育成支援及び職業訓練校等との連携による職業能力開発と技術・技能の伝承等の支援	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
雇用対策と職業能力開発の充実	U I J ターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携による就業支援等	新市
	新規高卒者・若者等人財育成支援事業	新規高卒者や市内に居住する若者等を雇用した事業者が行う人材育成に要する経費への助成	新市
	インターンシップ促進事業	大学生等のインターンシップに要する経費への助成	新市
	女性にやさしい職場環境整備事業	事業者が女性の視点に立って働きやすい職場環境整備に要する経費への助成	新市
	起業支援事業	起業家や起業を目指す者の経営能力の向上に向けた講座の開催や取り組みへの支援	新市
	地域ビジネス創出事業	新たな市内ブランドの確立等を目指す事業計画の立案及び経営能力の向上に関するノウハウを学ぶ講座の開催	新市

第5章 計画の推進

(1) 市民主体の地域づくり活動の促進

これまでの地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、福祉活動や環境美化活動、伝統・文化の継承活動など、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援します。また、NPO・ボランティア団体などの活動の中心となるリーダー的人材の育成を図りながら、市民の自助努力・参加意欲を喚起するほか活動基盤の強化に努めます。

(2) 市民参画機会の確保と住民自治の確立

情報公開を積極的に行いながら、地区懇談会の開催など広聴機能の充実を図り、市民の意見・提言を市政に反映させる新たな市民参画の仕組みを構築します。また、地域自治区に地域協議会を設置し、地域の特色を活かした施策を展開するなど、住民自治の充実を図るとともに住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(3) 行政体制の充実

県事務の権限移譲により権限の強化充実を図りつつ、行政課題や行政需要に的確かつ柔軟に対応できる機動性を重視した組織機構を構築するとともに、専門的知識・技術を持った職員を育成するなど行政体制の充実を図ります。

(4) 効果的な財政投資と健全な財政運営

限られた財源を有効に活用するため、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価システムの確立を図ります。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。

項 目	主 な 施 策
市民主体の地域づくり活動の促進	自治会等の地域づくり活動の支援
	自治活動拠点等の整備支援
	地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
	NPO・ボランティア団体等の活動支援
	(仮称)新市振興基金の造成
	地域振興基金の活用

項 目	主 な 施 策
市民参画機会の確保と住民自治の確立	地域自治区の設置
	地区懇談会等の開催
	インターネット・広報等多様な媒体を活用した行政情報の提供
行政体制の充実	地域住民の生活に密着した支所機能の確保及び庁舎の整備・改修
	職員の能力開発
	新たな行政課題や行政需要に対応した組織機構の編成
	電子自治体の推進
	電算システムの統合
効果的な財政投資と健全な財政運営	政策評価システムの確立
	行財政改革の推進
	公有財産の有効活用と公共施設の適切な管理

第6章 まちづくりの重点施策

新市の将来像を実現するため重点的に取り組むべき施策を「まちづくりの重点施策」として位置付け、共通のテーマのもとに横断的に体系化し、総合的、戦略的に取り組みます。

(1) 仙台・盛岡間の中核拠点都市の形成

- 仙台・盛岡間の中核拠点都市にふさわしい質の高い都市空間を創造し、民間資本の投入を導くことができる魅力ある都市づくりを進めます。
- 都市の活力と農村の潤いを同時に兼ね備えた地域特性を活かし、機能性と多様性が融和したまちづくりを進めます。
- 広大な面積を有する新市の一体化と活性化を図るため、広域的なネットワークの整備や、それぞれの個性を活かした交流を推進します。

(2) 「住み続けたい 住んでみたい」定住環境の整備

- 地域の特性を活かした多様な産業の育成と新たな就労の場の創出により、若者の定住を積極的に促進し、賑わいと活力のあるまちづくりを進めます。
- 若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子供たちが健やかにのびのびと育つ教育環境の充実を図ります。
- 市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを基本に、自然と調和した安全で快適な生活環境の実現に取り組みます。

(3) 市民一人ひとりが輝く協働のまちづくりの推進

- 多様な主体による協働のまちづくりを進めるとともに、自治能力を高め、自らの地域ことは自ら決定し、その責任も自ら果たす自立した地域をめざします。
- 相互扶助を基本とした「結い」のこころを改めて見直し、人と人のつながりを大切にしながら共に支え合う地域社会の実現をめざします。
- 世代や性別をこえ、すべての市民が個性や能力を発揮しながら社会に参加し自己実現に取り組むことができる環境を整備します。
- 教育、文化を尊び多くの優れた人材を輩出してきたこの地の伝統を継承し、未来を志向する意欲に燃えた人材の育成を積極的に推進します。

第7章 新市における県事業

1 県の役割

岩手県は、県南の中核都市としての役割を担う新市の発展のため、新市と連携して必要な事業を推進するとともに、新市の一体的なまちづくりへの支援を行います。

また、新市が主体的・自立的なまちづくりに取り組めるよう、新市の要望に基づき、県事務の人的・財政的支援を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、新市が自立に向けた新たな行政課題等に先導的に対応するための取り組みに対して、合併市町村自立支援交付金を交付します。

2 新市における県事業

項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）
交通網の整備	一般国道284号道路改良事業	真滝地区〔一関〕 清田地区〔千厩〕 室根バイパス〔室根〕 砂子田地区〔川崎〕 石法華地区〔一関〕
	一般国道342号道路改良事業	須川地内、巖美バイパス〔一関〕 花泉バイパス〔花泉〕 白崖地区〔花泉〕
	一般国道343号道路改良事業	大原バイパス〔大東〕 渋民地区〔大東〕 一ノ通地区〔大東〕
	主要地方道道路改良事業	一関北上線〔一関〕 江刺室根線〔大東〕 一関大東線〔一関・大東・東山〕
	一般県道道路改良事業	東山薄衣線〔東山〕
	都市計画道路整備事業	中央町南谷起線、山目駅前釣山線〔一関〕
	市道代行整備事業	市道鬼頭明通線〔一関〕

項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）
自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕
居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕
	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕
保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備	
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	
	地すべり防止事業	
	治山事業	
	河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕
	砂防事業	
	歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の将来的な拡張登録の実現
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、厳美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区、笹谷地区、真滝6区地区、真滝11区地区、真滝12区地区、寺裏地区、厳美宿地区〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内之目地区、花泉地区、内之目地区、大門地区、大石沢地区〔花泉〕 渋民地区、山口地区、新山南地区、興田地区、下曾慶地区、本郷地区、猿沢地区、内野地区〔大東〕 奥玉地区、清田地区、小梨地区仏坂地区、上奥玉地区〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区、上折壁地区、西ノ沢地区〔室根〕 門崎地区、畑の沢地区〔川崎〕
	田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕
	水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕

項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕
	中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕 猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、 大久保地区〔大東〕 仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔 千厩〕 矢越・津谷川地区、上折壁地区〔室 根〕
	農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕
	農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕 夏川地区〔花泉〕 摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕
	ため池等整備事業	真打堰用水地区、須川1号支線地区 、北照井堰地区〔一関〕 鴻南沢地区、角屋地区、油井名沢地 区、大又地区〔花泉〕 有切地区〔室根〕
	林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕 赤沢線〔大東〕
	保安林改良事業	

第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針

新市の市域は、岩手県内では第一位、全国でも上位となる規模を有することとなります。各地域に整備されている施設は目的や利用形態が類似しているものもありますが、それらが必ずしも不用の施設ではありません。したがって、既存の公共施設等については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合整備を検討し、公共施設等の適正配置に努めます。

公共施設等の統合整備等にあたっては、地域住民等の意向はもとより、地域の実情や市域全体のバランス、利用状況、サービスの低下等を総合的に勘案しながら検討します。

新たな公共施設等の整備にあたっては、その必要性や効果を十分に検討し、既存施設の有効活用、施設の多目的化・複合化を図るなど効率的な整備に努めます。

また、公共施設等の整備・管理運営にあたっては、コスト縮減やサービス内容の一層の充実等を図る観点から、民間事業者への委託、NPOやボランティア団体等との連携、さらにはPFI方式による民間活力の導入について積極的に検討を行います。

第9章 財政計画

1 財政計画作成にあたって

新市における財政計画は、合併後の平成 18 年度から令和 12 年度までのおおむね 25 年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市建設計画の推進に配慮して策定したものです。

2 歳 入

(1) 地方税

現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。

(2) 地方交付税

① 普通交付税

現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替による増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。

② 特別交付税

交付実績を基本として見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。

(4) 地方債

通常債のほか合併特例債及び岩手県自治振興基金の借り入れを見込んでいます。

(5) その他

各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあっては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。

3 歳 出

(1) 人件費

① 一般職

令和 12 年 4 月 1 日現在の職員数を _____ 人として見込んでいます。

区分	H16. 4. 1 現在	R12. 4. 1
一般職員	1,402人	_____人

調製中

※ R12. 4. 1 の一般職員は再任用職員を含み、水道会計、病院事業会計は除いています。

② 特別職

◆ 議員数は、令和 12 年 4 月 1 日現在の 26 名として見込んでいます。

◆ 給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。

(2) 扶助費

現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。

(3) 公債費

合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う借入れに対する償還額を見込んでいます。

(4) 物件費・補助費等

行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいるほか、一部事務組合が行う施設整備事業費に対する分担金を見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。

(6) 繰出金

建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国保、後期高齢者の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見込んでいます。

(7) その他

① 維持補修費

公の施設や道路等の管理、補修などに要する経費

② 貸付金

奨学資金等の貸し付けに要する経費等

などの経費が含まれています。

(用語解説)

◆地方交付税

地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。

・普通交付税

各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。

・特別交付税

普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付されるものです。

◆地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。

◆合併特例債

新市建設計画に基づいて行う事業について、**合併後25年間（合併年度から10年とされていましたが、東日本大震災の発生を受け10年延長され、また、平成28年の熊本地震など相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、被災地では、合併特例債を起こすことができる期間が5年間延長されました。）**に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。

◆財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。

◆扶助費

社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。

◆公債費

地方債の償還金などに要する経費です。

◆物件費

旅費、消耗品、委託料などの経費です。

4 財政計画

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等が一致しない場合があります。

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	10,970	12,031	12,086	11,403	11,213
地方交付税	21,774	21,538	22,083	22,290	23,739
国庫支出金・県支出金	9,244	10,840	9,432	14,869	11,549
地方債	4,739	6,275	5,351	7,273	8,085
その他	8,989	8,675	8,307	7,728	8,062
計	55,716	59,359	57,259	63,563	62,648

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12,375	12,062	11,460	11,313	11,094
扶助費	5,559	5,941	6,084	6,273	8,006
公債費	8,953	9,660	9,384	9,423	9,295
物件費・補助費等	11,552	11,047	10,909	14,091	11,618
普通建設事業費	8,249	10,680	9,421	10,433	10,829
繰出金	3,929	4,071	5,227	4,795	4,416
その他	2,891	3,314	3,086	4,662	5,179
計	53,508	56,775	55,571	60,990	60,437

※平成18年度～令和6年度は決算額、令和7年度は予算額です。
(平成23年度以降は藤沢町を含みます。)

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	11,762	12,152	12,166	12,374	12,101
地方交付税	30,710	26,564	26,417	25,858	25,982
国庫支出金・県支出金	16,088	17,549	15,445	15,734	13,499
地方債	8,401	10,240	11,451	10,919	10,177
その他	10,122	12,117	11,050	11,728	10,892
計	77,083	78,622	76,529	76,613	72,652

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	11,781	11,354	11,168	11,074	11,051
扶助費	8,949	9,103	9,123	9,596	9,923
公債費	9,315	9,409	9,253	9,364	8,775
物件費・補助費等	15,801	17,662	15,841	16,521	16,116
普通建設事業費	14,196	15,174	15,375	13,358	11,876
繰出金	4,906	4,856	5,215	5,214	5,445
その他	7,091	8,141	6,866	8,299	6,343
計	72,039	75,699	72,841	73,426	69,529

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方税	12,339	12,551	12,614	12,860	12,665
地方交付税	25,686	25,190	24,623	24,301	24,753
国庫支出金・県支出金	12,271	12,570	10,993	12,597	26,521
地方債	6,043	7,115	6,019	8,102	6,453
その他	11,397	10,434	10,887	11,483	14,648
計	67,737	67,860	65,135	69,343	85,040

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	10,970	10,885	10,841	10,694	11,311
扶助費	10,476	10,184	10,276	10,599	10,508
公債費	8,869	9,261	9,280	10,360	10,289
物件費・補助費等	16,695	17,353	17,269	18,225	33,310
普通建設事業費	6,358	8,665	5,695	9,127	6,683
繰出金	5,545	4,659	4,727	4,678	2,869
その他	6,242	4,420	5,064	3,366	5,342
計	65,154	65,426	63,152	67,049	80,313

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	12,522	12,862	12,980	12,523	12,894
地方交付税	25,416	25,294	25,209	25,717	24,788
国庫支出金・県支出金	16,690	16,810	15,837	15,590	12,475
地方債	5,434	7,162	5,200	3,914	5,138
その他	18,343	22,190	19,279	18,970	13,292
計	78,405	84,319	78,506	76,714	68,587

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	11,133	11,018	10,765	11,304	12,313
扶助費	12,886	11,503	12,143	12,552	11,477
公債費	8,940	9,016	9,007	8,768	8,255
物件費・補助費等	22,841	23,773	22,396	21,565	24,867
普通建設事業費	5,900	8,992	7,266	7,188	5,928
繰出金	3,192	3,344	3,226	3,134	1,596
その他	8,727	11,903	9,453	8,975	4,151
計	73,620	79,548	74,256	73,487	68,587

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	12,876	12,736	12,766	12,783	調製 中
地方交付税	22,390	22,574	22,465	22,554	
国庫支出金・県支出金	15,392	15,937	14,183	14,249	
地方債	10,321	11,032	8,626	7,709	
その他	14,383	13,387	14,284	14,262	
計	75,361	75,667	72,323	71,556	

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	12,427	12,473	12,486	12,598	調製 中
扶助費	11,268	11,306	11,367	11,439	
公債費	7,849	8,203	8,788	9,162	
物件費・補助費等	30,372	29,248	28,092	28,011	
普通建設事業費	7,132	9,026	6,059	5,058	
繰出金	2,414	1,493	1,692	1,438	
その他	3,899	3,916	3,839	3,850	
計	75,361	75,667	72,323	71,556	

用語解説

【ア行】

〈アクセス〉

近づく方法。高速道路へのアクセスと言えば、家庭や事業所などから最寄りの高速道路のインターチェンジへ到達するまでのことを指す。

〈インターネット〉

コンピュータを使って情報を相互にやりとりするための技術で、世界中のコンピュータが情報交換できる。

〈NPO〉

Non-Profit Organizationの略。営利を目的としないで、住民の自発的意思により公共的な活動を行う民間団体。

【カ行】

〈合併処理浄化槽〉

水洗トイレからの汚水と台所や風呂などからの生活雑排水とをあわせて微生物の働きを使って浄化する方式。

〈グリーン・ツーリズム〉

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

〈グリーンマスター〉

グリーン・ツーリズムでの活動にあたって、体験や学習の手助けを行う指導員。

〈ケーブルテレビ〉

アンテナを使って電波を受信する一般のテレビと違い、電話線のように張られたケーブルを使ってテレビ放送を受信するもの。

〈コーホート要因法〉

人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。

〈国際リニアコライダー（ILC）〉

全長約 31～50 kmの地下トンネルに直線状の加速器をつくり、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫るもの。

〈コミュニティ〉

人々が共同意識を持って生活を営む一定の地域及び人々の集団。地域社会。共同体。

【サ行】

〈室蓬讓水〉

室蓬は山々、讓水は山野を流れる清らかな水を象徴した言葉で、刑法界の先駆者である芦東山の命名。

〈シェア〉

全体に占める割合。一般的には、ある市場において自社の製品売上がどのくらいの割合を占有しているかを示す指標。

〈地元学〉

地域づくりを進める上で基本となる地元を見つめ直そうというもので、地元の人達とよそからの人も参加し、地域を歩きながら資源を発見していく地域づくりの実践的な手法。

〈循環型社会〉

廃棄物の再生利用や再資源化などを進め、廃棄物の増加を抑え、環境への影響をできる限り減らす社会。

〈障害者ケアマネジメント〉

障害者が抱えている暮らし、健康、教育、就労などのさまざまな悩みに対して、適切なサービスを結びつけ総合的に支援していく方法。

〈食育〉

日常の食生活をとおして健康によい食生活や食習慣を身につけるとともに、地域で得られる産物や食品を学びながら食べ物の大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。

〈スケールメリット〉

規模が大きくなることによって得られる利益。

〈政策評価システム〉

ひとつひとつの施策や事務事業について、目的と目標を明確にし、その成果について評価、見直しを重ねて目標達成をめざす仕組み。

〈世界遺産〉

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）において世界遺産リストに登録された未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物。

〈ゼロ・エミッション〉

ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用することで廃棄物を社会全体としてゼロにしようという考え方。

〈総合型地域スポーツクラブ〉

地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、多くの種目のスポーツが用意され住民が幅広く参加できるようにしたもの。

〈ゾーニング〉

地域の土地利用を計画するにあたって、一体的な性格付けを行う区画（ゾーン）に分割し、その方針を示すもの。

【タ行】

〈男女共同参画社会〉

男女が対等に社会のあらゆる分野の活動に参加することができる機会を得られ、均等に利益を享受し、また責任を担う社会。

〈地方分権〉

国が持っていた権限や財源を、県や市町村に移して地域のことは地域で決められるようにすること。

〈地産地消〉

地域生産地域消費を略した言葉で、地域で生産された食材をその地域で消費すること。

〈電算システム〉

行政が行っている事務などをコンピュータで処理する仕組み。戸籍などの情報をコンピュータで管理したりすること。

〈電子自治体〉

コンピュータなどを活用して行政事務の効率化を図ること。特にインターネットを利用した行政窓口を開設し、コンピュータから行政サービスを利用できるようにすること。

【ナ行】

〈ニーズ〉

需要、要求、求めていること、必要であると感じていること。住民が必要として求めていることを、住民のニーズというように使う。

【ハ行】

〈バイオマス〉

エネルギー源としての生物群とその排出物の総体。生物体をエネルギー源に用いるとき、これをバイオマスエネルギーという。

〈バリアフリー〉

バリアとは障壁や障害といった意味、フリーとは自由や開放などの意味で、バリアフリーとは日常生活の中で不便な障害となるものを取り除くこと。

〈PFI方式〉

公共施設の建設・運営に際して、民間の資金やノウハウを活用し、設計・建設から運営・維持管理までを一体的に民間企業に委ねるもの。

〈ブランド化〉

優れた品質の商品であることが広く一般に認知されるようにすること。

〈ホームページ〉

インターネット上に情報を公開し、世界中のパソコンからその情報を見てもらうことができるようにしたもの。

【マ行】

〈道の駅〉

道路利用者が休憩したり交通情報を得たりすることができる場所。24 時間利用の駐車場、トイレが整備されているほか、案内サービス、さらには地域の産物の提供などが行われている。

【ヤ行】

〈UIJターン〉

東京や大都市から地方へ転職・移住することを指し、地方出身の場合UターンやJターンと

呼ばれ、都会出身の場合Iターンと呼ばれている。

〈ユニバーサルデザイン〉

すべての人にとって利用しやすい製品や建物、道路などの空間をつくること。

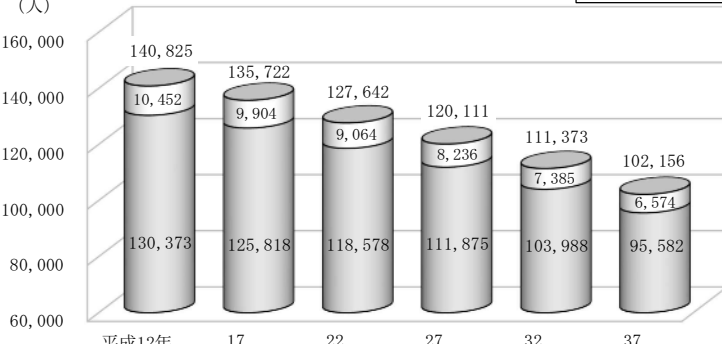
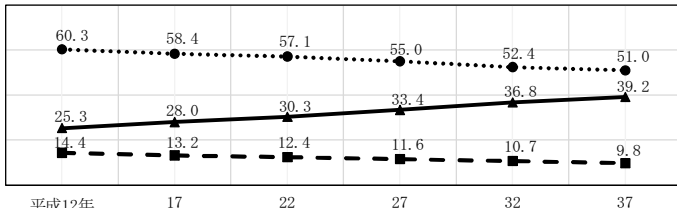
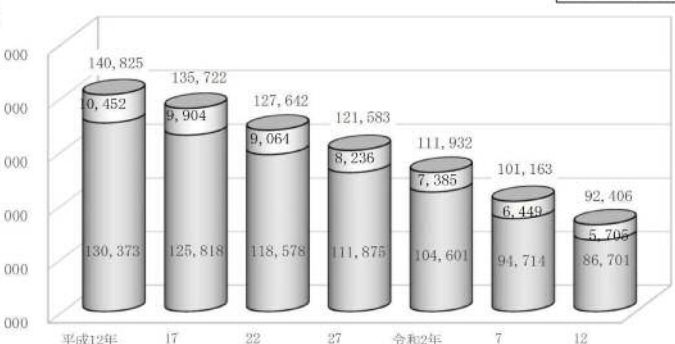
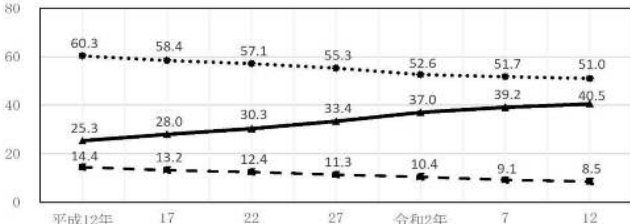
新市建設計画



新市建設計画 新旧対照表

ページ	変更前	変更後
表紙	新市建設計画 人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷 平成 17 年 2 月 一関地方合併協議会 平成 28 年 3 月 変更 一関市	新市建設計画 人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷 平成 17 年 2 月 一関地方合併協議会 平成 28 年 3 月 変更 <u>令和 8 年 3 月 変更</u> 一関市

ページ	変更前	変更後
目次裏	【新市建設計画について】 新市建設計画は、平成 17 年 2 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村により設置された「一関地方合併協議会」が策定したもので、この 1 市 4 町 2 村を対象地域として、合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針を定めたものです。 平成 17 年 9 月の合併により誕生した一関市は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が適用され、新市建設計画に登載する事業に対し、旧合併特例法の規定により合併特例債を発行することが可能となっています。 旧合併特例法は平成 18 年 3 月までの合併に適用されることから、藤沢町との合併には適用されないため、藤沢地域に限定する事業については合併特例債を発行することができません。 なお、新市建設計画に登載し全市域を対象として実施する事業については、藤沢地域における事業についても合併特例債を活用しており、また、藤沢地域に限定する事業については、過疎対策事業債などを活用しながら事業を実施しております。 【今回の計画変更について】 合併特例債の発行期限は、合併年度から 10 年とされておりましたが、東日本大震災の発生を受け 10 年間延長され、<u>平成 37 年度まで発行が可能となったことから、引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更し、今後 10 年間に想定される事業を追加するものです。</u> 【これからのまちづくり】 市では、総合計画を市の計画の最上位に位置づけて事業を推進しております。 総合計画は、10 年間にわたるまちづくりの基本理念や基本目標を定める「基本構想」、分野ごとの施策の推進方法を定める前期・後期の 5 年間ごとの「基本計画」、向こう 3 力年度の具体的な事業計画を定める「実施計画」の 3 段階で構成しており、基本構想で掲げるまちづくりの将来像の実現に向け、事業を推進してまいります。	【新市建設計画について】 新市建設計画は、平成 17 年 2 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村により設置された「一関地方合併協議会」が策定したもので、この 1 市 4 町 2 村を対象地域として、合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針を定めたものです。 平成 17 年 9 月の合併により誕生した一関市は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が適用され、新市建設計画に登載する事業に対し、旧合併特例法の規定により合併特例債を発行することが可能となっています。 旧合併特例法は平成 18 年 3 月までの合併に適用されることから、藤沢町との合併には適用されないため、藤沢地域に限定する事業については合併特例債を発行することができません。 なお、新市建設計画に登載し全市域を対象として実施する事業については、藤沢地域における事業についても合併特例債を活用しており、また、藤沢地域に限定する事業については、過疎対策事業債などを活用しながら事業を実施しております。 【今回の計画変更について】 合併特例債の発行期限は、合併年度から 10 年とされておりましたが、東日本大震災の発生を受け 10 年間延長され、<u>また、平成 28 年の熊本地震など相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、令和 12 年度まで発行が可能となったことから、引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更し、今後 5 年間に想定される事業を追加するものです。</u> 【これからのまちづくり】 市では、総合計画を市の計画の最上位に位置づけて事業を推進しております。 総合計画は、10 年間にわたるまちづくりの基本理念や基本目標を定める「基本構想」、分野ごとの施策の推進方法を定める前期・後期の 5 年間ごとの「基本計画」、向こう 3 力年度の具体的な事業計画を定める「実施計画」の 3 段階で構成しており、基本構想で掲げるまちづくりの将来像の実現に向け、事業を推進してまいります。
8 ページ	(3) 計画の期間 計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね <u>20 年間（平成 18 年度から平成 37 年度）</u> とします。	(3) 計画の期間 計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね <u>25 年間（平成 18 年度から令和 12 年度）</u> とします。

ページ	変更前	変更後																																																																																																																							
17 ページ	(1)人口 本市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、<u>平成 32 年には 111,373 人、平成 37 年には 102,156 人</u>になると見通されます。 なお、平成 17 年合併の新市と藤沢町の人口は下図のとおりです。 年齢構造は、今後も高齢化が進み、65 歳以上人口の構成比は<u>平成 32 年には 36.8%、平成 37 年には 39.2%</u>程度にまで達すると見通されます。 総人口の推計 <table><caption>総人口の推計 (人)</caption><thead><tr><th>目標年次</th><th>新市</th><th>藤沢町</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成12年</td><td>130,373</td><td>10,452</td><td>140,825</td></tr><tr><td>17</td><td>125,818</td><td>9,904</td><td>135,722</td></tr><tr><td>22</td><td>118,578</td><td>9,064</td><td>127,642</td></tr><tr><td>27</td><td>111,875</td><td>8,236</td><td>120,111</td></tr><tr><td>32</td><td>103,988</td><td>7,385</td><td>111,373</td></tr><tr><td>37</td><td>95,582</td><td>6,574</td><td>102,156</td></tr></tbody></table> 年齢 3 階層別構成比の推計 <table><caption>年齢 3 階層別構成比の推計 (%)</caption><thead><tr><th>目標年次</th><th>0～14歳</th><th>15～64歳</th><th>65歳以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成12年</td><td>14.4</td><td>60.3</td><td>25.3</td></tr><tr><td>17</td><td>13.2</td><td>58.4</td><td>28.0</td></tr><tr><td>22</td><td>12.4</td><td>57.1</td><td>30.3</td></tr><tr><td>27</td><td>11.6</td><td>55.0</td><td>33.4</td></tr><tr><td>32</td><td>10.7</td><td>52.4</td><td>36.8</td></tr><tr><td>37</td><td>9.8</td><td>51.0</td><td>39.2</td></tr></tbody></table> 資料：平成 12 年から <u>22 年</u>は国勢調査 <u>平成 27 年以降</u>は一関市人口ビジョン（<u>平成 27 年 10 月策定</u>）による （上記のグラフ及び表は、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む） (1)人口 本市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、<u>令和 12 年には 92,406 人</u>になると見通されます。 なお、平成 17 年合併の新市と藤沢町の人口は下図のとおりです。 年齢構造は、今後も高齢化が進み、65 歳以上人口の構成比は、<u>令和 12 年には 40.5%</u>程度にまで達すると見通されます。 総人口の推計 <table><caption>総人口の推計 (人)</caption><thead><tr><th>目標年次</th><th>新市</th><th>藤沢町</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成12年</td><td>130,373</td><td>10,452</td><td>140,825</td></tr><tr><td>17</td><td>125,818</td><td>9,904</td><td>135,722</td></tr><tr><td>22</td><td>118,578</td><td>9,064</td><td>127,642</td></tr><tr><td>27</td><td>111,875</td><td>8,236</td><td>120,111</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>104,601</td><td>7,385</td><td>111,932</td></tr><tr><td>7</td><td>94,714</td><td>6,449</td><td>101,163</td></tr><tr><td>12</td><td>86,701</td><td>5,705</td><td>92,406</td></tr></tbody></table> 年齢 3 階層別構成比の推計 <table><caption>年齢 3 階層別構成比の推計 (%)</caption><thead><tr><th>目標年次</th><th>0～14歳</th><th>15～64歳</th><th>65歳以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成12年</td><td>14.4</td><td>60.3</td><td>25.3</td></tr><tr><td>17</td><td>13.2</td><td>58.4</td><td>28.0</td></tr><tr><td>22</td><td>12.4</td><td>57.1</td><td>30.3</td></tr><tr><td>27</td><td>11.3</td><td>55.3</td><td>33.4</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>10.4</td><td>52.6</td><td>37.0</td></tr><tr><td>7</td><td>9.1</td><td>51.7</td><td>39.2</td></tr><tr><td>12</td><td>8.5</td><td>51.0</td><td>40.5</td></tr></tbody></table> 資料：平成 12 年から <u>令和 2 年</u>は国勢調査 <u>令和 7 年以降</u>は一関市人口ビジョン（<u>令和 7 年 10 月改訂</u>）による （上記のグラフ及び表は、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む）	目標年次	新市	藤沢町	合計	平成12年	130,373	10,452	140,825	17	125,818	9,904	135,722	22	118,578	9,064	127,642	27	111,875	8,236	120,111	32	103,988	7,385	111,373	37	95,582	6,574	102,156	目標年次	0～14歳	15～64歳	65歳以上	平成12年	14.4	60.3	25.3	17	13.2	58.4	28.0	22	12.4	57.1	30.3	27	11.6	55.0	33.4	32	10.7	52.4	36.8	37	9.8	51.0	39.2	目標年次	新市	藤沢町	合計	平成12年	130,373	10,452	140,825	17	125,818	9,904	135,722	22	118,578	9,064	127,642	27	111,875	8,236	120,111	令和2年	104,601	7,385	111,932	7	94,714	6,449	101,163	12	86,701	5,705	92,406	目標年次	0～14歳	15～64歳	65歳以上	平成12年	14.4	60.3	25.3	17	13.2	58.4	28.0	22	12.4	57.1	30.3	27	11.3	55.3	33.4	令和2年	10.4	52.6	37.0	7	9.1	51.7	39.2	12	8.5	51.0	40.5
目標年次	新市	藤沢町	合計																																																																																																																						
平成12年	130,373	10,452	140,825																																																																																																																						
17	125,818	9,904	135,722																																																																																																																						
22	118,578	9,064	127,642																																																																																																																						
27	111,875	8,236	120,111																																																																																																																						
32	103,988	7,385	111,373																																																																																																																						
37	95,582	6,574	102,156																																																																																																																						
目標年次	0～14歳	15～64歳	65歳以上																																																																																																																						
平成12年	14.4	60.3	25.3																																																																																																																						
17	13.2	58.4	28.0																																																																																																																						
22	12.4	57.1	30.3																																																																																																																						
27	11.6	55.0	33.4																																																																																																																						
32	10.7	52.4	36.8																																																																																																																						
37	9.8	51.0	39.2																																																																																																																						
目標年次	新市	藤沢町	合計																																																																																																																						
平成12年	130,373	10,452	140,825																																																																																																																						
17	125,818	9,904	135,722																																																																																																																						
22	118,578	9,064	127,642																																																																																																																						
27	111,875	8,236	120,111																																																																																																																						
令和2年	104,601	7,385	111,932																																																																																																																						
7	94,714	6,449	101,163																																																																																																																						
12	86,701	5,705	92,406																																																																																																																						
目標年次	0～14歳	15～64歳	65歳以上																																																																																																																						
平成12年	14.4	60.3	25.3																																																																																																																						
17	13.2	58.4	28.0																																																																																																																						
22	12.4	57.1	30.3																																																																																																																						
27	11.3	55.3	33.4																																																																																																																						
令和2年	10.4	52.6	37.0																																																																																																																						
7	9.1	51.7	39.2																																																																																																																						
12	8.5	51.0	40.5																																																																																																																						

ページ

18 ページ

変更前

(2) 就業人口

新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業への移行が進み、平成 37 年の産業 3 分類別就業者の構成比は、第 1 次産業が 8.0%、第 2 次産業が 26.6%、第 3 次産業が 65.5%程度になると見通されます。

産業 3 分類別就業者数の推計

産業分類	平成12年	17	22	27	32	37
第 1 次産業	12,913	11,456	9,329	7,633	5,780	4,096
第 2 次産業	27,324	22,453	18,030	17,084	15,343	13,631
第 3 次産業	34,701	34,677	32,864	34,411	34,208	33,584
総 数	74,998	68,701	60,223	59,128	55,330	51,311

(総数には分類不能の産業を含む)

産業 3 分類別就業者構成比の推計

年次	第1次産業 (%)	第2次産業 (%)	第3次産業 (%)
平成12年	17.2	36.4	46.3
17	16.7	32.7	50.5
22	15.5	29.9	54.6
27	12.9	28.9	58.2
32	10.4	27.7	61.8
37	8.0	26.6	65.5

資料：平成 12 年から 22 年は国勢調査 平成 27 年以降は一関市人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）による
(上記の表及びグラフは、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む)

変更後

(2) 就業人口

新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業への移行が進み、令和 12 年の産業 3 分類別就業者の構成比は、第 1 次産業が 6.7%、第 2 次産業が 26.8%、第 3 次産業が 66.5%程度になると見通されます。

産業 3 分類別就業者数の推計

産業分類	平成12年	17	22	27	令和12年	27年	12年
第 1 次産業	12,913	11,456	9,329	7,939	6,785	4,881	3,417
第 2 次産業	27,324	22,453	18,030	18,078	16,571	15,199	13,663
第 3 次産業	34,701	34,677	32,864	34,046	32,999	34,925	33,858
総 数	74,998	68,701	60,223	60,063	56,355	55,005	50,938

(総数には分類不能の産業を含む)

産業 3 分類別就業者構成比の推計

年次	第1次産業 (%)	第2次産業 (%)	第3次産業 (%)
平成12年	17.2	36.5	46.3
17	16.7	32.7	50.6
22	15.5	29.9	54.6
27	13.2	30.1	56.7
令和12年	11.0	28.4	60.6
7	8.9	27.6	63.5
12	6.7	26.8	66.5

資料：平成 12 年から 令和 2 年は国勢調査 令和 7 年以降は一関市人口ビジョン（令和 7 年 10 月改訂）による
(上記のグラフ及び表は、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む)

ページ

24 ページ

変更前

第4章 新市の主要施策

施策の大綱

(1) 交通網の整備

広域的な交流と連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能もあわせもつ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。また、新市全体の発展、一体感の醸成、通勤・通学・通院・買物など日常生活の利便性向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進します。

鉄道や民間バスなど公共交通については、市民に身近な交通手段の確保に努めるとともに、コミュニティバス_____等については、利用者ニーズを把握しながら新たな運行形態について検討します。また、ＪＲ一ノ関駅については、_____新市の玄関口としてふさわしい周辺整備を進めます。

(3) 交流と連携の推進

東北の中心に位置する立地条件を最大限に活かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北の交流拠点となるよう広域的な交流と連携を推進します。

また、新市を構成する各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって新市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、速やかな一体感の醸成を図ります。

さらには、政府が早期に国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけていきます。

ページ

26 ページ

変更前

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交流と連携の推進	交流施設等整備事業	道の駅等、地域間の交流・連携を促進するための施設整備	新市
	新市交流イベント開催事業	各地域住民間の融和を図るための音楽祭や民俗芸能祭等交流イベントの開催	新市
	国際交流支援事業	市民による国際交流活動の促進・支援、人材の育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市
	中東北合同婚活イベント実施事業	一関市、平泉町、栗原市、登米市による4市町合同での婚活イベントの実施	一関市 ほか2市 1町
	国際リニアコライダー調査事業	国際リニアコライダー（ILC）に係る普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態勢の調査研究	新市

変更後

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交流と連携の推進	交流施設等整備事業	道の駅等、地域間の交流・連携を促進するための施設整備	新市
	新市交流イベント開催事業	各地域住民間の融和を図るための音楽祭や民俗芸能祭等交流イベントの開催	新市
	国際交流支援事業	市民による国際交流・多文化共生活動の促進・支援、人材の育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市
	4市町合同婚活事業費	一関市、平泉町、栗原市、登米市による4市町合同での婚活イベントの実施	一関市 ほか2市 1町
	国際リニアコライダー調査事業	国際リニアコライダー（ILC）に係る普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態勢の調査研究	新市

ページ	変更前				変更後			
	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
28 ページ	居住環境の整備	上水道整備事業	上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市	居住環境の整備	上水道整備事業	上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
		簡易水道整備事業	簡易水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市		簡易水道整備事業	簡易水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
		漏水防止・防災対策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊急遮断弁の設置、耐震管の布設、施設管理システムの整備等	新市		漏水防止・防災対策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊急遮断弁の設置、耐震管の布設、施設管理システムの整備等	新市
		下水道・農業集落排水整備事業	污水管整備、処理施設等の整備及び整備に対する負担金	新市、県		下水道・農業集落排水整備事業	污水管整備、処理施設等の整備及び整備に対する負担金	新市、県
		合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に対する補助	新市、一般家庭等		合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に対する補助	新市、一般家庭等
		歴史の小道整備事業	歴史的建造物と調和させたまちなみの整備	新市		歴史の小道整備事業	歴史的建造物と調和させたまちなみの整備	新市
		公営住宅等整備事業	既存公営住宅の改修・老朽化に伴う建替え、公園・駐車場等の整備	新市		公営住宅等整備事業	既存公営住宅の改修・老朽化に伴う建替え、公園・駐車場等の整備	新市
						生活用水確保施設整備事業	上水道未普及地域での水源確保工事や浄水施設等の整備	一般家庭
						火葬場改修事業	火葬場の改修	一関地区 広域行政 組合

ページ

31 ページ

変更前

3『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
安全で秩序ある環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うための情報通信施設等の整備	新市
	自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の結成支援	新市
	自主防災組織リーダー育成事業	指導者講習会への派遣、リーダー相互のネットワークづくり及び救急指導員等の育成	新市
	防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催、一関市防災マップによる危険箇所等の周知、地域防災の参考となるテキストの作成・配布	新市
	総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の設置、歩道段差切り下げ等	新市
	歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市
	道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市

変更後

3『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
安全で秩序ある環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うための情報通信施設等の整備	新市
	自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の結成支援	新市
	自主防災組織リーダー育成事業	消防・防災セミナー指導者養成講座及び一関市防災指導員（AID）養成講習の開催	新市
	防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催、一関市防災マップによる危険箇所等の周知、地域防災の参考となるテキストの作成・配布	新市
	総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の設置、歩道段差切り下げ等	新市
	歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市
	道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市

ページ	変更前	変更後
32 ページ	4『心豊かな人生と文化の香りをを感じるまち』をめざして 施策の大綱 (1)生涯学習の充実 就学前教育については、_____幼稚園と保育所の連携と家庭における教育力の充実に促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。 学校教育については、子どもたちが持っている潜在的な力を引き出し可能性を伸ばしていくため、学力の向上を図るとともに、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる総合的な学習を推進します。学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。 高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等の充実とあわせて四年制大学の実現を働きかけます。 生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。 男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、働く場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。 (2)文化の振興 芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めるとともに、施設の整備を推進します。 地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。 世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに<u>拡張登録実現を目指します。</u>	4『心豊かな人生と文化の香りをを感じるまち』をめざして 施策の大綱 (1)生涯学習の充実 就学前教育については、<u>こども園及び</u>幼稚園と保育所の連携と家庭における教育力の充実に促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。 学校教育については、子どもたちが持っている潜在的な力を引き出し可能性を伸ばしていくため、学力の向上を図るとともに、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる総合的な学習を推進します。学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。 高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等の充実とあわせて四年制大学の実現を働きかけます。 生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。 男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、働く場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。 (2)文化の振興 芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めるとともに、施設の整備を推進します。 地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。 世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに<u>資産の価値向上及び将来的な世界遺産拡張登録を目指し、調査研究を継続します。</u>

ページ

32 ページ

変更前

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。また、各種スポーツ大会を招致するなど競技スポーツの充実を図ります。

33 ページ

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体、校歌保存等	新市
	小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校施設の耐震診断の実施	新市
	幼稚園および小中学校整備事業	校舎・体育館・グラウンド・プール等の改修、防犯対策等	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
	生涯学習支援事業	<u>ガイドブックの発行</u> 、各種講座の開催等	新市
	図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
	図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館のシステム統合	新市
	図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の購入等	新市
	男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域における女性活動の支援等	新市
	ことばの力を育てる教育推進事業	幼保・こども園、小学校における「ことばの時間」の設置によることばの力の向上	新市
	校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN環境の整備等	新市

変更後

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを促進します。また、各種スポーツ大会の招致を支援するなど競技スポーツの充実を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体、校歌保存等	新市
	小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校施設の耐震診断の実施	新市
	幼稚園および小中学校整備事業	校舎・体育館・グラウンド・プール等の改修、防犯対策等	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
	生涯学習支援事業	<u>学習情報の提供</u> 、各種講座の開催等	新市
	図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
	図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館のシステム統合	新市
	図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の購入等	新市
	男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域における女性活動の支援等	新市
	ことばの力を育てる教育推進事業	幼保・こども園、小学校における「ことばの時間」の設置によることばの力の向上	新市
	校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN環境の整備等	新市

ページ	変更前	変更後
35 ページ	5 『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして 施策の大綱 (3) 商工業の振興 工業については、交通や情報通信基盤の充実など工場立地の条件整備を進めるとともに、研究開発工業団地や拠点<u>工業</u>団地の整備を促進し、優良な企業の立地と技術力の集積を図ります。また、<u>産学官</u>の連携を深め、起業や独自の技術開発、新分野への進出などに対し支援を行います。 商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商店主や関係団体との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。	5 『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして 施策の大綱 (3) 商工業の振興 工業については、交通や情報通信基盤の充実など工場立地の条件整備を進めるとともに、研究開発工業団地や拠点<u>産業</u>用地の整備を促進し、優良な企業の立地と技術力の集積を図ります。また、<u>企業同士や産学官金</u>の連携を深め、起業や独自の技術開発、新分野への進出などに対し支援を行います。 商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商店主や関係団体との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。

ページ

37 ページ

変更前

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	移住定住環境整備事業	空き家バンクの運営や移住者への住宅取得の支援	新市
	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身者への支援	新市
	新規学卒者等就農促進支援事業	市内での就農を希望する新規学卒者等の育成及び雇用機会の創出	新市
農林水産業の振興	農業担い手支援事業	水稻・野菜・家畜・園芸等における施設整備、機械導入等に対する補助	農業団体等
	農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験農場、栽培ほ場等の整備	新市
	農業経営指導マネージャー支援事業	担い手農業者の経営を支援する指導者の養成	新市
	農業・農村整備事業（土地改良事業）	経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等に対する負担金等	県、土地改良区
	広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふるさと農道緊急整備事業等に対する負担金	県
	農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する支援	農業団体等
	畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、除間伐等	新市、林業者等
	森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済の活性化促進のための施設整備	新市、林業者等
	森林病害虫等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市
	林道整備事業	林道の開設	新市
	緑のふるさと協力隊地域支援事業	地域活性化モデル地域への「緑のふるさと協力隊」隊員の派遣	新市
	地産外商促進事業	市の農畜産物と優れた観光資源とのトップセールスの実施	新市

変更後

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	移住定住促進事業	空き家バンクの運営や移住者への住宅取得の支援	新市
	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身者への支援	新市
	新規学卒者等就農促進支援事業	市内での就農を希望する新規学卒者等の育成及び雇用機会の創出	新市
農林水産業の振興	農業担い手支援事業	水稻・野菜・家畜・園芸等における施設整備、機械導入等に対する補助	農業団体等
	農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験農場、栽培ほ場等の整備	新市
	農業経営指導マネージャー支援事業	担い手農業者の経営を支援する指導者の養成	新市
	農業・農村整備事業（土地改良事業）	経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等に対する負担金等	県、土地改良区
	広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふるさと農道緊急整備事業等に対する負担金	県
	農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する支援	農業団体等
	畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、除間伐等	新市、林業者等
	森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済の活性化促進のための施設整備	新市、林業者等
	森林病害虫等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市
	林道整備事業	林道の開設	新市
	緑のふるさと協力隊地域支援事業	地域活性化モデル地域への「緑のふるさと協力隊」隊員の派遣	新市
	地産外商促進事業	市の農畜産物と優れた観光資源とのトップセールスの実施	新市

ページ	変更前				変更後			
38 ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
農林水産業の振興	農村地域定住・就農促進対策事業	市内農村部への移住・就農に係る窓口の開設、移住の促進	新市	農林業 6 次産業化促進支援事業	6 次産業化に取り組む団体等に対する 6 次産業化促進に向けた支援	新市	市内農村部への移住・就農に係る窓口の開設、移住の促進	新市
		6 次産業化に取り組む団体等に対する 6 次産業化促進に向けた支援	新市					
商工業の振興	<u>研究開発工業団地整備事業</u>	用地取得及び公園・配水管整備等の団地造成関連事業	新市	<u>産業用地整備事業</u>	用地取得及び公園・配水管整備等の団地造成関連事業	新市	<u>研究機関等と共同又は委託により実施する新製品や新技術開発事業に対する補助</u>	企業
		新製品・新技術開発事業	(公財)岩手県南技術研究センターとの共同又は委託により行う研究費に対する補助		新製品・新技術開発事業	研究機関等と共同又は委託により実施する新製品や新技術開発事業に対する補助		
		<u>工業立地資金利子補給事業</u>	工場等の立地に対する利子補給		<u>企業立地促進資金利子補給補助金事業</u>	工場等の立地に対する利子補給		
	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商店街の活性化支援	新市・商工団体等	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商店街の活性化支援	新市・商工団体等	中心市街地 _____ 空き店舗の利活用 の検討及び再生事業の推進	新市
	<u>大型</u> 空き店舗利活用事業	中心市街地 <u>大型</u> 空き店舗の利活用の検討及び再生事業の推進	新市	_____ 空き店舗利活用事業	中心市街地 _____ 空き店舗の利活用の検討及び再生事業の推進	新市		
	中小小売業者等強化支援資金利子補給事業	中小小売業者等強化支援資金の貸付を受けた事業者等に対する利子補給	事業者等	中小小売業者等強化支援資金利子補給事業	中小小売業者等強化支援資金の貸付を受けた事業者等に対する利子補給	事業者等	中小企業振興資金貸し付けのための原資預託、保証料・利子補給等	企業
	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原資預託、保証料・利子補給等	企業	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原資預託、保証料・利子補給等	企業		
	新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、貸し工場を整備する企業への支援	新市	新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、貸し工場を整備する企業への支援	新市	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市
	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市		
観光の振興	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの開催支援	実行委員会等	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの開催支援	実行委員会等		
	体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市	体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市		
	グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導員の育成	新市	グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導員の育成	新市		

ページ	変更前				変更後			
38 ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
39 ページ	観光の振興				観光の振興	<u>一関の物産と観光展開事業</u>	<u>首都圏等での「一関の物産と観光展」開催による特産品販売や観光客誘客の促進</u>	<u>実行委員会</u>
						<u>インバウンド推進事業</u>	<u>外国人観光客に向けた各種プロモーションの実施</u>	<u>新市</u>
						<u>広域連携事業</u>	<u>関係団体等との連携による誘客事業の展開</u>	<u>新市</u>
	雇用対策と職業能力開発の充実	U I J ターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携による就業支援等	新市	雇用対策と職業能力開発の充実	U I J ターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携による就業支援等	新市
		<u>新規高卒者ふるさと就職支援事業</u>	<u>新規高卒者を採用した事業雇用主に対する人材育成費用の助成</u>	新市		<u>新規高卒者・若者等人財育成支援事業</u>	<u>新規高卒者や市内に居住する若者等を雇用した事業者が行う人材育成に要する経費への助成</u>	新市
		<u>若者等ふるさと就職支援事業</u>	<u>若者等の地元就職及び定着を促進するため、市内に居住する若者等を雇い入れた市内の事業主への人材育成に要する経費の助成</u>	新市				
						<u>インターンシップ促進事業</u>	<u>大学生等のインターンシップに要する経費への助成</u>	新市
						<u>女性にやさしい職場環境整備事業</u>	<u>事業者が女性の視点に立って働きやすい職場環境整備に要する経費への助成</u>	新市
						<u>起業支援事業</u>	<u>起業者や起業を目指す者の経営能力の向上に向けた講座の開催や取り組みへの支援</u>	新市
						<u>地域ビジネス創出事業</u>	<u>新たな市内ブランドの確立等を目指す事業計画の立案及び経営能力の向上に関するノウハウを学ぶ講座の開催</u>	新市

ページ	変更前	変更後																																																																		
44 ページ	2 新市における県事業 <table> <tr> <th>項 目</th><th>事 業 名</th><th>事業概要（事業箇所）</th></tr> <tr> <td>自然と共生する環境保全</td><td>河川環境整備事業</td><td>砂鉄川〔東山〕</td></tr> <tr> <td rowspan="2">居住環境の整備</td><td>磐井川流域下水道事業</td><td>〔一関〕</td></tr> <tr> <td>公共下水道事業（県代行）</td><td>〔川崎〕</td></tr> <tr> <td>保健、医療、福祉の連携と充実</td><td>県立磐井病院・南光病院の移転整備</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">安全で秩序ある環境の確保</td><td>急傾斜地崩壊対策事業</td><td></td></tr> <tr> <td>地すべり防止事業</td><td></td></tr> <tr> <td>治山事業</td><td></td></tr> <tr> <td>河川改修事業</td><td>久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕</td></tr> <tr> <td>砂防事業</td><td></td></tr> <tr> <td>歩行環境整備事業</td><td>一般県道柴宿横沢線〔東山〕</td></tr> <tr> <td>文化の振興</td><td>世界遺産登録推進事業</td><td>県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の早期の拡張登録の実現</td></tr> <tr> <td>農林業の振興</td><td>経営体育成基盤整備事業</td><td>一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区 〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区 〔花泉〕 渋民地区、山口地区 〔大東〕 奥玉地区、清田地区 〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区〔室根〕 門崎地区〔川崎〕</td></tr> </table>	項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）	自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕	居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕	保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備		安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業		地すべり防止事業		治山事業		河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕	砂防事業		歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕	文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の早期の拡張登録の実現	農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区 〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区 〔花泉〕 渋民地区、山口地区 〔大東〕 奥玉地区、清田地区 〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区〔室根〕 門崎地区〔川崎〕	2 新市における県事業 <table> <tr> <th>項 目</th><th>事 業 名</th><th>事業概要（事業箇所）</th></tr> <tr> <td>自然と共生する環境保全</td><td>河川環境整備事業</td><td>砂鉄川〔東山〕</td></tr> <tr> <td rowspan="2">居住環境の整備</td><td>磐井川流域下水道事業</td><td>〔一関〕</td></tr> <tr> <td>公共下水道事業（県代行）</td><td>〔川崎〕</td></tr> <tr> <td>保健、医療、福祉の連携と充実</td><td>県立磐井病院・南光病院の移転整備</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="6">安全で秩序ある環境の確保</td><td>急傾斜地崩壊対策事業</td><td></td></tr> <tr> <td>地すべり防止事業</td><td></td></tr> <tr> <td>治山事業</td><td></td></tr> <tr> <td>河川改修事業</td><td>久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕</td></tr> <tr> <td>砂防事業</td><td></td></tr> <tr> <td>歩行環境整備事業</td><td>一般県道柴宿横沢線〔東山〕</td></tr> <tr> <td>文化の振興</td><td>世界遺産登録推進事業</td><td>県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の将来的な拡張登録の実現</td></tr> <tr> <td>農林業の振興</td><td>経営体育成基盤整備事業</td><td>一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区、笹谷地区、真滝6区地区、真滝11区地区、真滝12区地区、寺裏地区、巖美宿地区〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区、花泉地区、内之目地区、大門地区、大石沢地区〔花泉〕 渋民地区、山口地区、新山南地区、奥田地区、下曾慶地区、本郷地区、猿沢地区、内野地区〔大東〕 奥玉地区、清田地区、仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区、上折壁地区、西ノ沢地区〔室根〕 門崎地区、畑の沢地区〔川崎〕</td></tr> </table>	項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）	自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕	居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕	保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備		安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業		地すべり防止事業		治山事業		河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕	砂防事業		歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕	文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の将来的な拡張登録の実現	農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区、笹谷地区、真滝6区地区、真滝11区地区、真滝12区地区、寺裏地区、巖美宿地区〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区、花泉地区、内之目地区、大門地区、大石沢地区〔花泉〕 渋民地区、山口地区、新山南地区、奥田地区、下曾慶地区、本郷地区、猿沢地区、内野地区〔大東〕 奥玉地区、清田地区、仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区、上折壁地区、西ノ沢地区〔室根〕 門崎地区、畑の沢地区〔川崎〕
項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）																																																																		
自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕																																																																		
居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕																																																																		
	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕																																																																		
保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備																																																																			
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業																																																																			
	地すべり防止事業																																																																			
	治山事業																																																																			
	河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕																																																																		
	砂防事業																																																																			
	歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕																																																																		
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の早期の拡張登録の実現																																																																		
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区 〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区 〔花泉〕 渋民地区、山口地区 〔大東〕 奥玉地区、清田地区 〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区〔室根〕 門崎地区〔川崎〕																																																																		
項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）																																																																		
自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕																																																																		
居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕																																																																		
	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕																																																																		
保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備																																																																			
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業																																																																			
	地すべり防止事業																																																																			
	治山事業																																																																			
	河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕																																																																		
	砂防事業																																																																			
	歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕																																																																		
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の将来的な拡張登録の実現																																																																		
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区、笹谷地区、真滝6区地区、真滝11区地区、真滝12区地区、寺裏地区、巖美宿地区〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区、花泉地区、内之目地区、大門地区、大石沢地区〔花泉〕 渋民地区、山口地区、新山南地区、奥田地区、下曾慶地区、本郷地区、猿沢地区、内野地区〔大東〕 奥玉地区、清田地区、仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区、上折壁地区、西ノ沢地区〔室根〕 門崎地区、畑の沢地区〔川崎〕																																																																		

ページ

44 ページ

45 ページ

変更前

項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕
	水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕
	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕
	中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕 猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、大久保地区〔大東〕 仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔千厩〕 矢越・津谷川地区、上折壁地区〔室根〕
	農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕
	農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕 夏川地区〔花泉〕 摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕
	ため池等整備事業	真打堰用水地区、須川1号支線地区〔一関〕 鴻南沢地区、角屋地区、油井名沢地区〔花泉〕 有切地区〔室根〕
	林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕
保安林改良事業		

変更後

項 目	事 業 名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕
	水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕
	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕
	中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕 猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、大久保地区〔大東〕 仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔千厩〕 矢越・津谷川地区、上折壁地区〔室根〕
	農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕
	農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕 夏川地区〔花泉〕 摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕
	ため池等整備事業	真打堰用水地区、須川1号支線地区、 <u>北照井堰地区</u> 〔一関〕 鴻南沢地区、角屋地区、油井名沢地区、 <u>大又地区</u> 〔花泉〕 有切地区〔室根〕
	林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕 <u>赤沢線〔大東〕</u>
保安林改良事業		

ページ	変更前	変更後
47 ページ	1 財政計画作成にあたって 新市における財政計画は、合併後の平成 18 年度から平成 37 年度までのおおむね 20 年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市建設計画の推進に配慮して策定したものです。 2 歳 入 (1) 地方税 現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。 (2) 地方交付税 ① 普通交付税 現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替による増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。 ② 特別交付税 交付実績を基本として見込んでいます。 (3) 国庫支出金・県支出金 生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。 (4) 地方債 通常債のほか合併特例債及び岩手県自治振興基金の借り入れを見込んでいます。 (5) その他 各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあつては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。	1 財政計画作成にあたって 新市における財政計画は、合併後の平成 18 年度から令和 12 年度までのおおむね 25 年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市建設計画の推進に配慮して策定したものです。 2 歳 入 (1) 地方税 現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。 (2) 地方交付税 ① 普通交付税 現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替による増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。 ② 特別交付税 交付実績を基本として見込んでいます。 (3) 国庫支出金・県支出金 生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。 (4) 地方債 通常債のほか合併特例債及び岩手県自治振興基金の借り入れを見込んでいます。 (5) その他 各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあつては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。

ページ	変更前	変更後												
48 ページ	3 歳 出 (1) 人件費 ① 一般職 平成 37 年 4 月 1 日現在の職員数を 1,091 人として見込んでいます。 <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>H16. 4. 1現在</td><td>H37. 4. 1</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1, 402人</td><td>1, 091人</td></tr> </table> ※H37. 4. 1 の一般職員は再任用職員を含み、水道会計、病院事業会計は除いています。 ② 特別職 ◆議員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の 30 名として見込んでいます。 ◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。 (2) 扶助費 現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。 (3) 公債費 合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う借入れに対する償還額を見込んでいます。 (4) 物件費・補助費等 行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいるほか、一部事務組合が行う施設整備事業費に対する分担金を見込んでいます。 (5) 普通建設事業費 新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。 (6) 繰出金 下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。 また、国保、介護、後期高齢者の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見込んでいます。	区分	H16. 4. 1現在	H37. 4. 1	一般職員	1, 402人	1, 091人	3 歳 出 (1) 人件費 ① 一般職 令和 12 年 4 月 1 日現在の職員数を 人として見込んでいます。 <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>H16. 4. 1現在</td><td>R12. 4. 1</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1, 402人</td><td>人</td></tr> </table> 調製中 ※R12. 4. 1 の一般職員は再任用職員を含み、水道会計、病院事業会計は除いています。 ② 特別職 ◆議員数は、令和 12 年 4 月 1 日現在の 26 名として見込んでいます。 ◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。 (2) 扶助費 現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。 (3) 公債費 合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う借入れに対する償還額を見込んでいます。 (4) 物件費・補助費等 行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいるほか、一部事務組合が行う施設整備事業費に対する分担金を見込んでいます。 (5) 普通建設事業費 新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。 (6) 繰出金 建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。 また、国保、 後期高齢者の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見込んでいます。	区分	H16. 4. 1現在	R12. 4. 1	一般職員	1, 402人	人
区分	H16. 4. 1現在	H37. 4. 1												
一般職員	1, 402人	1, 091人												
区分	H16. 4. 1現在	R12. 4. 1												
一般職員	1, 402人	人												

ページ	変更前	変更後
49 ページ	(用語解説) ◆地方交付税 地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。 ・普通交付税 各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。 ・特別交付税 普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付されるものです。 ◆地方債 地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。 ◆合併特例債 新市建設計画に基づいて行う事業について、<u>合併後おおむね20年間（平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、被災地では、合併特例債を起すことができる期間が10年間延長されました。」）</u>に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。 ◆財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。 ◆扶助費 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。 ◆公債費 地方債の償還金などに要する経費です。 ◆物件費 <u>臨時職員賃金</u>、旅費、消耗品、委託料などの経費です。	(用語解説) ◆地方交付税 地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。 ・普通交付税 各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。 ・特別交付税 普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付されるものです。 ◆地方債 地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。 ◆合併特例債 新市建設計画に基づいて行う事業について、<u>合併後25年間（合併年度から10年とされていましたが、東日本大震災の発生を受け10年延長され、また、平成28年の熊本地震など相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、被災地では、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されました。）</u>に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。 ◆財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。 ◆扶助費 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。 ◆公債費 地方債の償還金などに要する経費です。 ◆物件費 <u> </u>、旅費、消耗品、委託料などの経費です。

ページ

50 ページ

変更前

4

財政計画

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等が一致しない場合があります。

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	10,970	12,031	12,086	11,403	11,213
地方交付税	21,774	21,538	22,083	22,290	23,739
国庫支出金・県支出金	9,244	10,840	9,432	14,869	11,549
地方債	4,739	6,275	5,351	7,273	8,085
その他	8,989	8,675	8,307	7,728	8,062
計	55,716	59,359	57,259	63,563	62,648

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12,375	12,062	11,460	11,313	11,094
扶助費	5,559	5,941	6,084	6,273	8,006
公債費	8,953	9,660	9,384	9,423	9,295
物件費・補助費等	11,552	11,047	10,909	14,091	11,618
普通建設事業費	8,249	10,680	9,421	10,433	10,829
繰出金	3,929	4,071	5,227	4,795	4,416
その他	2,891	3,314	3,086	4,662	5,179
計	53,508	56,775	55,571	60,990	60,437

※平成 18～26 年度は決算額、平成 27 年度は予算額です。
(平成 23 年度以降は藤沢町を含みます。)

変更後

4

財政計画

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等が一致しない場合があります。

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	10,970	12,031	12,086	11,403	11,213
地方交付税	21,774	21,538	22,083	22,290	23,739
国庫支出金・県支出金	9,244	10,840	9,432	14,869	11,549
地方債	4,739	6,275	5,351	7,273	8,085
その他	8,989	8,675	8,307	7,728	8,062
計	55,716	59,359	57,259	63,563	62,648

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12,375	12,062	11,460	11,313	11,094
扶助費	5,559	5,941	6,084	6,273	8,006
公債費	8,953	9,660	9,384	9,423	9,295
物件費・補助費等	11,552	11,047	10,909	14,091	11,618
普通建設事業費	8,249	10,680	9,421	10,433	10,829
繰出金	3,929	4,071	5,227	4,795	4,416
その他	2,891	3,314	3,086	4,662	5,179
計	53,508	56,775	55,571	60,990	60,437

※平成 18 年度～令和 6 年度は決算額、令和 7 年度は予算額です。
(平成 23 年度以降は藤沢町を含みます。)

ページ

51 ページ

変更前

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	11,762	12,152	12,166	12,374	11,949
地方交付税	30,710	26,564	26,417	25,858	25,652
国庫支出金・県支出金	16,088	17,549	15,445	15,734	13,867
地方債	8,401	10,240	11,451	10,919	8,567
その他	10,122	12,117	11,050	11,728	9,946
計	77,083	78,622	76,529	76,613	69,981

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	11,781	11,354	11,168	11,074	11,899
扶助費	8,949	9,103	9,123	9,596	10,093
公債費	9,315	9,409	9,253	9,364	8,869
物件費・補助費等	15,801	17,662	15,841	16,521	19,023
普通建設事業費	14,196	15,174	15,375	13,358	10,500
繰出金	4,906	4,856	5,215	5,214	4,152
その他	7,091	8,141	6,866	8,299	5,445
計	72,039	75,699	72,841	73,426	69,981

変更後

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	11,762	12,152	12,166	12,374	12,101
地方交付税	30,710	26,564	26,417	25,858	25,982
国庫支出金・県支出金	16,088	17,549	15,445	15,734	13,499
地方債	8,401	10,240	11,451	10,919	10,177
その他	10,122	12,117	11,050	11,728	10,892
計	77,083	78,622	76,529	76,613	72,652

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	11,781	11,354	11,168	11,074	11,051
扶助費	8,949	9,103	9,123	9,596	9,923
公債費	9,315	9,409	9,253	9,364	8,775
物件費・補助費等	15,801	17,662	15,841	16,521	16,116
普通建設事業費	14,196	15,174	15,375	13,358	11,876
繰出金	4,906	4,856	5,215	5,214	5,445
その他	7,091	8,141	6,866	8,299	6,343
計	72,039	75,699	72,841	73,426	69,529

ページ

52 ページ

変更前

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	11,828	12,145	12,030	12,060	12,066
地方交付税	24,453	23,772	23,165	24,300	22,081
国庫支出金・県支出金	12,989	12,952	11,942	13,084	12,684
地方債	6,000	7,041	6,299	10,113	10,297
その他	8,167	6,606	6,847	6,457	8,109
計	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	11,980	11,651	11,506	11,088	10,708
扶助費	10,005	9,755	9,640	9,526	9,413
公債費	8,954	9,308	9,287	9,895	9,740
物件費・補助費等	19,335	19,433	19,544	23,165	23,029
普通建設事業費	7,261	7,212	5,143	7,052	7,468
繰出金	4,329	3,352	3,363	3,403	3,317
その他	1,574	1,805	1,800	1,885	1,561
計	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236

変更後

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方税	12,339	12,551	12,614	12,860	12,665
地方交付税	25,686	25,190	24,623	24,301	24,753
国庫支出金・県支出金	12,271	12,570	10,993	12,597	26,521
地方債	6,043	7,115	6,019	8,102	6,453
その他	11,397	10,434	10,887	11,483	14,648
計	67,737	67,860	65,135	69,343	85,040

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	10,970	10,885	10,841	10,694	11,311
扶助費	10,476	10,184	10,276	10,599	10,508
公債費	8,869	9,261	9,280	10,360	10,289
物件費・補助費等	16,695	17,353	17,269	18,225	33,310
普通建設事業費	6,358	8,665	5,695	9,127	6,683
繰出金	5,545	4,659	4,727	4,678	2,869
その他	6,242	4,420	5,064	3,366	5,342
計	65,154	65,426	63,152	67,049	80,313

ページ

53 ページ

変更前

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	11,960	11,988	12,005	11,887	11,901
地方交付税	20,796	20,653	20,766	20,885	20,467
国庫支出金・県支出金	11,184	11,718	11,723	10,617	10,431
地方債	6,480	5,849	6,037	4,596	4,036
その他	9,643	8,788	8,450	8,151	8,016
計	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	10,567	10,424	10,218	10,057	10,053
扶助費	9,307	9,203	9,100	8,998	8,897
公債費	9,987	10,146	10,458	10,532	10,071
物件費・補助費等	20,947	19,325	19,235	17,758	17,833
普通建設事業費	4,454	5,099	5,351	4,266	3,564
繰出金	3,247	3,268	3,099	3,015	2,933
その他	1,553	1,529	1,522	1,510	1,498
計	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850

変更後

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	12,522	12,862	12,980	12,523	12,894
地方交付税	25,416	25,294	25,209	25,717	24,788
国庫支出金・県支出金	16,690	16,810	15,837	15,590	12,475
地方債	5,434	7,162	5,200	3,914	5,138
その他	18,343	22,190	19,279	18,970	13,292
計	78,405	84,319	78,506	76,714	68,587

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	11,133	11,018	10,765	11,304	12,313
扶助費	12,886	11,503	12,143	12,552	11,477
公債費	8,940	9,016	9,007	8,768	8,255
物件費・補助費等	22,841	23,773	22,396	21,565	24,867
普通建設事業費	5,900	8,992	7,266	7,188	5,928
繰出金	3,192	3,344	3,226	3,134	1,596
その他	8,727	11,903	9,453	8,975	4,151
計	73,620	79,548	74,256	73,487	68,587

ページ

54 ページ

変更前

変更後

(1) 歳 入

単位：百万円

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地方税	12,876	12,736	12,766	12,783	調製 中
地方交付税	22,390	22,574	22,465	22,554	
国庫支出金・県支出金	15,392	15,937	14,183	14,249	
地方債	10,321	11,032	8,626	7,709	
その他	14,383	13,387	14,284	14,262	
計	75,361	75,667	72,323	71,556	

(2) 歳 出

単位：百万円

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	12,427	12,473	12,486	12,598	調製 中
扶助費	11,268	11,306	11,367	11,439	
公債費	7,849	8,203	8,788	9,162	
物件費・補助費等	30,372	29,248	28,092	28,011	
普通建設事業費	7,132	9,026	6,059	5,058	
繰出金	2,414	1,493	1,692	1,438	
その他	3,899	3,916	3,839	3,850	
計	75,361	75,667	72,323	71,556	

一関市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 概 要

令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする過疎地域持続的発展計画を策定し各種施策に取り組んできた。令和8年度以降も過疎地域における持続可能な地域社会の形成を図ることを目的に、引続き過疎対策に取り組む必要があることから策定するもの。（計画期間：令和8年度～令和12年度）

2 策定の視点

新たな過疎地域持続的発展計画についても、現行の過疎地域持続的発展計画と同じ根拠法令（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）であることから計画の体系は変更しない。内容については、時点修正を基本としつつ以下の視点で策定を進めている。

- (1) 次期総合計画との整合及び現過疎地域持続的発展計画との継続性（*現行の計画を大きく変えない*）並びに連続性（*現行の課題への対応*）
- (2) 計画実効性の確保（*今後、5年間で実施すべき事業を登載する*）
- (3) 財政状況の勘案
- (4) 社会情勢の変化への対応

3 計画の体系

国からの作成例に基づき、計画（議決必要）と参考資料（議決不要）の体系とする。（令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡「過疎地域持続的発展市町村計画等の作成例について」参照） ※現過疎計画と変更点はなし。

(1) 計画（議決必要）

- | | |
|--|--|
| 1 基本的な事項
(1) 一関市の概況
(2) 人口及び産業の推移と動向
(3) 行財政の状況
(4) 地域の持続的発展の基本方針
(5) 地域の持続的発展のための基本目標
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項
(7) 計画期間
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 5 交通施設の整備、交通手段の確保
(1)～(4) は4と同じ

6 生活環境の整備
(1)～(4) は4と同じ

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
(1)～(4) は4と同じ |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(1) 現況と問題点
(2) その対策
(3) 計画
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 8 医療の確保
(1)～(4) は4と同じ

9 教育とスポーツの振興
(1)～(4) は4と同じ |
| 3 産業の振興
(1) 現況と問題点
(2) その対策
(3) 計画
(4) 産業振興促進事項
(5) 公共施設等総合管理計画との整合 | 10 集落の整備
(1)～(4) は4と同じ

11 地域文化の振興等
(1)～(4) は4と同じ |
| 4 地域における情報化
(1) 現況と問題点
(2) その対策
(3) 計画
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 再生可能エネルギーの利用の推進
(1)～(4) は4と同じ

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
(1)～(4) は4と同じ |

(2) 参考資料（議決不要）

- | |
|--------------------|
| 1 事業計画（令和8年度～12年度） |
| 2 年度別事業計画（事業額記載） |

4 現過疎計画からの主な変更箇所

- ・ 「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に「一ノ関駅東口工場跡地の利活用などによる駅周辺のまちづくり」の区分を追加。
- ・ 令和12年度までに想定される事業を追加

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和8年1月15日	一関市総合計画審議会での意見聴取
令和8年1月中旬 ～下旬	県への正式協議（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第8条第7項）
2月	議員全員協議会（計画案説明）
2月	議会へ提案
3月	議会議決（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第8条第1項）
3月	知事・関係大臣への報告 計画公表

計画案についてご意見などございましたら、お手数ですが財政課財政企画係まで電話又は電子メールにてお寄せください。

【1/19（月）期限】

（ 電話 21-8233、電子メール zaisei@city.ichinoseki.iwate.jp ）

一関市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～12年度)

一 関 市

目 次

1 基本的な事項

(1) 一関市の概況	1
ア 概要	1
イ 過疎の状況	2
ウ 社会経済的発展の方向	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口	4
イ 産業	7
(3) 行財政の状況	8
ア 行政	8
イ 財政	8
ウ 施設整備	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
ア 持続可能な地域社会の形成	11
イ 地域資源等を活用した地域活力の更なる向上	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
人口	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 計画	28
(4) 産業振興促進事項	35
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	35

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	44
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	53
(3) 計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62

9 教育とスポーツの振興

(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	64
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	69

10 集落の整備

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 71 |
| (2) その対策 | 71 |
| (3) 計画 | 72 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 73 |

11 地域文化の振興等

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 74 |
| (2) その対策 | 74 |
| (3) 計画 | 76 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 76 |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 77 |
| (2) その対策 | 77 |
| (3) 計画 | 78 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 78 |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 79 |
| (2) その対策 | 80 |
| (3) 計画 | 81 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 82 |

1 基本的な事項

(1) 一関市の概況

ア 概要

① 自然的条件

本市は、四季折々に多彩な表情を見せる恵み豊かな自然に包まれています。その中で象徴となっているのは、市の西側、奥羽山脈にそびえる栗駒山と、市の東側、緩やかな丘陵地が広がる北上高地の独立峰となっている室根山などの山々です。栗駒山の周囲には深い森が広がり、湯量豊富な須川温泉をはじめとした7つの温泉が湧き、北上高地は穏やかな隆起準平原で、なだらかな高原には牧場が各所に開かれています。

北上平野の南端部にあたる市の中央部には標高の低い平地が広がり、東北一の大河、北上川が緩やかに流れています。北上川の支流は、西から磐井川、金流川、東から砂鉄川、千厩川、黄海川などが注ぎ込み、流域に水の恵みをもたらしています。磐井川の中流域には溪谷美を誇る巖美溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ猊鼻溪があり、多くの観光客が訪れる名所となっています。

② 歴史的条件

当地の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡が見られ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後、葛西氏を経て伊達氏に、また、伊達氏の一部は田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、廃藩置県によって、胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、35 の町村に分かれていましたが、昭和 23 年から 33 年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、合併前の8市町村となりました。その後、平成 17 年9月 20 日に7市町村の合併、平成 23 年9月 26 日には藤沢町との合併を経て、現在の一関市となっています。

③ 社会的・経済的条件

本市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から 450km の距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点に位置しています。総面積は 1,256.42 km²であり、東西は約 63km、南北は約 46km の広がりがあります。土地利用の状況は、総面積のうち 60.2%が山林原野で占められ、次いで田が 11.1%、畑が 6.5%となっており、県内では比較的農地の割合が高い地域となっています。

交通は、市の中心部を東北自動車道、東北新幹線の高速交通幹線が南北に縦断し、並行して、国道4号、JR東北本線が縦断しています。また、国道 284 号、342 号、343 号、JR大船渡線が東西に横断し、三陸沿岸部と内陸部を結んでいるほか、国道 456 号、457 号は宮城県に、国道 342 号は秋田県に至るなど、岩手県、宮城県、秋田県の交通の結節点となっています。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

本市の総人口は、昭和 30 年にピークを迎えた後、減少が続いています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15～64 歳)と年少人口(15 歳未満)は減少する一方で、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあります。

詳しくは、「(2) 人口及び産業の推移と動向」をご覧ください。

② これまでの対策

合併前の8市町村のうち、川崎、藤沢地域は、昭和 45 年制定の過疎地域対策緊急措置法から、花泉、大東、室根地域は、昭和 55 年制定の過疎地域振興特別措置法から、それぞれ過疎地域の指定を受け、その後、平成2年制定の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年制定の過疎地域自立促進特別措置法により、引き続き過疎地域の指定を受けてきました。

平成 17 年9月 20 日に過疎地域の4町村を含む7市町村が合併し、同日に過疎地域とみなされる市町村として指定を受けることとなり、平成 23 年9月 26 日には過疎地域の指定を受けている藤沢町との合併を経て、引き続き過疎地域とみなされる市町村とされてきました。

これまで、過疎地域からの自立促進及び過疎地域の持続的発展を図るため、国、県の補助事業や過疎対策事業債などの財政支援を受けながら、各分野において次をはじめとした施策を展開してきました。

- ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
移住定住家賃補助等
- ・ 産業の振興
担い手育成対策、土地基盤整備、森林整備、就業支援対策、観光の誘客、地域資源活用総合交流促進施設整備等
- ・ 地域における情報化
超高速情報通信基盤整備(光ファイバー)、地上デジタルテレビ受信対策等
- ・ 交通施設の整備、交通手段の確保
市道整備、橋梁長寿命化等
- ・ 生活環境の整備
簡易水道整備、生活用水確保支援、消防施設整備、用途廃止施設解体等
- ・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び促進
介護施設整備、高齢者福祉乗車券交付、障害者福祉乗車券交付、認定こども園整備、第2子以降保育料補助、医療介護人材育成等
- ・ 医療の確保
医療機器整備、病院群輪番制病院運営費補助、休日当番医制運営、夜間救急医療対策等
- ・ 教育とスポーツの振興
統合小・中学校整備、教育立市プラン推進、市民センター改修、体育施設改修等

- ・ 集落の整備
市民活動推進、地域協働体支援等
- ・ 地域文化の振興等
博物館設備改修、文化センター施設改修等
- ・ 再生可能エネルギーの利用の促進
新エネルギー等導入事業費補助金等
- ・ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
国際リニアコライダー推進事業

③ 現在の課題・今後の見通し

これまでの対策の結果、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、水道や下水処理施設、消防施設の整備など、一定の前進をみています。

しかしながら、本市は広大な面積(1,256.42 km²)を有していることから、十分に整備されている状況とは言えず、今後とも計画的に整備を進めていく必要があります。

また、人口減少が進むと、

- ・ 労働力人口の減、消費者数の減による経済活動の停滞や縮小
- ・ 経済規模の縮小による生活関連サービスの廃止や撤退
- ・ 道路、水道などのインフラ、地域公共交通の維持の困難化
- ・ 児童・生徒数の減少による学校の統廃合
- ・ 地域コミュニティの維持の困難化

が複合的に発生し、市の魅力や活力が低下し、更なる人口減少につながる事が予想されます。

ウ 社会経済的発展の方向

市では、平成17年の市町村合併以来、まちづくりの指針として10年間の一関市総合計画を2回策定し、1回目の策定時は市の一体感の醸成を、2回目は市内それぞれの地域の振興を図り、まちづくりを進めてきました。

一方で、この20年の間に、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症などが私たちに大きな価値観の変革をもたらし、また、急激な少子高齢化と人口減少が、社会全体に構造的な変革を強く迫っています。

人口減少による影響をできるだけ少なくし、将来にわたり暮らしつづけたいまちとするため、本市では、令和8年度から17年度までを計画期間とする一関市総合計画基本構想及び令和8年度から12年度までを計画期間とする一関市総合計画前期基本計画を策定し、暮らしの視点から整理した「ひと」「まち」「しごと」の3つの基本目標から体系立てて、取組の方向性を定めたところです。

また、一関市総合計画前期基本計画における取組のうち人口が減少するスピードの抑制につながる取組を抽出し、当市における第3期一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略と位置付けました。

総合戦略に掲げる人口が減少するスピードの抑制を目指した取組をはじめ、総合計画におけるすべての取組を推進することで、人口減少の抑制と人口が減少しても活力のあるまち、地域づくりを目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市の総人口は減少を続けており、平成 27 年は 121, 583 人となっています。平成 7 年には、老年人口(65 歳以上)が年少人口(15 歳未満)を上回り、総人口に老年人口が占める割合は増加し続けています。今後の推移について、市の独自推計では、

- ・ 総人口は減少を続け、令和 27 年(2045 年)に 62,692 人となります。
- ・ 年少人口と生産年齢人口(15～64 歳)は減少を続け、老年人口は令和3年をピークに減少に転じます。
- ・ 総人口に老年人口が占める割合は増加し続け、令和 27 年には 52.3%となります。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

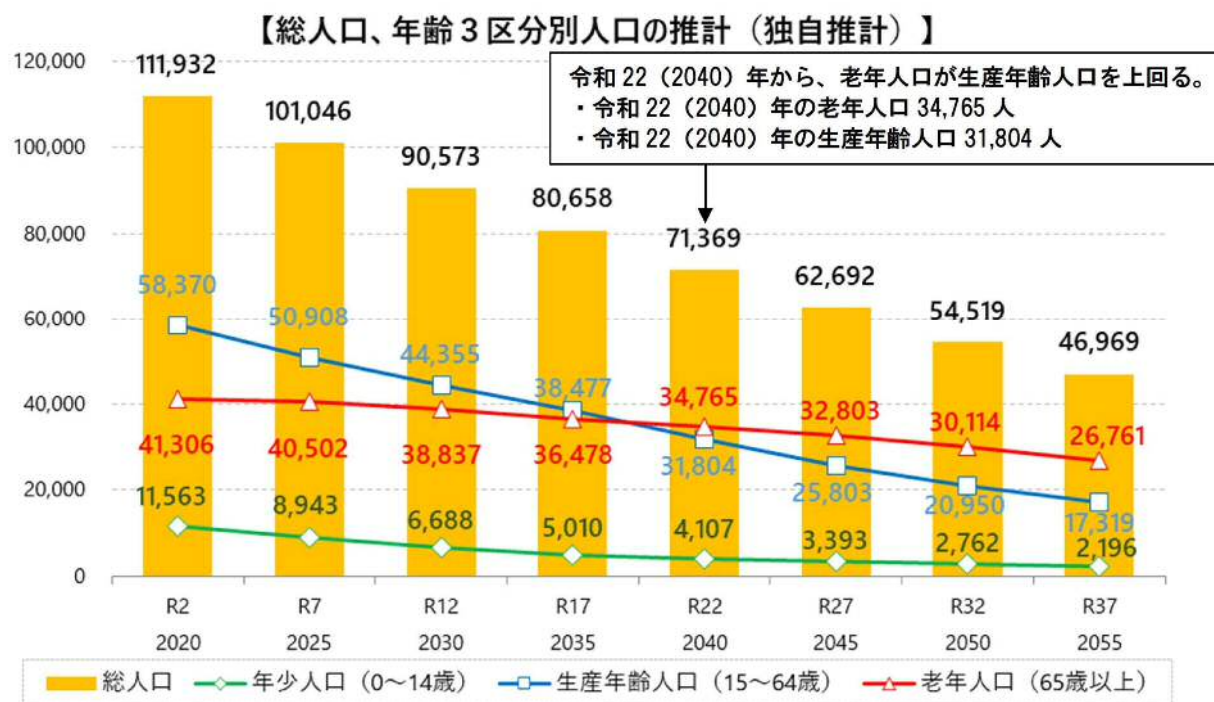
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%
	168,768		159,818	△ 5.3	150,366	△ 5.9	147,933	△ 1.6
0歳～14歳	58,665		48,876	△ 16.7	38,811	△ 20.6	34,196	△ 11.9
15歳～64歳	98,870		98,585	△ 0.3	97,768	△ 0.8	98,160	0.4
うち15歳～29歳(a)	37,410		33,351	△ 10.9	31,444	△ 5.7	30,262	△ 3.8
65歳以上(b)	11,233		12,357	10.0	13,787	11.6	15,568	12.9
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	22.2		20.9	—	20.9	—	20.5	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	6.7		7.7	—	9.2	—	10.5	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	147,465	△ 0.3	146,065	△ 0.9	144,896	△ 0.8	143,974	△ 0.6
0歳～14歳	31,851	△ 6.9	30,063	△ 5.6	26,894	△ 10.5	23,337	△ 13.2
15歳～64歳	97,484	△ 0.7	95,032	△ 2.5	92,791	△ 2.4	89,757	△ 3.3
うち15歳～29歳(a)	27,628	△ 8.7	23,534	△ 14.8	22,466	△ 4.5	22,635	0.8
65歳以上(b)	18,101	16.3	20,970	15.8	25,211	20.2	30,880	22.5
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	18.7	—	16.1	—	15.5	—	15.7	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	12.3	—	14.4	—	17.4	—	21.4	—

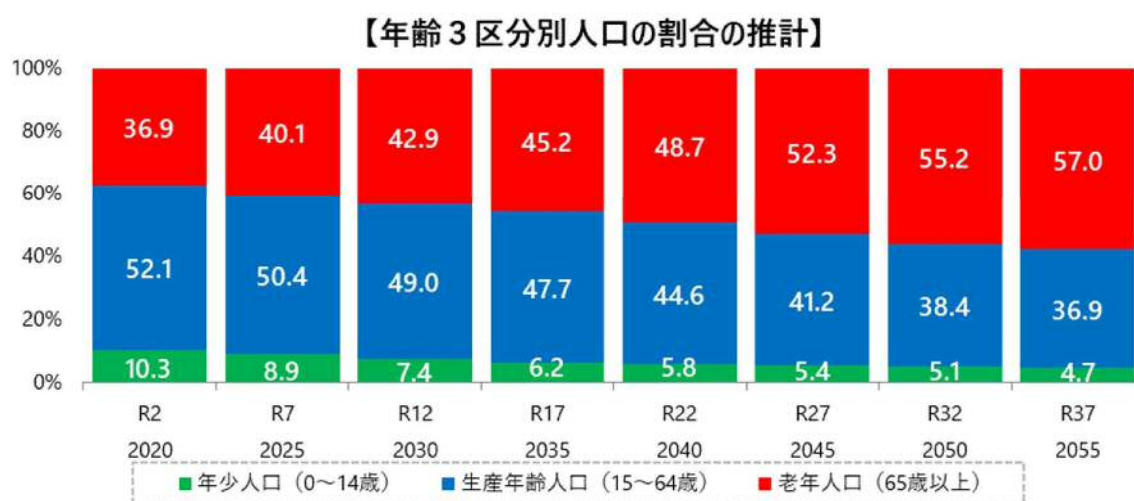
区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	140,825	△ 2.2	135,722	△ 3.6	127,642	△ 6.0	121,583	△ 4.7
0歳～14歳	20,286	△ 13.1	17,951	△ 11.5	15,840	△ 11.8	13,750	△ 13.2
15歳～64歳	84,860	△ 5.5	79,283	△ 6.6	72,936	△ 8.0	67,024	△ 8.1
うち15歳～29歳(a)	21,946	△ 3.0	19,140	△ 12.8	15,645	△ 18.3	13,682	△ 12.5
65歳以上(b)	35,564	15.2	38,022	6.9	38,622	1.6	40,468	4.8
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	15.6	—	14.1	—	12.3	—	11.3	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	25.3	—	28.0	—	30.3	—	33.3	—

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	人	%
	111,932	△ 7.9
0歳～14歳	11,563	△ 15.9
15歳～64歳	58,370	△ 12.9
うち15歳～29歳(a)	11,960	△ 12.6
65歳以上(b)	41,999	3.8
(a)/総数	%	
若年者比率	10.7	—
(b)/総数	%	
高齢者比率	37.5	—

表 1－1(2) 人口の見通し（一関市人口ビジョン）



※この総人口は年齢「不詳」を含むため年齢3区分別人口の合計と一致していません。



イ 産業

本市の就業人口は減少を続けており、令和2年は 56,355 人となっています。また、就業人口比率は第一次産業が 12.0%、第二次産業が 29.4%、第三次産業が 58.6%となっており、第一次産業は減少を続けています。

表 1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人 83,267	人 78,792	% △ 5.4	人 80,073	% 1.6	人 79,265	% △ 1.0
第一次産業 就業人口比率		66.1% (55,003)	59.5% (46,863)	—	52.4% (41,978)	—	42.4% (33,626)	—
第二次産業 就業人口比率		9.7% (8,095)	11.6% (9,151)	—	15.8% (12,665)	—	22.9% (18,143)	—
第三次産業 就業人口比率		24.2% (20,169)	28.9% (22,778)	—	31.8% (25,430)	—	34.7% (27,496)	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 79,076	% △ 0.2	人 79,026	% △ 0.1	人 79,078	% 0.1	人 77,827	% △ 1.6
第一次産業 就業人口比率	32.9% (26,014)	—	31.2% (24,655)	—	25.2% (19,941)	—	20.0% (15,577)	—
第二次産業 就業人口比率	28.5% (22,507)	—	30.2% (23,839)	—	34.7% (27,447)	—	36.2% (28,176)	—
第三次産業 就業人口比率	38.6% (30,555)	—	38.6% (30,532)	—	40.1% (31,690)	—	43.8% (34,074)	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,998	% △ 3.6	人 68,701	% △ 8.4	人 60,606	% △ 11.8	人 60,063	% △ 9.0
第一次産業 就業人口比率	17.2% (12,913)	—	16.7% (11,456)	—	15.3% (9,257)	—	13.2% (7,939)	—
第二次産業 就業人口比率	36.4% (27,324)	—	32.7% (22,453)	—	29.9% (18,102)	—	30.1% (18,078)	—
第三次産業 就業人口比率	46.4% (34,761)	—	50.6% (34,792)	—	54.8% (33,247)	—	56.7% (34,046)	—

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	人 56,355	% △ 6.2
第一次産業 就業人口比率	12.0% (6,785)	—
第二次産業 就業人口比率	29.4% (16,571)	—
第三次産業 就業人口比率	58.6% (32,999)	—

※ 分類不能は第三次産業に含む

(3) 行財政の状況

ア 行政

社会情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に迅速に対応できる行財政運営を行うためには、従来の制度や施策、組織などの執行体制を常に見直し、効果的・効率的に予算を配分し執行していく必要があります。

本市では、「人口減少が進む中、多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、健全な行財政運営を行うこと」を目指し、令和8年度から12年度までを計画期間とした「第5次一関市行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、行財政改革に取り組むこととしています。

イ 財政

人口減少・少子高齢化が進む中、市税などの市の自主財源増加は見込めず、また、地方交付税などの動向も不透明であり、新たな市民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。また、市民ニーズは多様化している現状です。

国では、人口減少・少子高齢化を背景に、地方創生の動きを加速させ、地方を対象とした多様な補助制度や財源確保につながる新たな制度を創設しています。

本市では、市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進しています。また、各年度の事務事業の計画や実施にあたっては、中・長期的な視点に立ち、財源や将来負担などについて十分な検討を行うこととしています。

表 1－2（１） 財政の状況

（金額の単位：千円）

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額【A】	63,580,660	69,475,049	72,651,580	85,039,579
一般財源	39,268,143	41,408,249	41,596,685	41,448,800
国庫支出金	5,300,434	7,222,426	8,092,200	20,348,686
都道府県支出金	3,465,251	4,982,213	5,406,642	6,172,355
地方債	6,318,200	8,588,854	10,177,297	6,452,902
うち過疎対策事業債	1,297,700	2,754,300	5,338,600	4,041,100
その他	9,228,632	7,273,307	7,378,756	10,616,836
歳出総額【B】	62,615,925	65,842,946	69,530,781	80,313,198
義務的経費	27,354,563	30,321,012	29,750,221	32,109,473
投資的経費	11,286,554	11,580,504	12,548,004	7,570,674
うち普通建設事業	11,147,450	11,432,784	11,876,329	6,682,919
その他	23,974,808	23,941,430	27,232,556	40,633,051
過疎対策事業費（【B】に含めない）	2,584,412	6,304,442	7,259,850	4,527,887
歳入歳出差引額【C】(A－B)	964,735	3,632,103	3,120,799	4,726,381
翌年度へ繰越すべき財源【D】	157,385	2,306,874	556,297	527,868
実質収支【E】(C－D)	807,350	1,325,229	2,564,502	4,198,513
財政力指数	0.36	0.36	0.38	0.37
公債費負担比率	—	19.1%	17.4%	19.2%
実質公債費比率	—	16.8%	12.8%	10.7%
起債制限比率	11.2%	11.0%	7.8%	5.4%
経常収支比率	91.7%	84.7%	88.6%	95.8%
将来負担比率	—	143.0%	104.3%	77.0%
地方債現在高	89,284,724	78,579,406	88,081,242	75,610,091

ウ 施設整備

これまで、国、県の補助事業や過疎対策事業債などの財政支援を受けながら、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、水道や下水処理施設、消防施設の整備など、一定の前進をみています。

しかしながら、本市は面積が広大なことから十分に整備されているとは言えず、今後とも計画的に整備を進めていく必要があります。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	20.6	37.7	44.8	52.5	56.7
舗装率(%)	15.7	33.1	42.3	49.2	54.7
農道					
延長(m)	－	－	－	－	232,463
耕地1ha当たり 農道延長(m)	59.3	20.9	15.2	16.4	－
林道					
延長(m)	－	－	－	－	433,327
林野1ha当たり 林道延長(m)	5.9	7.0	7.0	5.6	－
水道普及率(%)	55.0	66.6	78.0	85.3	87.7
水洗化人口割合(%)	0.0	1.5	23.0	42.5	65.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	0.5	0.3	30.1	15.2	14.5

資料：一関市道路現況、農林業センサス、水道統計、一関市污水处理施設整備状況、医療施設調査(昭和55年度末～平成2年度末は、診療所のみの病床数)

※ 平成22年度末～は、旧藤沢町を含めた数値

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 持続可能な地域社会の形成

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成を図ることを目的として本計画を策定します。

また、本計画の策定にあたっては、令和8年度から12年度までを計画期間とする「一関市総合計画前期基本計画」や「第3期一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた施策との整合を図るものとします。

イ 地域資源等を活用した地域活力の更なる向上

① 一関市総合計画

一関市総合計画において、まちの将来像を次のとおり掲げています。

「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」

将来像を実現するためには、私たちの暮らしの視点から「ひと」「まち」「しごと」に整理した3つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

○いちのせきで「いきる」 ひかり輝く「ひとづくり」

○いちのせきで「くらす」・「つどう」 暮らしやすさを感じる「まちづくり」

○いちのせきで「はたらく」 やりたいことが実現できる「しごとづくり」

【将来像を実現するためのまちづくりの考え方と役割】

次の考え方と役割でまちづくりを進めます。

1 協働のまちづくり

一関市の協働のまちづくりは、市民、地域協働体、企業、行政などが互いの立場を尊重した継続的な話し合いと合意により、協力して取り組むものです。

行政は、まちづくりを総合的に行う役割を担うことから、協働のまちづくりの考え方に基づいて、継続的な話し合いによる合意形成と、この前提となる情報提供、必要な支援などを行います。

市民、地域協働体、企業などは、まちづくりの当事者として地域のことを考え、まちづくりに参画するほか、個人や地域でできることは自助、共助で、それが難しい場合は協働、公助での解決を図ります。

2 健全かつ効率的な行財政運営

行政は、協働のまちづくりを前提に、市民にとって分かりやすい行政運営と、人口減少なども踏まえた健全な財政運営を行うとともに、効率的で市民にとって利便性の高い行政となるよう行財政改革を推進します。

市民は、行政運営に関心を持ち、健全かつ効率的な行財政運営が行われているか確認します。

3 連携の推進

行政は、岩手県や近隣市町、姉妹都市、友好都市などとの連携を深め、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを目指すとともに、各企業、団体などとはそれぞれの得意とする分野で連携を図り、暮らしやすさを実感できるよう取組を進めます。

市民は、近隣市町や各都市について理解し、交流イベントへの積極的な参加などにより、住民同士のつながりを深め、連携の土台をつくれます。

4 魅力の発信

行政は、選ばれるまちとなるため、一関市に魅力を感じてもらうための取組を総合的かつ多角的に行うほか、一関市への誇りや愛着を呼び起こす取組を進めます。

市民は、一関市に目を向け、まちへの思いをさまざまな形で発信し共感を広げることで、一関市の魅力を形づくりします。

② 一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略

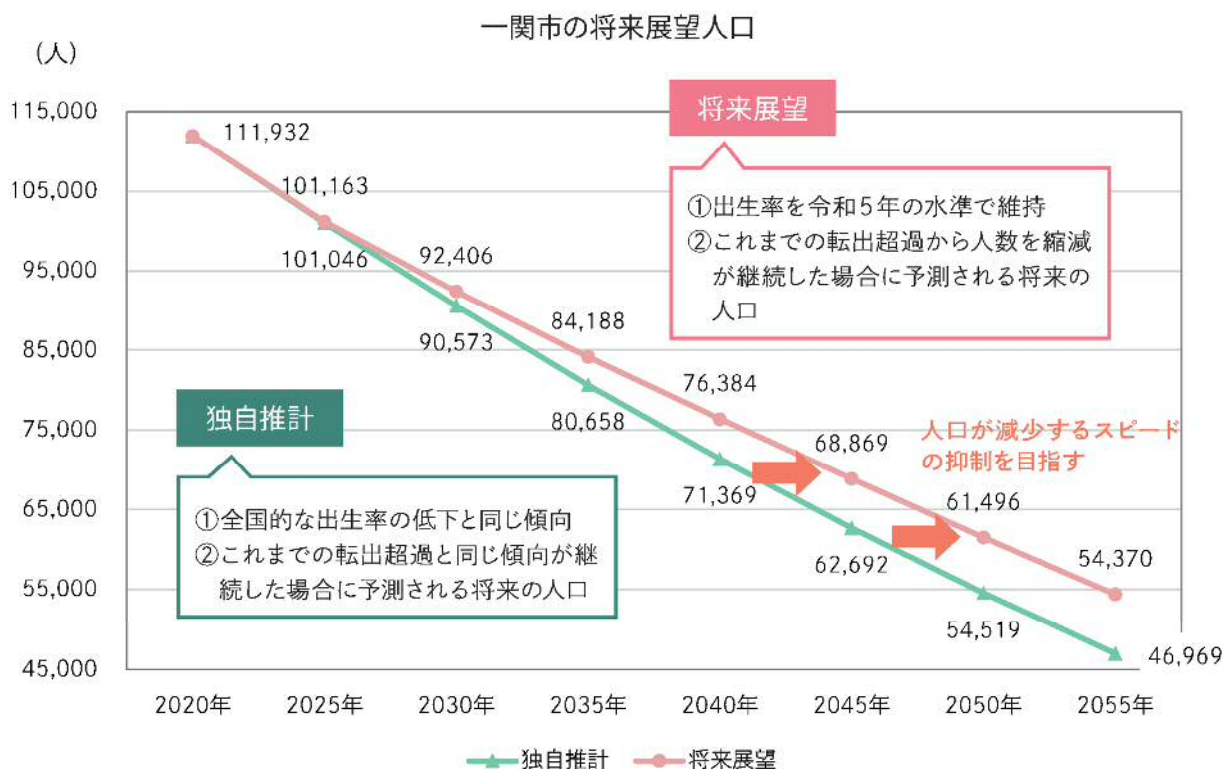
一関市総合計画における人口減少のスピードの抑制につながる取組を、市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組と位置づけて取り組むこととしています。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口

一関市総合計画の資料編である一関市人口ビジョンにおいて、人口の将来展望を次のとおり推計しています。

表 1－3 将来推計人口と将来展望シミュレーションの関係



人口減少の抑制と人口が減少しても活力のあるまち、地域づくりを進めるためには、市民、企業・事業者、行政など多様な主体が連携・協力し取組を進める必要があります。

人口が減少するスピードの抑制を目指した取組をはじめ、すべての取組を推進することで、人口減少の抑制と人口が減少しても活力のあるまち、地域づくりを目指します。

この将来展望人口を、本計画における基本目標とします。

指標	現状 (令和7(2025)年)	目標 (令和12(2030)年度)
人口	101,893 人	92,406 人

※ 現状は、岩手県人口移動報告年報における推計値。

※ 目標は、一関市人口ビジョンにおける令和12年10月1日時点の数値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、一関市総合計画審議会などにおいて、達成状況を報告し意見を得るとともに、PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)】の手法により、継続的に取組の改善を図ります。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

厳しい財政状況の中、過去に整備された多くの公共施設の老朽化に対応するためには、大規模改修や建替えなどにかかる費用を抑えるとともに、中・長期的な視点による施設の再編成・管理に取り組む必要があります。また、社会情勢の変化や住民ニーズに対応した、適正な施設の総量や規模、機能の再編成を検討する必要があります。

本市では、平成28年度に策定した「一関市公共施設等総合管理計画」において、次のとおり基本方針や数値目標などを定めています。

また、平成30年度に策定した「一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画」において、令和8年度までの数値目標を定め、施設保有の見直しや計画的な施設保全などに取り組んでおり、令和8年度には「一関市公共施設等総合管理計画第2期中期計画」を策定予定です。

このため、本計画は、「一関市公共施設等総合管理計画」や「一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画」、「一関市公共施設等総合管理計画第2期中期計画」に適合する計画とします。

表 1－4（１） 一関市公共施設等総合管理計画の概要

- 計画期間
平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間
- 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 「5つの基本方針」
「安全性の確保」、「機能と数量の最適化」、「維持保全の最適化」、
「持続性の確保」、「まちづくりの視点」
- 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
建物系施設(17 分類)、インフラ系施設(4分類)
- 数値目標
令和 28 年度までに、行政財産の建物系施設の延床面積を概ね3割縮減する。
※ 平成 27 年4月1日現在の延床面積比

・ 建物系施設（普通財産を除く）	825 施設（2,569 棟）、延床面積 712,398 m ²
・ 縮減必要面積（試算結果）	<u>30 年間で 215,511 m²（30.3%の減）</u>
	※ 年平均 1 %程度、約 7,184 m ² の縮減が必要

表 1－4（２） 一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画の数値目標

- 計画期間
平成 30 年度から令和8年度までの9年間
- 数値目標
 - ① 行政財産の建物系施設の延床面積
概ね1割縮減（約 71,837 m²）
 - ② 修繕・改修・更新等に要する普通建設事業費総額
概ね 280 億円以内（平成 29 年度から令和8年度までの 10 年間で）
※ インフラ系施設分は含まない
 - ③ 施設保全に関する対応方針の設定率
100%（全ての施設で対応方針を設定）

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住定住、関係人口、結婚支援

- ① 人口減少に伴う地域活力や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていく必要があります。
- ② 様々な移住定住施策を展開してきましたが、移住人口の増加だけではなく、本市と継続的な関わりを持つ関係人口を確保するための取組が必要です。
- ③ 地域コミュニティの維持と活性化を図るため、住民同士あるいは移住者や関係人口との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- ④ 人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化が考えられ、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援が求められています。

イ 都市間交流、国際交流

- ① 各地域、各地区で行ってきた交流事業を全市的に広げるとともに、双方の経済交流に結びつくような取組を展開していく必要があります。
- ② 本市における外国人の人口(令和7年3月末現在の外国人登録者数)は、1,282 人となっており、国籍別では、ベトナム、フィリピン、インドネシア、中国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応などにおいて、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、多文化共生の推進が必要です。

(2) その対策

ア 移住定住、関係人口、結婚支援

- ① 人口減少の加速化の流れに歯止めをかけ、人口減少に伴う影響を少なくするため、移住定住の促進と、地域住民と行政の協働による移住者の受け入れ環境づくりを進め、地域活力の維持増進を図ります。
- ② 人材不足の課題に対処するため、U・I・Jターン、若者や子育て世帯の移住促進を図ります。
- ③ 空き家バンク*の充実による住まいの支援や、移住定住者を支援する制度の充実を図ります。
- ④ 移住定住に限らず、関係人口の創出にも取り組み、地域活力の維持増進を図ります。
- ⑤ 都市間交流関係自治体の居住者や各ふるさと会*、在仙サポーター*など、本市にゆかりやご縁のある方々との交流をこれまで以上に深め、関係人口として携わる取組を行います。
- ⑥ 新たなネットワーク創出事業の参加者*や一関市ふるさと応援寄附者などに、関係人口として本市に深く関わってもらうための取組を行います。
- ⑦ 結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身の方の相談などを実施し、対象者のサポートに努めます。
- ⑧ 結婚活動への支援は、4市町合同婚活事業(本市、平泉町、宮城県栗原市、登米市)などを実施し、近隣自治体と連携しながら、広域的な事業展開を図ります。

【用語解説】

＊空き家バンク

市外から移住して本市で暮らしたいと希望する人などを対象に、市内の空家を紹介する制度。

＊ふるさと会

首都圏などに在住する本市出身者及び縁のある者が、会員相互の親睦を図り、一関（ふるさと）の発展に寄与することを目的とする会。

＊在仙サポーター

本市の物産、観光、イベントなどの産業観光情報を、仙台都市圏に向けて発信するとともに、産業観光の政策の提言や情報収集などを行うもの。

＊新たなネットワーク創出事業

首都圏において、市の出身者や市を支援したい方による新たなネットワークづくりを行い、関係人口の創出と拡大に向けたプラットフォームの形成を図る事業。

イ 都市間交流、国際交流

- ① 姉妹都市、友好都市とは、これまでの交流の経過を大切にし、さらなる市民交流の促進を図るとともに、相互の産業振興につながる事業に取り組みます。
- ② 歴史的なつながりがある全国の自治体と連携した交流事業や観光事業などを行い、本市の魅力発信と賑わいの創出に取り組みます。
- ③ 市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識を醸成し、国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。
- ④ 日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、外国人にとって、訪れやすく、また、安全安心な生活ができる環境の整備に努めます。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
結婚新生活支援補助制度の利用組数	24 組	25 組
関係人口創出イベントなどの参加者数	36,432 人	37,070 人
移住定住促進事業を活用して移住した世帯数	40 世帯	41 世帯

(3) 計画

持続的発展施策区分「1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
移住・ 定住	移住定住促進事業 (空き家バンク制度の実施、首都圏での移住定住フェアへの参加など、本市への移住定住を促進するための活動を行う。)	一関市	移住定住の促進や関係人口の創出により、地域活力の維持増進を図るため。
	結婚活動支援事業 (縁結び支援員による結婚活動支援や婚活イベントを行う。)	一関市	結婚活動を支援することにより、人口減少を少しでも緩やかにするため。
	4市町合同婚活事業 (一関市、平泉町、宮城県栗原市、登米市による4市町合同で婚活イベントを行う。)	一関市ほか 2市1町	結婚活動を支援することにより、人口減少を少しでも緩やかにするため。
	4市町合同移住定住事業 (一関市、平泉町、宮城県栗原市、登米市による4市町合同で移住定住イベントを行う。)	一関市ほか 2市1町	移住定住の促進により、地域活力の維持増進を図るため。

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 管理運営にあたっては、指定管理者制度*の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

【用語解説】

*指定管理者制度

地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定された法人その他の団体が、公の施設の管理に関する権限の包括的な委任を受けて管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

- ① 本市における農業の維持発展を図るためには、これからの農業を担う人材や組織を育てていく必要があります。そのためには、所得の確保が重要であり、生産技術や経営管理能力の向上のほか、地域計画＊の実践による担い手への農地の集積、スマート農業＊の導入など生産の効率化が求められています。
- ② 農林業の6次産業化＊や農商工連携＊による高付加価値商品の開発や販路の拡大など、販売面での支援も求められています。
- ③ 新規学卒者など若者に対する就農支援の充実や雇用機会の拡大を図るとともに、農業後継者の円滑な農業経営の継承を推進する取組が必要です。
- ④ 基盤整備事業の導入や農地中間管理事業の活用により、平地地域では農地の整備や集積が進んでいるものの、中山間地域は遅れています。
- ⑤ 農村地域における生活様式の多様化や人口減少により、農村コミュニティの維持が懸念されています。農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。
- ⑥ 地域資源を生かした6次産業化や、地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光＊を中心とした交流人口＊拡大の取組を進めることが必要です。
- ⑦ 地域おこし協力隊員＊などの外部人材を受け入れ、地元住民が気づかなかった魅力の発掘や営農活動の向上に対する波及効果も、これからの農村コミュニティの活性化には必要です。
- ⑧ 農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給することが求められています。生産振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ⑨ ニホンジカやイノシシなど、野生鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあります。農業経営の安定及び農家の営農意欲の減退による農地荒廃を防ぐため、被害防止及び捕獲の取組を効率的かつ効果的に推進する必要があります。
- ⑩ 森林所有者の林業経営に対する意欲が低下し、伐採後の造林や間伐などの森林整備が進まず、持続可能な木材生産や森林の持つ公益的機能の発揮の低下が懸念されます。市民共有の財産である市有林においても、間伐などの森林整備による二酸化炭素吸収によるJ-クレジット＊の発行をはじめとして、木材生産のみならず、森林の持つ公益的機能の発揮が求められています。
- ⑪ 地球温暖化に伴う気候変動も影響して被害が拡大する松くい虫やナラ枯れに対し、木材資源の保護や公益性の高い森林の保全を進める必要があります。
- ⑫ 林業就業者の減少や高齢化が進んでおり、森林整備の担い手の確保と定着を図る必要があります。また、林業経営体等の収益性を高める必要があります。
- ⑬ 森林所有者に利益を還元し、森林整備に対する意欲を高めるためにも、市産木材の利用を進める必要があります。
- ⑭ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響により、原木しいたけや山菜等の出荷が

一部制限されています。

- ⑮ 農林業における生産性向上のためには、地域ごとの個別経営から、品目ごとに集約した団地の形成が課題となっています。特に、農作物や家畜の生産においては、生産規模を拡大することで単位あたりのコストを削減し、効率的な生産体制を構築することが求められています。

【用語解説】

＊地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)

農業者の話し合いに基づき、地域の農業を担う者、地域農業の将来のあり方などを明確化するため、市町村が策定し公表するもの。

＊スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)、人工知能(AI)などを活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進する新たな農業。

＊6次産業化

農業の6次産業化とは、農業従事者が従来の生産だけではなく、加工・流通販売を行い、経営の多角化や収益向上を目指すもの。

＊農商工連携

地域の資源を有効に活用するため、農林業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

＊着地型観光

旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

＊交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などをいう。

＊地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

＊J-クレジット

温室効果ガスの排出削減や吸収活動を認証する環境省、経済産業省、農林水産省が運営するクレジット制度。この制度を通じて、企業や団体が環境負荷を減らすために行った活動に対してクレジットを付与し、そのクレジットを売買できる仕組み。

イ 工業

- ① 市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が必要とされています。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。
- ② (公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校を活用

した産学官金*の連携及び支援体制の充実による人材育成、地域企業の技術力・経営力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業の連携と活動の一層の促進を図るための様々な形での支援が求められています。

- ③ ものづくり産業を支え、地域の活性化を図るためには、中小企業の持続的発展が不可欠となっています。新たな市場や事業開発につながる経営資源の相互活用や補完、製品開発力・技術開発力の向上などの効果が期待できる企業間連携が求められています。
- ④ 企業においては、人手不足や生産効率の向上、販路拡大など様々な経営課題に対応するため、AIをはじめとする新しいIT技術の導入・活用により、経営力の強化・生産性の向上に積極的に取り組むことが課題となっています。
- ⑤ 「中東北*の拠点都市」として、恵まれた立地状況と優遇制度の優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場や産業用地の情報提供、県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により、競争力のある産業育成が重要となっています。
- ⑥ 新たな産業の創出や関連産業の集積が期待されることを踏まえ、誘致の動向を見極めながら、産業用地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要です。

【用語解説】

*産学官金

産は民間企業、学は教育・研究機関、官は国・地方公共団体、金は金融機関を指す。

*中東北

一関市を中心とする岩手県南から宮城県北までの地域のくくり。本市は、盛岡と仙台の中間に位置するという地理的優位性を生かし、県境を意識しない取組を進めている。

ウ 商業、サービス業

- ① 市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報受発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。
- ② 商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービスの提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ③ 一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成 25 年4月1日のオープン以来、順調に利用され、毎年およそ 40 万人の入館者がありますが、今以上に周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ④ 各地域の特色を生かした特産品は、販売だけではなく愛好者が地域へ足を運ぶことにもつながり、新たな商業展開も見込まれることから、今後も継続的な支援を行うことが必要です。

エ 雇用

- ① 人材確保と地元定着を進めるため、多様で柔軟な働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援する必要があります。
- ② 国、県の関係機関と連携し、働き方改革運動を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。

- ③ 職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。
- ④ 企業がDX*を推進し、人手不足や生産効率の向上に対応していく上で必要となる人材育成のためリスキニング*を支援します。

【用語解説】

*DX

Digital Transformation の略。AI、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスの創出を図るほか、デジタル技術を駆使し新たな付加価値を創生する。

*リスキニング

職業能力の再開発、再教育のこと。近年は、新たに必要となる業務・職種に順応できるように従業員がスキルや知識を再習得するという意味で使われる。

オ 観光、公園、レクリエーション

- ① 観光による交流人口や関係人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ② より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高める必要がありますが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベントなどの開催とともに、近隣市町村と連携した誘客の推進が重要です。
- ③ 岩手県南、宮城県北における多くの観光地や観光資源をつなぐ観光ルートの開発や特産品、温泉、もち食など、本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ④ 観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識などの交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成などによる受け入れ態勢の整備など、「おもてなし」を充実することが求められています。
- ⑤ 近年、インバウンドが増加し、リピーターも多いことから、外国人観光客に向けた多言語翻訳や情報発信をはじめ、通訳ツールを活用したサービスなどが必要とされています。
- ⑥ 公園、緑地の管理については、地元自治会などの参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう、潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。
- ⑦ 公園の遊具については、安全に数多くの方に利用いただくことが求められています。
- ⑧ 磐井川堤防改修事業を契機として、磐井川を活用した地域活性化が求められています。

(2) その対策

ア 農林業

- ① 新規就農者の確保のため、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者*、集落営農組織などに対し、研修の機会を設けながら、経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。また、農業施設及び農業研修施設の活用を図ります。
- ③ 地域計画の話合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図り、農地集約を目指します。
- ④ 恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支え

る担い手の育成を図ります。

- ⑤ 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のパイプライン化*、老朽化した農業水利施設の長寿命化を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。
- ⑥ ロボット技術や情報通信技術(ICT)、IoT、AIを活用した「スマート農業」を導入することにより、農作業の省力化や高品質生産などを推進します。
- ⑦ 農地保全への取組と併せ、農村地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。
- ⑧ 農村地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図ります。
- ⑨ 外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで、農村コミュニティの活性化を図ります。
- ⑩ 食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。
- ⑪ 競争力のある園芸作物等の産地の育成と、酪農肉用牛の生産基盤の維持・拡大を図ります。
- ⑫ 産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。
- ⑬ 地域資源を生かした6次産業化や農商工連携事業に取り組む、農業者や商工業者を支援します。また、試験研究施設や流通販売施設の活用を図ります。
- ⑭ 地産地消・地産外商*を推進し、販路拡大に向けた生産者のビジネス展開につながる支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ⑮ 農作物への鳥獣被害軽減を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害軽減施策を推進します。
- ⑯ 西磐猟友会や東磐猟友会と連携し、適期かつ効率的な有害鳥獣の捕獲活動に取り組みます。
- ⑰ 広大な面積を占める私有林人工林における公益的機能の維持向上のため、森林所有者の負担軽減など森林整備の促進を図ります。
- ⑱ 市有林においても、森林経営計画やJークレジットのプロジェクト計画書等に基づき、森林整備を計画的に進めます。
- ⑲ 公益性の高い森林をはじめとし、松くい虫やナラ枯れ被害拡大防止のための駆除や防除対策、樹種転換を進める必要があります。
- ⑳ 林業の担い手の確保・育成対策のほか、森林の集約化や機械化、林道・作業道整備等を進め、林業経営体や自伐型林業者等の経営の効率化を図っていきます。
- ㉑ 建築用材やバイオマス利用など市産木材のカスケード利用を促進する取組を進めていきます。
- ㉒ 原木しいたけの産地維持や森林所有者の収益を高めるため、原木しいたけや山菜などの特産林産物の生産振興を図ります。
- ㉓ 品目ごとに集約した団地化を進め、地域ごとの個別経営から集約化への移行を促進するとともに、企業誘致などを通じて地域産業の活性化を推進します。

【用語解説】

*認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市町村などが認定し、その計画の認定を受けた農業者のこと。

*水路のパイプライン化

管路によって農業用水を送配水する水路であり、開水路に比べて、上下流の取水の優劣が軽減できる、つぶれ地が少なくて済む、用水量が全体として節約できるなどの利点がある。

*地産地消・地産外商

地域内で生産されたものを地域内で消費しようとする活動を「地産地消」、地域内で生産されたものを地域外で販売し、付加価値を高めようとする活動を「地産外商」という。

*再造林

人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えて人工林をつくること。

*木質バイオマス

バイオマスは生物由来の有機物。そのうち、木材(おが屑や木材加工端材など)からなる木質チップ・ペレット、薪など。

イ 工業

- ① 高品質・高付加価値な「ものづくり」のため、産業支援機関などと連携し、技術・技能講習や品質管理検定資格取得支援講座の開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応などサポート体制を強化します。
- ② 企業の技術力、経営力を強化するため、技術開発・共同研究・高品質化への取組や、新事業活動による経営革新・取引拡大などを支援します。
- ③ 関係機関と連携を図りながら、就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど、学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ④ 新入社員などの若手社員のスキル向上を図るとともに、次代を担うリーダーを育成するための研修を行います。
- ⑤ 産学官金の連携を図り、企業間連携や共同研究の取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ⑥ AI や IT に関する普及啓発や、地域経済分析システム(RESAS)*の活用、企業間ネットワーク構築を促進するため、各種セミナーを開催します。
- ⑦ 新たな産業用地の整備など企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ⑧ テレワーク*による勤務形態の変化やサテライトオフィス*の設置など、企業の新たな展開に対応し、誘致を進められるよう、産業用地や貸オフィスの整備を進めます。

【用語解説】

*地域経済分析システム(RESAS)

産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。

*テレワーク

パソコンやインターネットなどの情報通信技術(ICT)を利用し、場所や時間にとらわれずに働く勤労形態。

＊サテライトオフィス

企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

ウ 商業、サービス業

- ① 商工会議所などの関係団体への活動を支援し、個々の中小企業への巡回指導、窓口指導などの充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、市場開拓や情報受発信力の向上など、専門的な分野についても支援を行い、起業創業支援や中小企業の経営合理化、効率化を促進します。
- ② 商店街組合などが主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などを展開し、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ③ 空き店舗の活用を促進し、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ④ 一関市市街地活性化施設(なのはなプラザ)を活用し、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街の賑わいを創出します。また、国の登録有形文化財である千厩酒のくろ交流施設の活用により、地域の活性化を図ります。
- ⑤ 消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供のため、商工会議所などと連携し、セミナーの開催、経営指導や従業員研修、情報交換などを支援し、個店の魅力づくりを促進します。
- ⑥ 特産品が育まれた風土や製法などへのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品開発を促進します。

エ 雇用

- ① 求職相談・職業紹介や求職者訓練、中東北就職企業ガイダンス・説明会の開催などを通じて、求職者の早期就業とU・I・Jターン＊就職希望者の支援に取り組みます。
- ② 若者の地元就職・地元定着を図るため、新規高卒者や新規学卒者の人材育成等を支援します。
- ③ インターンシップ等を通じた外国人材の採用や外国籍就労者が働きやすい職場・生活環境づくりに取り組む事業所を支援します。
- ④ セミナーの開催を通じて、就業定着と人材育成を支援するとともに、関係機関と連携して、就労条件や働きやすい環境の整備など、働き方改革を推進し、勤労者福祉の充実を支援します。
- ⑤ 関係機関との連携により、企業ニーズにあった職業訓練事業などを実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ⑥ 企業人材に対するリスクニング講座を実施し、新たな技術の習得を推進するほか、従来のものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。

【用語解説】

＊U・I・Jターン

Uターンは、地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。

Iターンは、生まれ育った地域(主に大都市)からどこか別の地方へ移り住むこと。

Jターンは、地方からどこか別の地域(主に大都市)に移り住み、その後生まれ育った地方近く

の(大都市よりも規模の小さい)地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

オ 観光、公園、レクリエーション

- ① ふるさと名物応援宣言*をした、もち食文化、日本酒・地ビール類、秀衡塗、熱気球の普及や支援に努めるとともに、観光資源の掘り起こしや磨き上げをし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、PRに努めます。
- ② 岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市などとの観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光振興を図ります。また、滞在型観光*の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ③ 一般社団法人一関市観光協会の観光案内所を本市における観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により、観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ④ 観光振興を公民一体で進める一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO*を観光地域づくりの舵取り役として、観光関連事業者などの連携による地域全体の戦略的な観光地域づくりの推進に努めます。
- ⑤ いちのせきニューツーリズム協議会と連携した農家民泊や農業体験、さらには特産品や伝統的工芸品などを制作する体験学習など、ここでしか得られない価値を創出する様々な体験型観光の充実と、世界文化遺産「平泉」や祭時での災害遺構見学による震災教訓の伝承、沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。また、宿泊交流施設の活用を図ります。
- ⑥ 市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。また、新たな観光ボランティアの養成・確保を図ります。
- ⑦ わかりやすい観光案内板の設置や多言語化による情報発信、観光施設の充実を図ることにより、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘致に努めます。
- ⑧ 公園、緑地の管理については、地元自治会などの参画を得て快適な環境の維持を図ります。
- ⑨ 公園や公園の遊具については、公園の規模や位置、利用者のニーズなどを勘案して適正な配置を計画的に進めます。
- ⑩ 一関遊水地事業*や磐井川堤防改修事業*とあわせて、河川管理施設と一体的な「まち」と「かわ」を結び付けた、新たな河川空間の創出と活用を推進します。

【用語解説】

* ふるさと名物応援宣言

市町村において地域を挙げて支援を行う「ふるさと名物」を特定し、「ふるさと名物応援宣言」として、積極的な情報発信及び地域を挙げた取組を牽引することを促進し、多様な事業者を巻き込み、地域ぐるみの継続的な取組を通じ、「地域ブランド」の育成・強化を図り、地域の売上や雇用の拡大、地域経済の好循環につなげていく取組。

* 滞在型観光

1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

* 一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO

行政・企業・団体と連携しながら、一関・平泉エリアを東北有数の観光地として確立させ、住民や旅行者が豊かさを感じられる「持続可能な地域経営」にすることを使命に活動。

＊一関遊水地事業

昭和 22 年、23 年の洪水による大水害を契機に実施されている治水事業。遊水地は市街地を洪水から守る本堤と、中小洪水から農地を防御し調節効果を増大させる小堤からなり、第1・第2・第3の3つの遊水地で構成されている。

＊磐井川堤防改修事業

昭和 22 年、23 年の洪水による大水害を契機に実施されている治水事業。

設定する指標 （市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和 12 年度)
健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数	31 橋	0橋
多面的機能支払交付金の対象となる農用地の面積	10,200ha	8,160ha
再生可能エネルギーの導入容量	172,657kW	194,264kW
燃料用木材の生産量	77BDt	150BDt
農業産出額	387.9 億円 (令和5年)	390.3 億円 (令和 11 年)
木材(丸太)生産量	58,008 m ³ (令和5年)	60,493 m ³ (令和 11 年)
製造業の市内総生産	937.0 億円 (令和4年度)	965.2 億円 (令和 10 年度)
新製品・新技術開発の件数(累計)	246 件	288 件
中心市街地の通行者数	485,173 人	468,168 人
卸、小売業の市内総生産	412.8 億円 (令和4年度)	433.4 億円 (令和 10 年度)
事業承継に向けた取組実施割合	100%	100%
新規高卒者の管内就職率	48.7%	55.0%
えるぼし、くるみん、ユースエールの市内の認定企業数	5社	15 社
現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思う人の割合	63.7%	70.0%
観光入込客数(外国人含む)	222.5 万人回	232 万人回
観光消費額	115 億円 (令和5年度)	129.5 億円 (令和 11 年度)
1人当たりの公園・緑地の面積	20.6 m ²	20.6 m ²

(3) 計画

持続的発展施策区分「2 産業の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備			
農業	県営経営体育成基盤整備事業負担金	岩手県	
	県営中山間地域総合整備事業負担金	岩手県	
	県営農村地域防災減災事業負担金	岩手県	
	団体営農業農村整備事業補助金	土地改良区等	
林業	保全松林緊急保護整備事業	一関市	
	森林総合整備事業費補助金	森林組合等	
	公有林整備事業	一関市	
	水源林造成事業	一関市	
	特用林産施設等体制整備事業費補助金	しいたけ生産組合等	
	林道橋梁長寿命化事業	一関市	
(3) 経営近代化施設			
農業	有機肥料センター機器整備・更新事業	一関市	
林業	しいたけ生産振興対策事業費補助金	しいたけ生産組合	
(4) 地場産業の振興			
技能修得施設	技能修得施設改修等事業	一関市	
試験研究施設	岩手県南技術研究センター機器整備補助金	公益財団法人	
	試験研究施設改修等事業	一関市	
流通販売施設	流通販売施設改修等事業	一関市	
(5) 企業誘致			
	サテライトオフィス施設等整備事業	一関市	
(6) 起業の促進			
	いちのせき起業応援事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(7) 商業			
その他	商店街低炭素街路灯導入事業補助金	一関市	
	一関市商店街活性化事業補助金(ハード分)	一関市	
	千厩酒のくら交流施設改修等事業	一関市	
	市街地活性化施設改修等事業	一関市	
(9) 観光又はレクリエーション			
	公園施設改修等事業	一関市	
	公園整備事業	一関市	
	観光施設改修等事業	一関市	
	宿泊交流施設改修等事業	一関市	
	一関地区かわまちづくり事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次 産業	担い手育成対策事業 (認定農業者等の担い手の経営改善を支援し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。)	一関市	農業経営や栽培管理技術の向上等により、担い手の確保と農業所得の向上を図るため。
	担い手経営サポート事業 (認定農業者や新規就農者等を対象に、パソコン簿記講習会等を開催し、資質の向上を図る。)	一関市	農業経営の向上等により、担い手の確保と農業所得の向上を図るため。
	新規学卒者等就農促進支援事業 (新規学卒者を中心とした若年層を対象に、雇用形態による農業従事経験を通じて、就農に対する意識啓発を踏まえた新規就農を支援する。)	一関市	農業経営や栽培管理技術の基礎を身に付けながら、就農意向を確立すること等により、地域農業への定着を図るため。
	いちのせき子育て農業者応援事業費補助金 (農業者が出産・育児で農業に従事できない期間、アルバイト等を雇用する経費に対し補助する。)	一関市	安心して出産・育児ができる環境につなげることにより、農業者の確保等を図るため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
商工業 ・6次 産業化	地産外商促進事業 (農産物や特産品等の個々のブランド強化のため、農商工連携のもと、地域ブランドの創出や首都圏等での一関ブランドのPRを行う。)	一関市	地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立により、農業所得の向上と地域の活性化を図るため。
	一関市商店街活性化事業補助金 (ソフト分)(商工会議所が実施する商店街の活性化に寄与する事業に対し補助を行い、商店街の一体感醸成、各店の魅力ある商品やサービス提供等、地域コミュニティに根差した商店街づくりを図る。)	一関市	商工会議所が実施する事業を支援し、商店街の賑わいを創出することにより、商店街の活性化と地域コミュニティの形成を図るため。
	商店街にぎわい創出事業補助金 (商店街組合等が実施する賑わい創出事業に対し補助を行い、集客につながるイベントを展開する。)	一関市	商店街組合等が実施する事業を支援し、商店街の賑わいを創出することにより、商店街の活性化と地域コミュニティの形成を図るため。
	いちのせき産業まつり商工祭負担金 (一関地域の優れた物産品等を展示即売し、日常生活の中で地域物産の需要を促進させるとともに、生産者の意識の高揚を促し、地域産業の発展を図る。)	一関市	生産者の意識の高揚を促し、地域物産に対する消費者の理解と認識を高め、地域産業の発展を図るため。
	中心市街地空き店舗解体等補助金 (一ノ関駅西側の商業区域に所在する空き店舗等の解体費用や建物の利活用に向けた調査に要する費用に対し補助する。)	一関市	遊休資産の利活用の可能性を広げ、まちなか人口の増加や地価の回復など地域経済への好影響に資するため。
	ものづくり産業振興事業 (品質管理検定資格取得支援、BCPセミナー及び機械加工等に関する講座の開催を通じて地域企業の人材を育成し、高品質・高付加価値なものづくりを支援する。)	一関市	資格取得支援講座や技能技術講座等の開催により、市内企業の「高品質・高付加価値なものづくり」を支援するなど、地域企業の持続的発展に資するため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報通 信産業	IT・ソフトウェア関連企業立地促進事業費補助金 (IT関連及びソフトウェア開発等を行う企業の立地を促進し、地域経済の活性化、雇用及び就業機会の創出を図るため、企業が市内に事業所等を新設する場合に要する経費に対し補助する。)	一関市	企業立地の促進により、地域経済の活性化と市民の雇用の場の創出を図るため。
観光	一関・平泉バルーンフェスティバル事業 (スカイスポーツである熱気球によるバルーンフェスティバルを開催し、滞在型観光の誘客の推進を図る。)	一関市	一時的な集客イベントだけではなく、宿泊利用の拡大のきっかけをつくることにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため。
	ニューツーリズム推進体制整備事業費補助金 (農家民泊や農業体験、着地型観光等、都市農村交流の取組を行う、団体の活動に対し補助する。)	協議会	体験型観光の充実、世界遺産「平泉」など近隣市町と連携した教育旅行の誘致の推進により、交流人口の拡大を図るため。
	一関春まつり開催事業 (一関地方の観光シーズンの幕開けイベントとして位置づけ誘客の促進を図り、潤いのある街づくりに資することを目的に、実行委員会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	一時的な集客イベントだけではなく、まちの賑わいを創出することにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため。
	全国もちフェスティバル開催補助金 (「もち食文化」を全国に向けて情報発信し、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図ることを目的に、実行委員会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	一時的な集客イベントだけではなく、一関のもち文化の継承や、農商工連携で地域産品の付加価値を向上することにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため。
	北上川流域交流Eボート大会開催事業負担金 (手漕ぎボートレース大会を開催し、流域の交流及び連携、地域の活性化に資する親水活動の振興と普及を図る。)	一関市	河川の多面的利用や親水活動の普及啓発により、流域の交流及び連携、地域の活性化を図るため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
観光	観光ガイド事業 (外国人に対する観光案内業務の強化及び一ノ関駅構内でのよりきめ細かな観光案内業務を行う。)	一関市	観光案内業務を強化することにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため。
	広域連携推進事業 (近隣自治体と連携し「通りぬけの観光」から「滞在型の観光」への移行を促進する。)	一関市	滞在型の観光を推進することにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため。
その他	地域企業経営強化支援事業費補助金 (市内企業の事業拡大を支援し、地域の雇用創出を図るため、設備投資に要する経費に対し補助する。)	一関市	中小企業の市内での設備投資の促進等により、生産性の向上と地域の雇用創出を図るため。
	ジョブカフェ一関運営事業 (若者の就職支援や人材育成を図るため、就業に関する相談やカウンセリング、学校等へのキャリア教育支援を実施する。)	一関市	若者の適正な職業選択や社会人としての基礎力向上により、若者の地元就職と定着を図るため。
	ふるさとハローワーク運営事業 (求職者の就職促進と利便性の向上を図るため、国との共同により運営し、職業相談や紹介サービスを行う。)	一関市	職業相談や紹介サービスに対応することにより、働く意欲のある人の就職促進と地元定着を図るため。
	新規高卒者人材育成支援事業補助金 (新規高卒者を採用した事業者が実施する人材育成及び資格取得等に要する経費に対し補助する。)	一関市	新規高卒者の人材育成につながることで、地元就職と職場定着を図るため。
	若者等人材育成支援事業補助金 (新規学卒者(大学、短大、高専、専門学校等)及びUIターン者を採用した事業者が実施する人材育成及び資格取得等に要する経費に対し補助する。)	一関市	新規学卒者(大学、短大、高専、専門学校等)及びUIターン者の人材育成につながることで、地元就職と職場定着を図るため。
	若者地元就業定着支援事業 (若者の地元就職及び就業定着を促進するため、各種セミナーや就職ガイダンス等を開催する。)	一関市	若者の地元企業への理解を深めるとともに、新入社員のビジネス能力の向上につながることで、地元就職と職場定着を図るため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	インターンシップ促進助成金 (大学生等が市内事業所等へのインターンシップ参加に要する経費のうち、受入事業者が負担した額に対し、助成する。)	一関市	適正な職業選択が行われることにより、職場定着と地元企業の人材確保を図るため。
	希望のまち基金出資金 (一般社団法人希望のまち基金が実施する高校生・高専生を対象とした給付型奨学金事業に出捐する。)	一般社団法人希望のまち基金	若者の地元定着と地元企業の人材確保を図るため。
	女性にやさしい職場環境整備事業費補助金 (女性にやさしい職場の環境整備を支援するため、女性の視点に立って事業所等を改修する場合の経費に対し補助する。)	一関市	女性の視点に立って従業員が働きやすい職場環境にすることにより、地元就職と定着を図るため。
	地域若者サポートステーション事業 (15歳から49歳までの働くことに悩みを抱える若者等を対象に就労等への誘導、自立を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、職場体験やカウンセリング、各種セミナー等を行う。)	一関市	15歳から49歳までの働くことに悩みを抱える若者等の職業的自立につながることで、地元就職と職場定着を図るため。
	IT人財育成プログラム事業 (独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校と連携し、小・中学生を対象としたプログラミング教室等を開催し、次世代を担う若者の市内就職・定住につなげる。)	一関市	児童・生徒が一関高専の教授や学生から直接指導を受けることで、プログラミング等への興味が育まれるなど、地域の持続的発展に資するため。
	専門技術人財育成事業 (公益財団法人岩手県南技術研究センターが行う人材育成事業に要する費用に対し補助するとともに、職業訓練法人一関職業訓練協会に専門技術を学ぶ講座の実施を委託し、地域企業が独自で実施することが難しい人材育成を支援する。)	一関市	高品質・高付加価値なものづくり技術力の向上と、ものづくり人財の育成など、地域企業の持続的発展に資するため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	女性活躍推進セミナー実施等事業 (女性や若者が活躍できる職場づくりを促進するため、若手や中堅社員、経営者等を対象としたセミナー等を実施する。)	一関市	女性や若者が活躍できる職場づくりを促進することにより、企業の人材確保と職場定着を図るため。
(11) その他			
	農業施設及び農業研修施設改修等事業	一関市	
	繁殖牛生産振興対策事業費補助金	生産者組織	
	肥育素牛地域内保留対策事業費補助金	生産者組織	
	酪農振興総合対策事業費補助金	生産者組織	
	野菜花き生産振興事業補助金	生産者組織	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
一関地域を除く地域 ※	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

※ 新たな過疎法では、「みなし過疎」の適用を受けないものとしたならば、過疎地域の適用を受ける地域(旧市町村単位)が対象とされたものであり、本市の場合、一関地域を除く地域(旧7町村)が該当するため。

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

事業の実施にあたっては、県、近隣市町、民間事業者との連携を図ります。

なお、計画事業は、上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもあるため、市内産業などの動向も鑑み更新を検討していきます。
- ② 施設の更新の検討にあたっては、類似施設との集約化や他の機能との複合化・多目的化を検討し、施設の有効活用を図ります。
- ③ 職業訓練施設は、施設の集約も含めた今後のあり方について、関係団体との協議を進めながら慎重に検討していきます。
- ④ 利用者にとって快適な環境を整えるため、施設の現状を確認しながら維持補修などを行い、施設の機能維持を図ります。
- ⑤ 利用者の少ない施設については、廃止なども視野に入れ今後のあり方を検討します。
- ⑥ 宿泊研修施設は、効率的・効果的な管理運営手法を検討するとともに、施設の費用対効果を検証し、廃止も視野に入れ、慎重に検討を行います。
- ⑦ 国の公園施設長寿命化計画策定方針をもとに、維持管理及び設備の更新に関する個別計画を策定し、効果的、効率的な維持管理による長寿命化とコストの縮減を図り、良好な公園環境の確保に努めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- ① 市内全域が光ブロードバンドサービスの提供エリアとなり、快適にインターネットを利用できる環境が整い、行政サービスなどはデジタル化へ対応していく必要があります。
- ② 地上デジタルテレビの視聴については、山間部などの地形的に不利な地域が多く、テレビ難視聴の解消のため、テレビ共同受信施設は必要であり、継続して維持管理などを支援していく必要があります。
- ③ 地上デジタルテレビ放送を視聴するため、ワンセグ波*による受信を余儀なくされている世帯が市内に点在していることから、引き続き抜本的な解決について、国、県などに要望していく必要があります。

【用語解説】

*ワンセグ波

地上デジタル放送は、1チャンネル、6MHz の帯域幅を 13 個のセグメントと呼ばれる箱に分割して放送を行っているが、このうち1つの箱(1セグメント)を用いて行う携帯端末に向けた放送のこと。

(2) その対策

- ① 行政サービスのデジタル化、オンライン化による利便性の向上と多様な選択肢の提供に努めます。
- ② 地上デジタルテレビ放送のワンセグ波によらない受信対策を講じるとともに、国、県への働きかけ、またテレビ共同受信施設組合に支援を継続します。
- ③ コミュニティFM放送やソーシャルネットワーキングサービス(SNS*)などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や、緊急時、災害時の情報伝達を行います。

【用語解説】

*SNS

Social Networking Service の略。登録された利用者(会員)がインターネット上で交流するサービスのこと。

(3) 計画

持続的発展施策区分「3 地域における情報化」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
防災行政用無線施設	コミュニティFM施設改修等事業	一関市	
テレビジョン放送等難 視聴解消のための施設	地上デジタルテレビ受信対策費	一関市	
	地域情報化推進事業	一関市	
その他の情報化のため の施設	藤沢地域情報通信基盤施設改修等事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	地上デジタルテレビ受信対策事業 (地上デジタル放送の受信対策として整備されたテレビ共同受信施設の維持管理費の負担軽減を図るため、電気料・電柱共架料等の維持管理費に対し補助する。)	一関市	テレビ難視聴地域における情報格差の是正により、住み良い地域の実現につながるため。

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 防災行政情報システムは、老朽化に応じた維持補修を行い、長寿命化を図ることを検討します。
- ② テレビ共同受信施設は、現行の放送などを維持していくためには、機器の更新が必要不可欠であるため、機器の更新計画を策定し対応していきます。また、施設の譲渡などを含めた将来的な施設のあり方について検討します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路、橋梁

- ① 道路整備は、市民の安全確保と利便性向上を図るとともに、災害時の輸送などを支える上からも、一体的な整備、改良を推進する必要がある、地域間を結ぶ広域的な幹線道路の整備や、地域に密着した市民生活にとって関わりの深い生活道路の整備が必要となっています。
- ② 歩行者の安全確保のため、歩行空間の整備、防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置などの交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザイン*に配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。
- ③ 良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化や適正な維持管理により、市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働で取組を進める必要があります。

【用語解説】

*ユニバーサルデザイン

みんなが快適に利用できるよう、製品や環境などをデザインすること。高齢者や障がい者など、あらゆる人にやさしい形や機能を前提に、普遍性を強調した概念。

イ 公共交通

- ① 地域特性や利用者ニーズに合わせて運行内容や利用環境を見直し、地域住民の移動の利便性を考慮した公共交通に再編していく必要があります。

(2) その対策

ア 道路、橋梁

- ① 市道や都市計画道路*は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通を確保し、災害時においても地域拠点と集落の輸送などを支えるため、効率的・効果的な整備を図ります。
- ② 市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路やJRの各駅、東北縦貫自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付けなどを総合的に検討し整備に努めます。
- ③ 地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、計画的な整備に努めます。
- ④ 歩行者や自転車、視覚障がい者や車いす利用者の安全を確保するため、歩道や歩行者通行帯の整備、段差解消、勾配緩和などを進めるとともに、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路などの安全対策の充実に努めます。
- ⑤ 橋梁、トンネル、道路附属物などの点検、診断を定期的に行い、計画的な修繕、更新による道路施設の長寿命化を図るとともに、地域住民などとの協働により、道路環境の適正な維持管理や交通の安全確保に努めます。

- ⑥ 誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。
- ⑦ 冬期間の交通機能を確保するため、適切な除雪に努めます。また、除雪車両を計画的に更新します。

【用語解説】

＊都市計画道路

都市の骨格を形成する最も基本的な都市基盤の一つであり、都市計画法に基づき、将来の交通需要の見通しや社会的要請に応じて、あらかじめルートや幅員が都市計画決定されている道路

イ 公共交通

- ① 市内の各地域において、病院や商店、公共機関が集積しているような地域の中心となるエリアを「拠点エリア」と位置づけ、それぞれの拠点エリアを結ぶ、地域を越えた交通ネットワークの維持、確保を図ります。
- ② 各地域内では、拠点エリアと、それぞれの集落や自宅を結ぶ公共交通ネットワークの維持、確保を図ります。
- ③ 待合環境の向上や交通情報などの提供を行うとともに、ダイヤの見直し、乗り継ぎ時間の改善を行い、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ④ 外国人を含む観光客が、公共交通を利用して目的地までスムーズに移動できるよう、各種メディアを利用した情報提供や、バス停表示をはじめとするバス情報の多言語化に取り組みます。
- ⑤ 市営バス車両を計画的に更新します。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数	31 橋	0 橋
拠点間を結ぶ路線バスの路線数	6 路線	6 路線

(3) 計画

持続的発展施策区分「4 交通施設の整備、交通手段の確保」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 市町村道			
道路	歩道設置事業	一関市	
	道路維持補修事業	一関市	
	道路維持補修事業(交付金事業)	一関市	
	道路改良舗装事業	一関市	
	道路改良舗装事業(県事業負担金)	岩手県	
橋梁	橋梁長寿命化改修事業	一関市	
その他	除雪作業車更新事業	一関市	
(6) 自動車等			
自動車	市営バス更新事業	一関市	
	交通対策事業	一関市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 策定した道路インフラ長寿命化計画は、必要に応じて見直しを行いながら、より効率的な維持管理を目指します。
- ② 策定した橋梁長寿命化修繕計画は、今後の定期点検・診断結果を踏まえて見直しを行いながら、計画的かつ適切な維持管理に努めます。
- ③ 点検・診断・記録・措置といった維持管理のサイクルを確実に実施し、予防保全型への維持管理を進め、橋梁の耐用年数の延長(長寿命化)、必要予算の平準化及びコスト縮減を図ります。
- ④ 予防保全型の維持管理により長寿命化を図ることを基本としますが、必要性を検証し、集約化や撤去による管理橋梁数の減少策などを含めた抜本的な対策を検討します。
- ⑤ バス待合所は、路線が存続する間は老朽度に応じて維持補修を行い、管理棟及び車庫については、路線存続の間は改修などにより長寿命化を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道、下水道

- ① 今後、高度経済成長期に整備した大量の水道施設が一齐に更新時期を迎え、大きな財政負担となりますが、市民生活に不可欠な水の供給を安定的かつ確実に持続していくためには、計画的な更新と耐震性能の向上を含む長寿命化を図るとともに、施設の規模や配置の見直しにより、無駄のない施設利用を進める必要があります。
- ② 定期的な水道料金の改定を実施し、負担の平等化を図りながら、今後の施設更新に係る適切な財源確保に取り組む必要があります。
- ③ 今後の給水区域の拡張については、大規模な住宅開発や定住人口の増加、水道施設整備に対する財源措置の大幅な拡充などの環境変化が生じた時点で、地域の接続意向を確認した上で再検討します。
- ④ 平成 28 年度に策定した汚水処理施設整備計画の集合処理区域においても、人口減少と高齢化が進んでいることが影響し、費用を投じて管路整備を行っても、下水道への接続費用の捻出や後継者がいないことなどの理由から接続に至らないことがあるため、整備計画の見直しを行うこととしています。

イ 防災

- ① 避難所、避難場所は、人と人が密になりやすい環境になることから、様々な感染症にかかるリスクが高くなるため、感染症を考慮した避難所運営を行っていく必要があります。
- ② 災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画＊に基づき、防災資機材や避難場所などを整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。
- ③ 災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定＊などによる関係機関との連携体制が必要です。
- ④ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、防災マップ＊を全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者などへの対応のため、災害情報や防災情報の多言語化が必要です。

【用語解説】

＊地域防災計画

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、各自治体の防災会議が作成する計画で、各自治体の地域内における災害の予防と災害時の対策について、自治体及び防災関係機関の連携、並びに市民などの協力のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、自治体の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定しているもの。

＊応援協定

災害時に迅速な応急対策などを実施するため、他の地方公共団体や民間団体などと締結する協定。

＊防災マップ

洪水による浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの情報や避難所、避難場所などの防災情報を表示した地図のこと。

ウ 消防、救急、救助

- ① 火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保などに努めるほか、減少傾向にある消防団員の充実と育成を図ることが消防力の強化を図るために必要です。
- ② 火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火講話などを実施し、出火防止を図るほか、住宅火災による死傷者を防止するため住宅防火対策の推進を図ることが必要です。
- ③ 高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。また、救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急自動車＊及び高度救命処置用資器材＊の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- ④ 救急車が到着するまでの応急手当が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、感染防止対策を講じながら、自動体外式除細動器(AED)＊を活用した救命講習による救命処置の普及啓発を図ることが必要です。
- ⑤ 消防機関の行う救助活動は、自然災害のほか、火災、交通事故、水難事故から、テロ災害などの特殊な災害にまで及ぶものであることから、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。

【用語解説】

＊高規格救急自動車

救急救命士・救急隊員が乗車し、応急処置や救命活動が十分できるよう、活動しやすい車内空間と必要な資機材を有している車両。

＊高度救命処置用資器材

気道確保用資器材、除細動器、輸液用資器材、血中酸素飽和度測定器、心電計などの資器材の総称。

＊自動体外式除細動器(AED)

Automated External Defibrillator の略。心臓の心室が不規則にけいれんする「心室細動」が起きた場合に、電気ショックを与え、心臓のリズムを正常に戻す機器のこと。

エ 防犯、交通安全、市民相談

- ① 明るく住みよい安全安心な地域の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に展開し、各種犯罪の防止に努

めていく必要があります。

- ② 女性や子どもへの声掛け事案、高齢者の被害が目立つ特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。
- ③ 防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会など、住民ぐるみで活動する体制の強化が必要です。
- ④ 交通事故を減らすためには、運転者や歩行者の交通安全マナーの向上、交通安全思想の普及が不可欠であり、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に、児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。
- ⑤ 日々の暮らしの中で発生する問題を把握し、相談に対する適切な助言を行うことが出来るよう、関係機関や団体などと連携しながら、市民が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。
- ⑥ 高齢者や若年層など消費者被害が懸念されることから、未然防止に取り組む必要があります。

オ 住環境

- ① 少子高齢化により、地域コミュニティの担い手として、特に次代の担い手となる子育て世帯を中心とした若年世帯を確保することが必要となっています。
- ② 日常的に適切な管理が行われていない空家等の増加により、保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じているとともに、地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼしています。
- ③ 本市の住宅をみると、昭和 55 年以前に建築された住宅が3割を超えており、これらの住宅のバリアフリー未対応、低い断熱性能、耐震性の不安など機能面で課題があります。
- ④ 現在管理している市営住宅は、老朽化により長寿命化や統廃合などの対応を進める必要があります。
- ⑤ 誰もが利用できる公衆トイレは、清潔で安全に使用できる、バリアフリーな施設が求められます。また、建築年数が経過した公衆トイレの一部には、水洗化が難しいトイレや、設備更新が必要なトイレがあります。
- ⑥ 公共施設等総合管理計画に基づき、行政財産の建物系施設の延床面積の縮減に取り組むとともに、用途廃止施設(普通財産)の利活用の促進と老朽化施設の計画的な解体を行う必要があります。

カ ごみ処理、し尿処理

- ① 本市のごみ処理は、本市と平泉町が一関地区広域行政組合において事務の共同処理を行っており、民間業者に委託し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の分別収集を行っています。ごみ焼却施設は、一関清掃センターが 150t/日、大東清掃センターが 80t/日の処理能力を有していますが、昭和 56 年と平成 11 年に建設された施設であり、老朽化が著しく処理能力も低下してきているほか、一関清掃センターリサイクルプラザ、大東清掃センター粗大ごみ処理施設は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、プラスチック製品の資源化に対応する必要があるなど、新たな施設の整備が必要となっています。また、既存の最終処分場についても、埋立できる容量が残りわずかとなってきており、新設が必要となっています。
- ② 廃棄物の減量化や、資源物のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らすしていくための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓

発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていく必要があります。

- ③ 従来の大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- ④ 本市のし尿処理は、本市と平泉町が一関地区広域行政組合において事務の共同処理を行っており、施設の処理能力は、一関清掃センターが160kl/日、川崎清掃センターが100kl/日を有し、処理量はそれぞれ155kl/日及び88kl/日となっています。
- ⑤ し尿収集については、許可業者により市内全域を収集していますが、一関清掃センターの処理施設は昭和52年に建設され、施設の老朽化や処理人口の減少により、施設の今後のあり方が課題となっています。

キ 火葬場

- ① 本市の火葬は、本市と平泉町が一関地区広域行政組合において事務の共同処理を行っており、指定管理者制度を導入し業務を行っています。
- ② 火葬場については、釣山斎苑と千厩斎苑の2施設がありますが、火葬炉等の老朽化など設備の計画的な改修を進める必要があります。

(2) その対策

ア 上水道、下水道

- ① 水道事業の将来像と長期財政を見据え、安全な水の安定供給に努めます。
- ② 優先順位を定め、水道施設及び管路の計画的な更新を行います。
- ③ 災害に強い水道を目指し、施設の耐震化や、適切な維持管理と補修による長寿命化を進めるとともに、施設の統廃合や規模の縮小による効率的な水の供給に努めます。
- ④ 未普及区域において、水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、深井戸整備及び浄水施設などの設置を支援します。
- ⑤ 地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- ⑥ 本市における汚水処理事業は、地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性などを勘案しながら、公共下水道と農業集落排水施設で処理を行う集合処理区域*と浄化槽で処理を行う個別処理区域*に区分し進めていきます。

【用語解説】

*集合処理区域

公共下水道、農業集落排水施設で汚水処理を行う区域。

*個別処理区域

浄化槽で汚水処理を行う区域。

イ 防災

- ① 避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害などの特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時に適切な対応ができる

よう努めます。

- ② 避難所の運営については、様々な感染症対策を考慮した訓練などを実施し、適切な運営ができるよう努めます。
- ③ 防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ④ 備蓄については、応急的に必要となる非常食などの備蓄と防災資機材の整備に努めます。
- ⑤ 外国人の住民や旅行者などへの対応のため、災害情報や防災情報の多言語化に努めます。
- ⑥ 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、いちのせきメールなどを活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。
- ⑦ 市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ⑧ 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。

ウ 消防、救急、救助

- ① 複雑多様化する火災などの災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ② 消防屯所など、地域における消防活動拠点施設の計画的な整備を進めます。
- ③ 消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④ 複雑多様化する災害に対応するため、消防団員などの確保と育成強化を図ります。
- ⑤ 市民の生命、財産を火災などから守るため、消防団、婦人消防協力隊、自主防災組織などと連携を図りながら火災予防に努めます。
- ⑥ 住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。
- ⑦ メディカルコントロール体制＊（医師による指導、助言及び教育体制）のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ⑧ 救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資器材や高規格救急自動車などの計画的な整備を進めます。
- ⑨ 救命率を向上させるには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急手当が重要なことから、感染防止対策を講じながら応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ⑩ 複雑多様化する災害に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑪ 大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員＊の教育訓練を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

【用語解説】

＊メディカルコントロール体制

救急救命士などが救急現場で実施する医療行為に関し、医師が指示又は指導・助言及び事後検証を行い、応急処置の質を担保する制度的仕組みのこと。

*緊急消防援助隊登録隊員

国内で発生した地震などの大規模災害時における人命救助活動などを、より効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制として創設された「緊急消防援助隊」に登録された消防職員のこと。

エ 防犯、交通安全、市民相談

- ① 市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる活動を展開します。
- ② 警察や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、パトロール活動やあいさつ運動を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ③ 自治会等における防犯灯の設置や維持管理費用の補助を行うなど、犯罪防止に努めます。
- ④ 安全安心な地域の実現に向けて、道路、公園など公共施設においては、照明灯の設置による防犯に配慮した環境づくりを推進します。
- ⑤ 交通安全協会や交通安全母の会など、交通安全関係団体との連携強化に努め、交通安全対策を推進します。
- ⑥ 消費生活センターでの相談受付体制の整備や、相談員による消費生活出前講座の開催など、消費者被害の未然防止に向けた取組を進めます。

オ 住環境

- ① 市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、市産木材の有効利用の促進など、良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- ② 空家等に関する情報提供により、必要に応じて現地調査を行い、周辺に著しく悪影響をあたえるものや緊急度が特に高いものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者などによる適切な管理を促すことを基本としつつ、必要な措置を行います。
- ③ 一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持管理を推進し、長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、市営住宅の良好な居住環境の確保を行います。
- ④ 公衆トイレについては、老朽化施設の計画的な設備更新や建替を行いながら長寿命化を図ります。また、衛生面において問題が生じる恐れのある非水洗トイレについては、解体を行います。
- ⑤ 公共施設等総合管理計画に基づき、用途廃止施設(普通財産)の利活用の促進と老朽化施設の計画的な解体を行います。

カ ごみ処理、し尿処理

- ① 一関地区広域行政組合が設置し、管理運営する一般廃棄物の処理施設及び最終処分場などの新設や設備更新が必要であり、同組合が策定している一般廃棄物処理基本計画、同組合、本市及び平泉町が策定している循環型社会形成推進地域計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。
- ② ごみ収集の効率化を図るために、ごみの収集エリアやごみの出し方の検討など、ごみ収集体制の整

備充実に努めます。

- ③ 一般廃棄物処理施設やごみ収集車の火災及び従事者の事故防止のため、リチウム蓄電池などのいわゆる「危険ごみ」の処理など、適正処理の整備充実に努めます。
- ④ ごみ排出量の増加を抑制するため、分別収集の徹底やごみの減量化、再資源化を促進し、資源循環型社会の構築を推進します。また、リサイクルプラザの活用を図り、ごみ排出抑制や再利用、資源ごみ回収、リサイクル運動などの意識啓発を推進します。
- ⑤ 一関地区広域行政組合が設置し、管理運営する、し尿処理施設の整備充実を図るとともに、し尿を円滑かつ衛生的に処理するため、し尿収集サービスの向上を促進します。

キ 火葬場

- ① 一関地区広域行政組合が設置し、管理運営する火葬場については、設備の維持補修を行いながら、適切な改修及び設備更新も含めた施設管理に努めます。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
水道事業における料金の対象となった給水の割合	80.0%	85.5%
地域で行われている消防・防災セミナーの受講者数(令和2年度からの累計)	30,887 人	80,887 人
消防団員の確保率	2.1%	2.0%
交通事故の発生件数	98 件 (令和6年)	95 件 (令和12年)
住宅の新築戸数に対する長期優良住宅の認定率	31.6%	33.4%
一般廃棄物のリサイクル率	16.6%	17.5%

(3) 計画

持続的発展施策区分「5 生活環境の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設			
上水道	旧簡易水道事業に係る建設改良事業	一関市	
簡易水道	簡易水道事業等負担金	一関市	
(2) 下水道処理施設			
公共下水道	公共下水道事業	一関市	
	公共下水道事業(施設更新改修)	一関市	
	公共下水道事業(付帯設備更新改修)	一関市	
	特定環境保全公共下水道事業	一関市	
	特定環境保全公共下水道事業(施設更新改修)	一関市	
	特定環境保全公共下水道事業(付帯設備更新改修)	一関市	
	不明水対策事業	一関市	
農村集落排水 施設	農業集落排水事業(施設更新改修)	一関市	
	農業集落排水事業(付帯設備更新改修)	一関市	
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業負担金	一関地区広域 行政組合	
(4) 火葬場			
	火葬場改修事業負担金	一関地区広域 行政組合	
(5) 消防施設			
	常備消防車両整備事業	一関市	
	非常備消防車両整備事業	一関市	
	防火水槽整備事業	一関市	
	消火栓整備事業	一関市	
	消防屯所整備・改修等事業	一関市	
	消防防災拠点施設改修等事業	一関市	
	消防通信指令設備更新・改修事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
生活	生ごみ減量機器購入事業補助金 (一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ減量機器の購入に要する経費に対し補助する。)	一関市	資源循環型社会の構築を推進することにより、住み良い地域の実現につながるため。
	消費者保護事業 (ICTを活用したリモート相談や地域への出張相談を行うことにより、相談機能の充実を図る。)	一関市	消費者保護に取り組むことにより、住み良い地域の実現につながるため。
防災・ 防犯	防犯灯維持管理費補助金 (消費電力とCO ₂ 排出量の削減を図るため、自治会等が管理する防犯灯をLED灯具に交換する経費に対し補助する。)	自治会等	交通安全や犯罪防止に寄与することにより、住み良い地域の実現につながるため。
	土砂災害ハザードマップ作成事業 (土砂災害警戒区域等の情報伝達や警戒避難体制について、住民への周知を図るため、土砂災害ハザードマップ等を作成する。)	一関市	市民の防災意識の高揚を図ることにより、住み良い地域の実現につながるため。
その他	用途廃止施設解体事業 (用途廃止した施設について、計画的に解体する。)	一関市	老朽化等により用途廃止した施設を解体することにより、地域の景観保全や土地の利活用につながるとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため。
	高齢者運転免許証自主返納サポート事業 (高齢者の交通事故の減少を図ることを目的として、運転免許証の自主返納のきっかけづくりのため、65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した際に、バスやタクシーで利用可能な乗車券又は市内で利用可能な商品券を交付する。)	一関市	交通事故防止に取り組むことにより、住み良い地域の実現につながるため。
(8) その他			
	公衆トイレ改修等事業	一関市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 平成 28 年3月に策定した一関市水道事業ビジョンに基づき、実質的な耐用年数を考慮した資産管理をもとに、需要に見合った施設規模の適正化と統廃合、長期的な財政収支の均衡に配慮しながら、優先度に応じた計画的な更新を進めます。
- ② 未普及解消に係る事業費や、給水に要する個人負担などの理解促進を図るとともに、地域の実情に合わせた水供給の方法と併せ、整備の必要性を精査していきます。
- ③ 新規整備事業は、一関市污水处理施設整備計画に基づき、平成 29 年度から令和8年度までに整備を行う中期計画区域の整備を進めることとし、令和9年度から 22 年度までに整備を行う長期計画区域については、当面、浄化槽の整備を促進することとします。また、社会情勢の変化を見極めながら必要に応じて見直し、より効率的な整備を進めます。
- ④ 既存施設は、ストックマネジメント*の手法により、計画的・効率的な施設管理を進めます。
- ⑤ 污水处理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。
- ⑥ 最適整備構想*に基づき、計画的な施設更新や改築を行います。
- ⑦ 消防署は、救急件数の動向、人口、地勢、道路事情、市街地などの形状や面積、集落の分布状況及び災害対応を考慮しながら、施設数や建替えを検討します。
- ⑧ 屯所については、現行の耐震基準導入以前に建設された屯所の優先的な更新を計画し、消防団員数に応じた施設数を検討します。
また、火災などの災害時に市民の生命や財産を守るため、適切に施設の更新、維持補修を行うとともに、可能なものは将来的に他施設との複合化を検討します。
- ⑨ 一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止住宅の解体を進めるとともに、引き続き維持管理を行う住宅については、居住性の向上、バリアフリー化、安全性の確保、長寿命化などの改修を行い、市営住宅の良好な居住環境の確保を図ります。
- ⑩ 老朽化が著しい施設については、計画的に解体を行います。

【用語解説】

*ストックマネジメント

施設の定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策の実施を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る技術体系及び管理手法。

*最適整備構想

農業集落排水施設の劣化状況などを調べる機能診断調査及びその結果に基づき、施設機能を保全するために必要な対策方法などを定めた構想のこと。本市では、平成 26 年度に策定済み。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て

- ① 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育て家庭や子どもと地域の人との関係に距離感があり、適切な支援を受けられない、または支援をできない状況があります。
- ② 妊娠、出産、子育てについての総合的な情報提供や活動、相談ができる、子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ③ こどもの健全な発育・発達を促すためには、こどもの疾病予防や健康管理、発達支援に加え、子育て世帯の育児不安や負担感の軽減など、子育て世帯へのきめ細かな支援を行う必要があります。
- ④ 幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供することが必要です。
- ⑤ 女性の社会参加が増加するとともに働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対する多様なニーズに応えられるサービスの提供体制など、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必要です。
- ⑥ 就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、小学校へ入学してからも、保護者の就労などで昼間、放課後等において家庭に保護者がいない児童に対し、安心して安全な居場所を確保する必要があります。
- ⑦ 貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、障がいのある子ども、医療的ケア児、外国籍等の子どもやヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、それぞれに寄り添った支援体制の構築が求められています。

イ 地域福祉

- ① 福祉サービスの提供にあたっては、利用者の人権が守られることはもとより、安心して利用できる必要があります。利用者に十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設などにおけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ② 市社会福祉協議会に「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施しています。生活困窮者の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援や関係機関への情報提供など、自立に向けた相談支援体制の推進が必要です。
- ③ 地域内でのコミュニケーションが希薄化している場合、個人が抱える深刻な課題が周りに伝わらず、その情報がどこにも届かないことがあることから、民生委員など地域に精通している方々と情報を密にとり、地域のつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。
- ④ 様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」を推進する必要があります。

ウ 高齢者福祉

- ① 高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい

生活を送ることができるようにするためには、「地域包括ケアシステム*」の推進が必要です。

- ② 様々な介護サービスを提供できるようにするため、介護人材の確保、育成が必要となります。
- ③ 介護サービスだけではなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要となっています。
- ④ 元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいをづくりにつなげていくとともに、介護予防など、健康長寿を実践するための活動が必要となります。

【用語解説】

* 地域包括ケアシステム

介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくりのこと。

エ 障がい者福祉

- ① 障がい者施策には、障がいを理由とした差別、権利の侵害、不利益な取り扱いや虐待を受けることなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組みなど、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- ② 障がいや発達に不安や心配のあるこどもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ③ 障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を、地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。
- ④ 障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインやアクセシビリティ*の考え方に基づく便利で快適なまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

【用語解説】

* アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

オ 健康づくり

- ① がん検診については、土日や夜間の検診の実施など、受診しやすい環境を整えるとともに、未受診者への再通知(コール・リコール)を実施し、受診率の向上に努めていますが、国が示す目標値(60%)には達していない状況です。
- ② 本市の特定健診における検査項目ごとの有所見者の割合は、血糖で国や県の平均より高く、血圧で国の平均よりも高い傾向が続いています。
- ③ 脳卒中や心疾患など循環器疾患の発症予防のためには、特定健診を受診し、生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるのが重要な取組ですが、特定健診の受診率は伸び悩み、目標値には達していない状況です。
- ④ 特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い方には、生活習慣を改善するための特定保健指導を案内していますが、実施率が目標値に達していない状況です。
- ⑤ 特定健診において、要医療と判定された方には受診勧奨を実施していますが、未受診の方もあるこ

とから、受診の必要性をわかりやすく説明するなど、受診に向けた保健指導をあわせて行う必要があります。

- ⑥ 本市における自死の原因・動機別自死者数は、健康問題が最も多い状況であることから、誰もが自らの健康状態に関心を持ち、健康づくりに取り組めるような環境づくりが必要です。
- ⑦ 市民の健康づくりを推進するための施設として設置されている保健センターを円滑に運営するため、計画的な施設改修の必要があります。

(2) その対策

ア 子育て

- ① 妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口である「一関市こどもセンター」において、切れ目のない支援に努めるとともに、効果的な情報発信に努めます。
- ② 子育て中の親子が相互に交流し、気軽に相談できる場(子育て支援ひろば*)を提供し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指します。
- ③ ファミリー・サポート・センター*事業の利用を促進するとともに、こどもの居場所づくりを推進し、地域全体で子育てを支援する意識啓発や、地域の中で子どもを健やかに育む環境づくりに努めます。
- ④ 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業を通して、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。
- ⑤ 保護者などのニーズを的確に捉え、幼稚園、認定こども園*及び保育所の設置状況など地域の実情を踏まえ、よりよい保育環境の整備を推進します。
- ⑥ 延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病児保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。
- ⑦ 放課後児童クラブ*などによる子どもたちの安全安心な居場所の確保を図るとともに、事業運営を行う団体などに対し、必要な財政支援などを行います。また、放課後子ども教室*との連携により、地域との交流を図ります。
- ⑧ 閉園などにより遠距離の保育施設に通園する児童に対しては、通園費補助金などによる支援を行い、通園に要する費用負担の軽減を行います。

【用語解説】

*子育て支援ひろば

地域において、乳幼児及びその保護者が、相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うひろばのこと。

*ファミリー・サポート・センター

地域において、子育ての手助けをしてほしい人、子育ての手助けができる人が会員になり、助けたり、助けられたりして、子育ての相互援助活動を行う拠点のこと。

*認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施するとともに、地域における子育て支援を行う施設について、県が認定こども園として認定した施設のこと。

＊放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援するもの。

＊放課後子ども教室

放課後の子どもの安全安心な居場所を設け、地域の方々の協力のもと、子どもに学習やスポーツ、体験活動などの機会を提供する取組。

イ 地域福祉

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的な相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスを適切に提供できるように、相談体制の充実を図ります。
- ② 成年後見制度＊や各種福祉サービスなどの利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。
- ③ 生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の早期把握や相談支援を行うとともに、生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じた就労支援や家計改善支援など、自立に向けた支援を推進します。

【用語解説】

＊成年後見制度

認知症の人、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人などが行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるように支援する制度。

ウ 高齢者福祉

- ① 介護予防は、地域の実情に応じた効果的な介護予防の取組を推進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業による、住民主体で参加しやすい介護予防の取組や、地域資源を生かした多様な主体によるサービス提供体制の充実の取組を推進します。
- ② 保健・医療・福祉・介護などの関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて、継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を推進します。
- ③ 明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と、地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ④ 介護施設などにおける多様な介護の担い手の育成や資格取得への支援など、介護人材の確保、育成を図ります。

エ 障がい者福祉

- ① 障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることがないよう、合理的配慮の提供の徹底を図るとともに、障がい者に対する虐待の防止を図ります。
- ② 障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特に、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター＊の機能強化を図

るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との連携を推進します。

- ③ 支援が必要な障がい者等が自立に向けた必要な相談支援及び各種福祉サービスの提供が受けられるよう、人材の確保、育成を図ります。
- ④ 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で安心して生活できるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業以降も切れ目のない一貫性・継続性のある適切な支援を提供する体制の整備を進めます。
- ⑤ 障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。
- ⑥ 障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。
- ⑦ 障がい者や高齢者をはじめ、全ての人が安心して暮らせるよう、物理的、制度的、文化・情報及び意識上のバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実を図るなど、ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティの考え方に基づく便利で快適なまちづくりを推進します。

【用語解説】

* 基幹相談支援センター

地域における、障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいの種別(身体・知的・精神)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。

オ 健康づくり

- ① がん検診、特定健診の案内の工夫や受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を目指します。
- ② 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方に、生活習慣を見直し健康づくりを継続して取り組めるよう、保健師や栄養士が特定保健指導を行います。
- ③ 特定健診の結果、要医療と判定された方に対して、確実に医療機関を受診していただくよう、保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化予防を推進します。
- ④ 自死のリスクにもつながる健康問題の発生の予防に向け、健康に関する情報発信、普及・啓発を行うほか、難病や障害のある方に対する相談支援や、がん検診の対象となる前の若い世代から健康づくりに関心を持てるような取組を推進します。
- ⑤ 健康づくりの推進の拠点となる保健センターについては、計画的な改修を行います。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
放課後児童クラブとの連携により運営される放課後子ども教室の数	2教室	6教室
産後ケア事業利用者の割合	42.0%	47.5%
子育て相談窓口の設置数	18 か所	70 か所
保育所などの待機児童数	62 人	16 人
放課後児童クラブ受入可能児童数	1,496 人	1,536 人
ゲートキーパー養成講座受講者数	3,527 人	6,527 人
地域包括支援センター設置数	6か所	6か所
特定健診の受診率	45.3%	60.0%
週1回以上外出している後期高齢者の割合	90.4%	92.4%
障がい福祉施設での生活から地域での生活に移行した人数	7人	9人

(3) 計画

持続的発展施策区分「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 児童福祉施設			
保育所	保育所改修等事業	一関市	
	私立保育施設整備事業費補助金	私立保育施設	
(2) 認定こども園			
	認定こども園改修等事業	一関市	
(3) 高齢者福祉施設			
老人ホーム	介護施設等整備事業費補助金	社会福祉法人	
(7) 市町村保健センター			
	保健センター改修等事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	通園費補助金 (閉園等により遠距離の保育施設に通園する児童について、通園に要する費用負担を軽減するため補助する。)	一関市	安心してこどもを産み育てることができる環境づくりにより、子育て世代の定住を図るため。
	第2子以降保育料補助金 (認可外保育施設に入所する第2子以降の児童について、保育料の負担を軽減するため補助する。)	一関市	安心してこどもを産み育てることができる環境づくりにより、子育て世代の定住を図るため。
	乳児見守り訪問事業 (子育て世帯の孤立や育児不安の解消につなげるため、0歳児を養育する世帯を訪問し、紙おむつを届けながら、乳児と保護者の見守りを行う。)	一関市	安心してこどもを産み育てることができる環境づくりにより、子育て世代の定住を図るため。
高齢者・障害者福祉	高齢者福祉乗車券交付事業 (高齢者等の交通弱者の社会参加を促進するため、バス・タクシーの共通乗車券を交付する。)	一関市	高齢者の社会参加の促進により、地域の持続的発展につながるため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
高齢者・ 障害者 福祉	障害者福祉乗車券交付事業 (障がい者等の交通弱者の社会参加を促進するため、バス・タクシーの共通乗車券を交付する。)	一関市	障がい者の社会参加の促進により、障がいの有無に関わらない地域生活の実現につながるため。
	障がい児保育事業 (従来の障がい児保育事業の対象とならないが、特別な支援が必要である児童の増加に伴い、市内の保育施設の負担が増加しているため、手厚い保育を実施する。)	一関市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりにより、子育て世代の定住を図るため。
	新生児聴覚検査事業 (聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、全ての新生児が聴覚検査を受けられるよう検査費用を助成する。)	一関市	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりにより、子育て世代の定住を図るため。
	障がい福祉人材確保奨学金補助金 (障がい福祉人材を安定して確保するため、資格を取得するための学校や養成施設等で修学する際に奨学金を借り入れた者に対し、奨学金返還補助を行う。)	一関市	障がい福祉人材を確保することにより、安定した社会保障の実現につながるため。
健康づくり	自死対策推進事業 (相談専門員の配置や傾聴ボランティア等の人材育成など、自死予防対策を行う。)	一関市	誰もが自死に追い込まれることのない社会の実現につながるため。
	訪問指導事業 (心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健指導等が必要な方や在宅難病患者を訪問し、状況把握や保健指導を行う。)	一関市	きめ細かな支援を行うことにより、健康長寿のまちづくりにつながるため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
健康づくり	ピロリ菌検査事業 (中学3年生及び成人(20歳及び39歳に到達する方で、過去にピロリ菌検査を実施していない方)を対象にピロリ菌検査を行い、感染の有無を確認し除菌治療につなげることで、ピロリ菌による慢性胃炎や胃がんになるリスクの低減を図る。また、がん予防について啓発することで、40歳からの胃がん検診受診への意識づけを図る。)	一関市	若い世代に健康づくりに関心を持ってもらうことにより、健康長寿のまちづくりにつながるため。
	健康いちのせき 21 マイレージ事業 (市民の主体的な健康づくりを促進し、健康的な生活習慣の定着を図るため、対象事業等に参加した19歳以上の方で所定ポイントに到達した方に特典を交付する。)	一関市	若い世代を含む幅広い年代に健康づくりに関心を持ってもらうことにより、健康長寿のまちづくりにつながるため。
その他	医療介護人材育成事業 (医療と介護人材の確保、育成、定着のため、介護職員就職奨励金・研修奨励金や看護・介護従事者向け研修、介護担い手育成講座、奨学金返還補助等を行う。)	一関市	医療・介護人材の確保等により、本市における「地域包括ケアシステム」の構築(継続)につながるため。
	不妊治療費助成金 (不妊治療等を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費を助成する。)	一関市	出産を希望する夫婦が、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりにつながるため。
(9) その他			
	サン・アビリティーズ一関改修等事業	一関市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 保育所は、幼稚園との認定こども園への移行も含め、施設の新築、改修などの必要性を検討します。
また、少子化の進行状況をみながら、一定規模による保育を維持していくため、各地域の実情に応じ、施設の統廃合を検討します。
- ② 放課後児童クラブについては、専用施設の整備ではなく、小学校の余裕教室などを活用する基本方針で、該当する学校と協議を進めていきます。
- ③ 老人福祉センターは、施設の老朽度や利用状況を踏まえ、他施設への機能の集約や廃止なども視野に入れ、今後のあり方を検討します。
- ④ 介護予防センターは、介護予防事業の方向性、地域での利活用の見込みを踏まえ、効率的・効果的な管理運営方法を検討します。
- ⑤ 利用状況を踏まえ、障がい者の社会参加と理解促進を図るため、効率的な利活用方法を検討するとともに、修繕による長寿命化を図ります。
- ⑥ 職員が常駐していない又は老朽化している保健センターについては廃止も視野に入れ、効率的な利活用方法を検討していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- ① 本市は高齢化率が高く、医療資源*の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後、増加が予想される在宅医療が必要な高齢者等への対応が求められています。
- ② 将来にわたって適正な医療サービスを提供していくためには、救急医療体制の確保や適正受診の普及啓発のほか、医師や看護師などの医療従事者を安定的に確保するとともに、医療と介護が連携した包括的なサービスの提供が求められています。
- ③ 医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、医療資源が集中している中心市街地から離れた周辺地域であっても、医療サービスが安定的に確保される必要があります。

【用語解説】

*医療資源

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師・その他医療スタッフなどの「ひと」、医療機器・検体検査・医薬品・設備や施設などの「もの」、運転資金などの「かね」のことをいう。

(2) その対策

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会や岩手県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 医療施設の整備充実を図るとともに、医師や看護師などの医療従事者の確保を図ります。
- ③ 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に、修学資金の貸付を行い、医師の確保を図ります。また、市内の医療介護施設などに将来勤務しようとする者に、修学資金の貸付を行い、医療介護従事者の確保を図ります。
- ④ 医師会をはじめとする関係機関、団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の確保に努めます。
- ⑤ 医療機関の適正受診について、市民への意識啓発を図ります。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
人口10万人当たりの医療機関数	64.1 か所	64.1 か所

(3) 計画

持続的発展施策区分「7 医療の確保」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(1) 診療施設			
診療所	医療用機器整備事業（国保診療所）	一関市	
	診療施設改修等事業（国保診療所）	一関市	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	休日当番医制運営事業 (市医師会に委託し、休日の午前9時から午後5時までの診療体制を確保する。)	一関市	市民の安心な暮らしに必要な地域医療の確保を図るため。
	病院群輪番制病院運営費補助金 (休日及び夜間における診療体制を確保するため、県立病院を除く4病院による輪番制運営の経費に対し補助する。)	市内医療機関	市民の安心な暮らしに必要な地域医療の確保を図るため。
	夜間救急医療対策事業 (市医師会に委託し、平日の午後6時から午後8時までの診療体制を確保する。)	一関市	市民の安心な暮らしに必要な地域医療の確保を図るため。
	臨床研修医研究支援事業費補助金 (地域医療の担い手育成支援のため、市内の医療機関に勤務する臨床研修医の研究及び研修経費に対し補助する。)	一関市医師会	将来にわたり、市民の安心な暮らしに必要な地域医療の確保を図るため。
	休日歯科応急診療運営費補助金 (年末年始及び3日以上続く休日の診療体制を確保するため、歯科医師会の経費に対し補助する。)	一関歯科医師会	市民の安心な暮らしに必要な地域医療の確保を図るため。
	医療介護人材育成事業(再掲) (医療と介護人材の確保、育成、定着のため、介護職員就職奨励金・研修奨励金や看護・介護従事者向け研修、介護担い手育成講座、奨学金返還補助等を行う。)	一関市	医療・介護人材の確保等により、本市における「地域包括ケアシステム」の構築(継続)につながるため。

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 各診療所は、地域住民の医療の確保に不可欠な施設であることから、経営の健全化を図りながら、適正に管理を行っていきます。

9 教育とスポーツの振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育

- ① 幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが必要です。

イ 義務教育、高等教育等

- ① 自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などにより、確かな学力の育成を図るとともに、豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。
- ② ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ③ 児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化に取り組む必要があります。
- ④ 老朽校舎の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- ⑤ GIGAスクール構想＊の実現に向けて、学校における情報通信技術(ICT)環境の充実と効果的な授業の研究・開発が必要となっています。
- ⑥ 高等学校、高等教育機関は、地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報など、知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係の構築が求められています。

【用語解説】

＊GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。

ウ 生涯学習

- ① 生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し、実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。
- ② 生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民における積極的な地域貢献意識の醸成と、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- ③ 市民センターは、地域による指定管理が進んでおり、社会教育事業をより充実させるためには、市民センターの指定管理者である地域協働体＊の職員が、社会教育の専門的知識や技能を習得するための支援が必要です。

- ④ 図書館については、生涯学習拠点の1つとして、市民の読書や学習、研究などに資するため、資料の充実、提供に加えて、新たなニーズに応じた多角的な図書館サービスを提供することが重要です。そのため、インターネットによる情報提供も含め、地域の情報拠点としての役割を高めていくことが求められています。
- ⑤ 読書バリアフリー法の成立に伴い、通常読書が困難な方や、病気や障がいなどで来館が困難な方へのサービスが求められています。また、若い世代を中心とした幅広い世代の読書意欲の向上のため、電子書籍*やオンラインデータベース*など、新たな媒体での資料提供の充実などが求められています。

【用語解説】

*地域協働体

一定の区域(市立市民センターの管轄区域を原則とする)の住民を中心に構成された自治会、町内会その他の地域的な共同活動のため地縁に基づいて形成された団体と、老人クラブ、PTA、子ども会、NPO、ボランティア組織等の団体などで構成され、連携して協働のまちづくりを推進するための地域組織をいう。

*電子書籍

コンピューター、スマートフォンなどを用いて閲覧できる電子的な書籍。文字の拡大や読み上げ、画面の色の反転機能を備えており、視覚障がいのある人や紙の資料の利用に困難がある人にも利用しやすい。

*オンラインデータベース

インターネットを利用して、新聞記事や医療、法情報などのデータの検索を行えるデータベースサービス。

エ スポーツ

- ① 多くの市民が生涯を通じ、気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。
- ② 競技力の向上を図るため、ジュニア期から段階に合わせた指導を行う指導者の育成が求められています。
- ③ 交流人口の拡大による活性化を促進するため、スポーツツーリズム*の推進が求められています。

【用語解説】

*スポーツツーリズム

スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを融合した観光を楽しむ旅のこと。

(2) その対策

ア 就学前教育

- ① 保護者などのニーズを的確に捉え、幼稚園と保育所の設置状況など地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行などにより、保育環境の整備を推進します。また、幼児教育の環境の整備を図ります。

イ 義務教育、高等教育等

- ① こどもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ② 美しい日本語との出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。
- ③ 地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティア*として活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。
- ④ 不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、学校の教育相談体制の充実に図ります。
- ⑤ 校舎や屋内運動場などの施設の長寿命化を見据えた改修を行うなど、学校施設における安全安心の確保を図ります。
- ⑥ ユニバーサルデザインの観点から、施設のバリアフリー化に努めます。
- ⑦ 望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合などにより学校規模の適正化に努めます。
- ⑧ 学校統合に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑨ スクールバスが利用できない遠距離通学児童生徒に対しては、遠距離通学費補助金などによる支援を行い、通学に要する費用負担の軽減を行います。
- ⑩ 情報通信技術（ICT）のスキルの習得に必要な機器の整備や教育設備、図書の充実など、学校教材等の充実及び、効果的な授業の研究・開発に努めます。
- ⑪ 調理業務の民間委託など、効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食を提供します。また、給食センターの計画的な改修を行います。
- ⑫ 将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能習得など、教育内容の充実に支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を支援します。
- ⑬ 高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。

【用語解説】

*学校支援ボランティア

学校支援活動事業において、実際に支援活動を行う地域の住民。学校の求めに応じて、学校管理下における支援活動を行う。

ウ 生涯学習

- ① こども、保護者、学校、地域、行政の連携により、生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。
- ② 市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実に図ります。また、施設の長寿命化を見据えた改修を行います。
- ③ 市民センターの指定管理者である地域協働体の職員の、社会教育に関する専門的知識や技術の向上を図るため、研修機会の支援に努めます。
- ④ 市民との連携を深め、効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの基

盤として位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。

- ⑤ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習活動の機会拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。また、集会施設、いちのせき健康の森セミナーハウスや索道施設の活用を図ります。
- ⑥ 図書館の設備や蔵書、専門職員の充実を図るとともに、電子書籍やオンラインデータベースなど、情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点である図書館機能の充実を目指します。
- ⑦ 図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手できるよう、各地域の図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努め、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ⑧ 幼児・児童を対象とした、おはなし会の開催や乳幼児健診の機会を活用した読み聞かせなどにより、図書館と家庭が連携し、こどもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。また、学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書環境の充実を図ります。
- ⑨ 高齢者や身体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、そのあり方について検討を進め、ニーズに対応したサービスを提供します。

エ スポーツ

- ① 生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の実現を目指し、スポーツ推進計画に基づく施策を展開します。また、スポーツ施設の計画的な改修を行います。
- ② ニュースポーツ*やスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③ スポーツの指導者や団体を育成し、競技力の強化を図ります。
- ④ スポーツ大会の開催やイベントの誘致に取り組み、交流人口の拡大を図ります。

【用語解説】

*ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、こどもからお年寄りまで気軽に楽しめるように、新たに考案されたスポーツのこと。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
保育所などの待機児童数	62 人	16 人
全国学力・学習状況調査における特定科目の正答率(全国比)	87.6	100.0
地域課題について考える学びを行っている学校の割合	100%	100%
市外から市内学校への通学者数	1,074 人	1,161 人
市民1人当たりの市民センターの生涯学習活動参加回数	1.9 回	1.9 回
市民1人当たりの図書館蔵書の貸出冊数	7.5 冊	8.0 冊

(3) 計画

持続的発展施策区分「8 教育の振興」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設			
校舎	校舎改修等事業	一関市	
	一関小学校整備事業	一関市	
屋内運動場	屋内運動場改修等事業	一関市	
屋外運動場	屋外運動場改修等事業	一関市	
水泳プール	水泳プール改修等事業	一関市	
スクールバス・ポート	スクールバス整備・更新事業	一関市	
給食施設	学校給食センター改修等事業	一関市	
その他	学校遊具等改修等事業	一関市	
(2) 幼稚園			
	幼稚園改修等事業	一関市	
(3) 集会施設、体育施設等			
市民センター	市民センター改修等事業	一関市	
集会施設	集会施設改修等事業	一関市	
体育施設	体育施設改修等事業	一関市	
図書館	図書館改修等事業	一関市	
	移動図書館車更新事業	一関市	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
義務教育	教育立市プラン推進事業 (教育相談員、特別支援コーディネーター、学校サポーター、学習指導専門員、適応支援相談員、読書普及員の配置や中学生の社会体験学習事業等を行う。)	一関市	児童生徒の学力向上、学校適応や健全育成を図るため。
	ことばの力を育てる教育推進事業 (幼保・こども園や小学校において、読書普及員の配置や「ことばの時間」を設定し、ことばの力の向上を図る。)	一関市	こどもの豊かな心と地域への誇りの育成を図るため。
	学びの活性化事業 (市内中学校で課題となっている教科に対応する学習支援員を配置し、学力向上を図る。)	一関市	望ましい勤労観・社会観や社会性を培い、これからの社会を生き抜く人材の育成を図るため。
	学校用コンピューター整備事業 (国で掲げる GIGA スクール構想の実現に向け、小中学校の ICT 環境の整備を推進する。)	一関市	児童生徒の情報活用能力の育成を図るため。
	外国語指導助手配置事業 (小・中学校に外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実と国際理解を図る。)	一関市	外国語指導助手を配置し指導補助及び研修補助を行うことで、児童生徒の外国語教育の充実と国際理解に資するため。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
生涯学習・スポーツ	合宿促進補助金 (市外の中等教育機関や高等教育機関のスポーツ及び文化芸術部の合宿を招聘するため、交通費や地元学校への技術指導等に要する経費に対し補助する。)	一関市	スポーツ及び文化芸術交流の推進により、交流人口の拡大と地域経済の活性化につながるため。
	トップアスリート育成強化支援事業 (本市を拠点に全国大会や国際大会に出場し活躍するトップアスリートを育成強化するため、強化練習等に要する経費に対し支援する。)	一関市	競技スポーツの推進により、市民のスポーツへの関心や意欲が高まり、スポーツ活動の推進につながるため。
その他	図書館資料整備事業 (ICタグを購入し、図書館資料を整備するとともに、多様な読書のニーズに応えるため、電子的資料の整備及びデータベースの拡充を行う。)	一関市	図書館資料の充実と利便性向上により、誰もが利用しやすい図書館の実現につながるため。
(5) その他			
	いちのせき健康の森セミナーハウス施設改修等事業	一関市	
	索道施設改修等事業	一関市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 学校施設は、各地域との協議により検討された統廃合の方向性に基づき、施設管理を行います。
- ② 学校施設は、公共施設の中でも大規模な施設であり、地区の中核的な施設でもあることから、余裕教室の有効活用や更新を行う際には、周辺施設との機能の複合化を図るなどの検討を行います。
- ③ 学校給食センターは、安定的な給食の提供ができるよう、各施設の老朽化する給食調理設備・備品の計画的な更新を行います。
- ④ 幼稚園は、園舎の老朽化が進んでいることや定員充足率の低下など課題があることから、施設の統廃合やこども園化など、総合的な対策について検討します。
- ⑤ 市民センターは、地域づくりの拠点施設として今後も活用される見込みであることから、必要な機能を確保し、長寿命化を図ります。
- ⑥ 老朽化した施設の建替え更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化・多目的化を検討し、施設の有効活用を図ります。
- ⑦ 利用の形態が専ら当該地域の限られた自治会エリアの利用となっている施設は、地域間の均衡と公平性から、地元自治会へ無償貸付又は無償譲渡を促進します。

- ⑧ 図書館は、利用者数などを勘案し、施設の適正規模を検討します。併せて、サービス低下を最低限にとどめるため、配本所の増設など代替サービス案について検討します。
- ⑨ 地域住民が利用するスポーツ施設については、利用状況や配置状況などを考慮して、今後の更新を検討していきます。
- ⑩ 特に、著しく利用が少ない施設や利用者に偏りがある施設、維持管理に高額な費用が掛かる施設については、見直しを検討していきます。
- ⑪ 利用者にとって快適な環境を整えるため、施設の現状を確認しながら維持補修などを行い、施設の機能維持を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- ① 地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会などの組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取組が重要となります。
- ② 地域協働体と行政とがますます連携し、市民センターを拠点とした地域づくり活動を行うことにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されることが期待されます。
- ③ NPOや民間事業者(企業)などの、民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。

(2) その対策

- ① 全地域での地域協働体の設立と活動の活性化に向けて、地域協働体支援事業補助金や地域づくり交付金などにより活動を支援します。
- ② 地域コミュニティの基盤である自治会などの活動や、コミュニティ活動の拠点となる自治集会所などの整備を支援します。また、自治会などが取り組む、自主的な地域づくり活動を支援します。
- ③ 地域協働の推進には、地域と行政が相互理解のもとに連携することが重要です。行政は、地域協働体による市民主体の地域づくりを推進し、それらの活動に対して様々な支援を行います。また、地域協働体が策定した地域づくり計画の実践を支援します。
- ④ 協働のまちづくりを円滑に進めるため、市民活動センター*などの中間支援組織による、自治会や地域協働体、市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ⑤ 地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑥ 民間事業者(企業)も地域の一員として、専門性を生かした多様な地域貢献が可能であることから、様々な分野での協働の取組を要請します。

【用語解説】

*市民活動センター

平成 20 年4月、本市の市民活動の拠点として開設。市民が主体となった地域づくりを進めるため、市がNPO法人に市民活動支援事業を業務委託し、市民活動の活性化と市民活動への多様な参加、連携を図るとともに、市民活動団体への支援、情報交換、研鑽を進め、市民活動団体が活動しやすい地域基盤づくりを促進している。いちのせき市民活動センターと同センターせんまやサテライトの2か所を拠点としている。

設定する指標 (市総合計画前期基本計画)

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和 12 年度)
自治会等活動費総合補助金活用団体の割合	92.7%	95.0%
地域づくり計画の見直し件数(累計)	2件	12 件

(3) 計画

持続的発展施策区分「9 集落の整備」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
集落整備	自治会等活動費総合補助金 (地域の課題は地域で解決するという自治意識を醸成するとともに、地域の実情に応じた活動の展開や地域課題の解決に積極的に取り組む自治会等の育成と活動を支援するため、活動経費に対し補助する。)	一関市	自治会等活動の活性化や自治会内の住民交流の推進により、住み良い地域の実現につながるため。
	地域おこし事業 (地域や民間団体が取り組む地域おこし事業の実施に係る公開プレゼンテーションの開催、団体間の意見交換会及び活動実践発表会(講演会を含む)を開催する。)	一関市	活力ある地域づくりの推進により、住み良い地域の実現につながるため。
	市民活動推進事業 (市民活動相談支援事業、地域協働体支援事業等の業務を市民活動センターに委託し、市民団体が活動しやすい地域基盤づくりを推進する。)	一関市	市民活動の活性化や課題等の早期発見・早期解決により、住み良い地域の実現につながるため。
	地域協働体支援事業 (地域協働体の体制強化や活動を支援する。)	一関市	地域協働体による市民主体の地域づくりの推進により、協働のまちづくりの実現につながるため。
	地域づくり交付金 (地域課題の解決に取り組む地域協働体の活動を支援するとともに、地域協働体の自主的・主体的な取組を推進する。)	一関市	地域協働体による市民主体の地域づくりの推進により、協働のまちづくりの実現につながるため。
	行政連絡費 (市と地域住民との緊密な連絡体制を保ち、市政の円滑な運営を図る。)	一関市	市と市民が情報を共有し、市政の円滑な運営を図ることにより、住み良い地域の実現につながるため。

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 市民センターは、地域づくりの拠点施設として今後も活用される見込みであることから、必要な機能を確保し、長寿命化を図ります。
- ② 利用の形態が専ら当該地域の限られた自治会エリアの利用となっている施設は、地域間の均衡と公平性から、地元自治会へ無償貸付又は無償譲渡を促進します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 博物館

- ① 博物館は、施設の老朽化が進んでおり、国宝や重要文化財を安全に公開できる公開承認施設としての機能を維持することが重要です。
- ② 博物館の常設展示については、これまで蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映させながら、展示の充実を図ることが求められています。
- ③ 博物館の収蔵庫は飽和状態となっており、重要文化財を含む収蔵資料の保全や資料収集活動の持続のために、収蔵庫の拡張が求められています。

イ 文化芸術

- ① 文化芸術団体の活動は、地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供するなどの支援が求められています。
- ② 文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実などが求められています。

ウ 文化財の保護、地域文化の伝承

- ① 文化財の保存、活用を進める上で、その対象となる文化財は、市内のどこに、どのようなものがあるのか、まず、市民が現地で分かるよう環境を整備することが課題です。
- ② 今後、民俗芸能を伝承する各地域での異なる状況を踏まえながら、各団体が望む課題解決の方向性に応じた支援のあり方を探っていく必要があります。
- ③ 少子高齢化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、文化財や歴史的な景観の維持・継承が困難となり、貴重な文化財の保存が求められています。

エ 骨寺村荘園遺跡の保護

- ① 骨寺村荘園遺跡を後世へ守り伝えるためには、地域住民のみならず地区外からの応援、協力を受け、保全活用などに取り組む必要があります。
- ② 研究者など専門家の助言をいただきながら、資産価値の向上に向けて、文献研究や発掘調査などの取組を進める必要があります。

(2) その対策

ア 博物館

- ① 国宝や重要文化財等を安全に保管・展示できる機能を維持するため、施設の改修や温湿度等の環境改善について検討します。
- ② 開館以来、蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映した、常設展示の改修及び収蔵庫の増床について検討します。
- ③ 博物館は、芦東山記念館、民俗資料館、せんまや街角資料館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシ

タン殉教公園と連携を図りながら、地域の歴史や文化の特色を学べる場を提供します。

イ 文化芸術

- ① 地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動に対する支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ② 音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ③ 文化芸術活動を実践できる施設・設備の充実に努めます。

ウ 文化財の保護、地域文化の伝承

- ① 市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ② 文化財の標柱、解説板を設置し、市民が文化財や地域の歴史、文化について理解を深められるよう環境整備を図り、文化財の保存や活用に関する地域活動の促進が図られるよう努めます。
- ③ 地域文化を代表する民俗芸能に関して、その伝承活動を行う団体からの相談対応、活動への助言、活動費助成案内などを通じて、民俗芸能が次代に継承されるよう必要に応じた支援に努めます。

エ 骨寺村荘園遺跡の保護

- ① 骨寺村荘園遺跡の価値を後世に伝えるため、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。
- ② 本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観の保全に努めます。
- ③ 小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④ 骨寺村荘園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信するとともに、市民などへ伝えるための取組を行います。
- ⑤ 地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑥ 地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。
- ⑦ 研究者などからなる骨寺村荘園遺跡指導委員会の指導助言をいただきながら、文献研究や発掘調査などを進め、資産価値の向上に努めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分「10 地域文化の振興等」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(1) 地域文化振興施設等			
地域文化 振興施設	地域文化振興施設改修等事業	一関市	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化 振興	郷土芸能活動事業補助金 (郷土芸能団体等の活動や発表会等に要する経費に対し補助する。)	一関市	郷土芸能が次代に継承されることや交流人口の拡大により、地域の活性化を図るため。
	大東大原水かけ祭り保存会事業費補助金 (県の無形民俗文化財指定された伝統行事の運営や保存のため、保存会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	伝統行事の文化の継承や交流人口の拡大により、地域の活性化を図るため。
	摺沢水晶あんどん祭り事業費補助金 (伝統行事の運営のため、実行委員会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	伝統行事の文化の継承や交流人口の拡大により、地域の活性化を図るため。
	唐梅館絵巻実行委員会補助金 (先人が築いた歴史文化を顕彰し、時代絵巻を再現してまちの賑わいを創出するため、実行委員会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	歴史文化の顕彰やまちの賑わい創出により、地域の活性化を図るため。
	室根大祭協賛会補助金 (国の重要無形民俗文化財に指定され、東北名代の荒祭と呼ばれる室根神社特別大祭の伝承保存のため、協賛会が実施する事業に対し補助する。)	一関市	伝統のある祭保存の機運の高まりや交流人口の拡大により、地域の活性化を図るため。
(3) その他			
	骨寺村荘園遺跡保全活用事業	一関市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 博物館等施設は、施設の維持管理に相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、入館者数の増加策を検討します。
- ② 文化施設は、単一施設又は複合施設の別や、施設ごとの利用度が大幅に異なる状況であることを考慮し、それぞれの特徴や有する機能などを検証のうえ、今後のあり方を検討します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- ① 地球温暖化の進行は、異常気象による自然災害の増加など多くの危険性を抱えており、温暖化の原因となる温室効果ガス*の排出量削減のため、省エネ型の生活や産業活動を普及・推進していく必要があります。
- ② 国では 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを宣言し、本市においても 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言しています。環境負荷の少ない再生可能エネルギー*の利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図っていく必要があります。
- ③ 温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料*への依存から脱却する必要があり、また、災害時などに電力供給を確保するためにも、再生可能エネルギーによる自立分散型の電力供給への転換を図っていく必要があります。

【用語解説】

*温室効果ガス

地表面が温められて放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする地球温暖化対策の推進に関する法律に定める7種類の物質。

*再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、エネルギー源として永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス。

*化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

(2) その対策

- ① 低燃費車や電気自動車などの利用、エコドライブ*など化石燃料の使用を削減する取組を進めます。
- ② 太陽光、太陽熱、地中熱など自然エネルギーの利用を促進します。
- ③ バイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えます。
- ④ 資源やエネルギーが地域内で循環する取組を推進します。
- ⑤ 公共施設などへの再生可能エネルギーの導入、省エネ型設備への改修を進めます。
- ⑥ 環境負荷低減のための施策の推進や、省エネ意識の向上に努めます。
- ⑦ 補助制度や環境団体などと連携した普及啓発活動により、再生可能エネルギーや省エネ型設備の導入を推進するとともに、エネルギーの地産地消を推進します。

【用語解説】

＊エコドライブ

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけ。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和 12 年度)
再生可能エネルギーの導入容量	172,657kW	194,264kW
燃料用木材の生産量	77BDt	150BDt

(3) 計画

持続的発展施策区分「11 再生可能エネルギーの利用の推進」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	新エネルギー等導入事業費補助金 (住宅用太陽光発電設備等の導入に係る経費に対し補助し、再生可能エネルギーの利用推進を図る。)	一関市	再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガスの排出削減につながるため。
(3) その他			
	資源リサイクル事業	一関市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 地球温暖化防止や維持管理コスト削減に向け、大規模な施設の改修にあたっては新エネルギー設備の導入を検討します。また、省エネ性能の高い設備導入によるコスト削減といった経営戦略的な改修や、施設の使用環境の改善、環境性能の向上を図るための改修に計画的に取り組めます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境、環境保全

- ① 河川は、利水において重要な役割を果たすとともに、潤いのある空間を提供しており、河川が本来持つ様々な機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていく必要があります。
- ② 市民が安心して日常生活を送るためには、環境問題の発生原因を分析し、再発防止を図るとともに、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。

イ ILCの実現を見据えたまちづくり

- ① ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化するとともに、政府が主導して国際的な議論を推進するよう、県をはじめとする関係機関と連携して働きかけていく必要があります。
- ② ILC計画の動向や関心事項を市民に対し情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。
- ③ 世界中から訪れる研究者やその家族などが安心して生活できるよう、様々な分野での人材育成、多文化共生の推進、生活環境の向上などの取組を継続していく必要があります。
- ④ 加速器関連技術の発展から生まれるイノベーションは様々な分野における応用が期待されており、その波及効果を産業面などに最大限に活かして行く取組や、ILCに関わる各種産業への展開支援が必要です。

ウ 一ノ関駅東口工場跡地の利活用などによる駅周辺のまちづくり

- ① 一ノ関駅東口工場跡地は、新幹線駅に隣接した広大な整形地であり、国道 284 号や国道 342 号、主要地方道一関大東線などの幹線道路に近接し、東北地方はもとより全国からのアクセスに良好な土地です。
- ② 一ノ関駅東口工場跡地を、時代ごとに変化する市民ニーズに応じ、市民にとって最も望ましい使い方をしていくため、市は、令和 4 年度に土地所有者と土地の売買に係る契約を締結しました。(令和 8 年秋に土地引渡し)。
- ③ 一ノ関駅東口工場跡地は、市の最大の課題である人口減少に対処するため「雇用を創り出す場」として活用を進めることとし、特に、次代を担う若者をはじめ様々な人や企業が関わる「イノベーション創出の中核となる場」として、市内全域への雇用の誘発につながっていくことを目指します。また、人が集い、交流する「にぎわい創出機能」、広場や公園、プロムナードなどの「公的機能」を配置し、これらの機能を有機的につなげることで、新たな取組が持続的に生まれる場となることも目指します。

(2) その対策

ア 自然環境、環境保全

- ① 河川の清らかな水質を保つため、河川や工場、畜舎からの排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ② ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。
- ③ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備にあたってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④ 県や動物愛護団体、自然保護団体などと連携し、人と自然が共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。
- ⑤ 国及び県の法令等の趣旨に鑑み策定した「一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針」と環境保全協定*の締結により、自然環境の適正な保全に努めます。

【用語解説】

*環境保全協定

市と事業者が、生活環境を保全するため必要があると認めるとき結ぶ協定。市民団体と事業者が結ぶ場合もある。

イ ILCの実現を見据えたまちづくり

- ① ILCを関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府が主導して国際的な議論を推進するよう、県をはじめとする関係機関と連携して働きかけます。
- ② 研究者コミュニティ及び関係機関と密接に連携し、ILCの建設に必要な取組を進めます。
- ③ ILC建設候補地周辺の環境整備などに関し、地域主導で取り組むべき課題について、関係機関と連携して検討を進めます。
- ④ ILCの動向や関心事項について、広報やSNSなどを活用した情報発信や、専門家による解説セミナーや講演会などの開催により、市民の理解増進を図ります。
- ⑤ 次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。
- ⑥ ILCを核とした国際研究拠点に携わる、様々な分野の人材育成のための取組を進めます。
- ⑦ 国内外の研究者やその家族と地域住民がともに暮らしやすい社会の実現に向けた検討や、情報通信基盤や交通ネットワーク環境等の整備を進めます。
- ⑧ 世界中から訪れる研究者などが安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備及び支援体制の整備を進めます。
- ⑨ ILC建設に関わる土木、設備関連をはじめ、ILCに関連する最先端技術を担う専門人材の育成に取り組むほか、加速器関連技術を用いたプロジェクトに、企業が参入できる機会の創出を図るとともに、産学官金の交流及び連携を進めます。
- ⑩ ILCの先端技術を活用したイノベーション創出を見据え、各種産業へ展開するための支援に取り組めます。

ウ 一ノ関駅東口工場跡地の利活用などによる駅周辺のまちづくり

- ① 一ノ関駅東口工場跡地における土地の開発は段階的に行う中長期的な事業として進め、また、産業、教育、コミュニティなど幅広い分野にわたる連携を行い、一関市の玄関口にふさわしい活力あるエリアづくりに取り組みます。
- ② イノベーション創出機能、賑わい創出機能、公的機能（広場、プロムナード、公園、インフラなど）を担う施設の整備を進めます。
- ③ 市内事業所の事業拡大に伴う事業所整備や市外事業者の受入れにより事業所系オフィス、研究・開発型オフィスなどの集積を進めます。
- ④ ILCなどの大型研究プロジェクトの関連用地としての活用の検討を進めます。
- ⑤ 一ノ関駅の西口と東口を自由に行き来できる東西自由通路の整備や一関商工会議所本所事務所跡地の利活用などと、一ノ関駅東口工場跡地の利活用との相乗効果により、一ノ関駅周辺の活性化とにぎわい創出を進めます。

設定する指標（市総合計画前期基本計画）

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
環境基準の類型指定河川における基準値未達成の河川数(BOD値)	0河川 (令和5年度)	0河川 (令和11年度)
環境保全協定の締結件数(累計)	167 件	185 件
一般廃棄物のリサイクル率	16.6%	17.5%

(3) 計画

持続的発展施策区分「12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 ※
(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	国際リニアコライダー推進事業 (国際リニアコライダー(ILC)の普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態勢の推進を図る。)	一関市	国の ILC 誘致表明後、スムーズに ILC の建設に移行できるとともに、ILC 実現による波及効果を高めるため。

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、当該施策の効果が将来に及ぶ理由

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。